

会報

第 165 号

◇エッセー

白駒の隙 金沢大学長 岡田 晃

■諸会議議事要録

理事会

第104回総会

第71回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

特別会計制度協議会

■要望書

大学評価機関（仮称）の在り方について（要望）

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■資料

大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）

国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方

教務職員問題に関する検討結果報告

学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」（中間まとめ）に対する意見

■名簿

理事会，常務理事会，常置委員会及び特別委員会

国立大学協会

平成 11 年 8 月

会報

平成11年8月 第165号

第49卷第3号通巻第165号

平成11年8月号

国立大学協会

●エッセー

白駒の隙 金沢大学長 岡田 晃7

【事業報告】

■諸会議事要録(平成11年5月～6月)

理事会(6.10).....15

報告

会務報告

各委員会報告

大学入試センターからの報告

協議

理事候補者について

常置委員会委員(学長)の所属替えについて

委員会委員の交代について

平成10年度国立大学協会歳入歳出決算について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

人事院勧告の取扱いに関する要望について

国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について

当面する諸問題について

その他(第104回総会の日程/第105回総会の日時・場所等)

理事会(6.15).....26

会長、副会長の選出について

常置委員会委員(大学の代表者)候補者の確認について

監事候補者の選考について

第104回総会〔第1日目〕(6.15).....28

報告

会務報告

特別委員会の設置期間の満了について

各委員会委員長報告

協議

理事の選任について

報告

各地区学長会議の状況報告

協議

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

人事院勧告の取扱いに関する要望について

教務職員問題について

報告

会長、副会長選出の結果報告

大学入試センターからの報告	
協 議	
常置委員会委員（大学の代表者）所属換えについて	
平成10年度国立大学協会歳入歳出決算について	
平成11年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について	
国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について	
当面する諸問題について	
第104回総会〔第2日目〕（6.16）	48
報 告	
各常置委員会の委員長選出結果について	
各常置委員会報告	
協 議	
監事の選任について	
「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（修正版）について	
その他（第105回総会等の日時・場所等／退任学長挨拶）	
第71回事務連絡会議（6.18）	51
総会付議事項説明	
大学入試センター説明	
文部省からの説明及び事務連絡	
第1常置委員会（6.16）	60
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
その他（専門委員の委嘱等）	
第2常置委員会（5.20）	61
報告事項	
国立大学の平成13年度入学者選抜の基本方針について	
平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
推薦入学の募集人員の割合について	
平成12年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
大学入試情報開示について	
第2常置委員会（6.16）	69
委員長選出について	
「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について	
国立大学における推薦入学募集人員の割合について	

第3 常置委員会 (6.16).....	72
委員長の選出について	
作業委員会の委員について	
本年10月改選の教員委員について	
今後の委員会の進め方について	
第4 常置委員会 (5.24).....	75
国立大学教官等の待遇改善に関する要望について	
人事院勧告の取扱に関する要望について	
教務職員問題について	
第4 常置委員会 (6.16).....	79
委員長選出について	
教員委員の推薦について	
今後の委員会の審議事項について	
第5 常置委員会 (6.16).....	81
委員長の選出について	
JUSSEP 小委員会の報告について	
UMAP 日本国内委員会の報告	
ドイツ・フランスの大学との学生交流について	
今後の検討課題について	
第6 常置委員会 (6.16).....	84
委員長の選出について	
委員会の今後の審議事項について	
その他 (社会人学生の授業料等)	
第7 常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会 (5.24).....	85
学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推 進について」(中間まとめ案)に対する意見について	
情報公開法について	
その他 (高等学術研究員について)	
第7 常置委員会 (6.16).....	88
委員長の選出について	
当面の課題について	
高等学術研究員 (ダイヤモンド・フェロー) について	
専門委員について	

大学評価に関する特別委員会（6.4）	90
大学評価のあり方について	
大学評価に関する特別委員会（6.29）	94
大学評価のあり方について	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会（6.4）	97
委員の交代について	
「国立大学協会五十年史」の“特別寄稿”について	
国立大学協会の組織図について	
「年表」について	
特別会計制度協議会（5.7）	99
国立学校特別会計及び関連の諸課題について	
諸会合（平成11年5月～6月末までの開催会議）	105
第104回総会国立大学協会事業報告	106
諸会合	
要望その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
【要 望 書】	
大学評価機関（仮称）の在り方について（要望）	111
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	113
【資 料】	
大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）	117
国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方	121
教務職員問題に関する検討結果報告	132
学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して―」（中間まとめ）に対する意見	137

【名 簿】

理 事 会	142
常務理事会	142
常置委員会	143
特別委員会	146

【そ の 他】

副会長の交代等	149
---------------	-----

編集後記

はっく げき
白駒の隙

金沢大学長 岡田 晃

荘子の知北遊には「白駒の^{げき}郤」とあるが、郤は隙の意であるのでここでは隙とした。「人の天地の間に生くるは白駒の郤を過ぐるがごとく、忽然たるのみ」、すなわち「人の一生は白駒が過ぎ去るのを窓の隙から見るように早く過ぎてゆくものである」という句からとったものである。金沢大学長に就任してから2期6年間の任期もあつという間に過ぎ去ろうとしており、また古稀を迎え、さらに一生の終りもどンドン近づきつつあることも確かであって、今はただ慌ただしく時間が過ぎ去って行ったという感慨の中にある。当面する課題を視野にいれながら過ぎ去ったこれまでのあれこれを思い出してみたい。

中高一貫教育

中高一貫教育の旗がふられてからその普及も活発になってきた。私はこの中高一貫教育の変則的な体験者である。ここで変則的であるというのは、戦争中であつたので中学2年の後半からは農村や工場に動員されたため全く授業がなかったからだ。

丁度50年前の昭和24年から現在の教育制度が始まったが、それ以前の、いわば戦前の教育制度は、小学校6年、中学5年(4年で高等学校等の上級学校への受験が可)、高等学校または専門学校等3年、大学3年(医学部、医科大学は4年)のコースになっていた。そして中学校4年と高等学校3年を一貫して教育する7年制高等学校があつた。7年制高等学校では中学相当を尋常科とよんでいたが、私は旧制度における官立(国立のこと)富山高等学校尋常科最後の生徒でもあつたのだ。

当時の高等学校は全国で三十数校しかなく、高等学校を卒業さえすれば、旧帝国大学、官立単科大学には受験勉強らしきものをしなくても悠々と入学出来るような仕組みになっていた。当時の中学のコース5年を4年で修了し、しかも高等学校へは無試験で入学出来ることになっていたから7年制高等学校の中学相当の尋常科へは志願者が殺到したようだった。ただし、当時の中学校へ進学する人は極めて少なく、私の小学校同級生でもそれは1割強であった。いわば旧帝大を卒業するまでのコースであるこの7年制高等学校を志望することは、それまでの学費、生活費等を負担出来るある程度の資産家を親にもつことが前提になっていたくらいがあったが、幸いにも私の父は小地主であった。

中学における教師は優れた人々ばかりであった。国語は北原白秋の高弟であった歌人の木俣修氏が担当していた。哲学の尼ヶ崎教授からは中学1年ですでに世界観という言葉が頭にこびりつくほど教えられた。後に立正大学教授となった英語の佐瀬先生は級の担任でもあり、その温情を忘れることは出来ない。漢文だけはなぜか得意で、ある時機に「100点である」と白墨で書いてもらったことがあった。“ギリギリス”というあだ名のその藤井先生はやがて七高教授となり、さらに岐阜大学名誉教授になられた。

まさしく素晴らしい教師達に教えられたのであったが、戦雲も急を告げ、やがて農村の手伝いに、工場の作業へと狩りだされ、正規の授業を受けたのは中学2年までであった。当時の中学は4年または5年であったから我々はまさに学業を中断してきた世代なのだ。同級生には、いつも宿題を教えてもらい、今も頭のあがらない、杉田秀夫前国立精神神経センター長、その頃から活動的であった糸氏英吉日本医師会副会長などがおり、ずっと富山市で医院を開業している高橋芳雄

君には常に人間の大きさを感じ、教えられ、助けられてきた。

このような中高一貫教育の経験から言えることは、どんどん伸びてゆく秀才グループと学業成績から見ればどうしても劣っているような層に遠心分離することがあるのかもしれないということだ。しかし当時の仕組みのせいなのかも判らないが、ほとんどの同級生は旧制度の大学を卒業し今も各分野で活躍しているのである。ただしこれは小学校での学力がある水準以上の人の集団でのことである。また現在の中高一貫教育とは大学における受験競争でほとんど心配しなくてもよかった点で大きく異なっていて、もし現在高校受験に激烈な競争があったならば、受験勉強のみに偏りがちにならないという点で、その人間形成において多大の効果が得られるものと考えることが出来る。しかし現実の中高間の障壁はそれ程厳しくないだけに我々が経験した場合のような意義は少ないようにも感じられる。いずれにしても人間成長の重要な時期に受験勉強にはとらわれずに悠々と修学出来る面からも好ましいことではあるが、早期に受験の競争を終えて大学進学を余裕をもって迎えるべきであるという私の経験から言えば、むしろ少人数を対象とした高大一貫教育もやがては制度の中に組み入れられなければならないのかもしれない。

師との出会い

私には忘れ難い多くの師がいる。これまでそれがどんなことであろうが教え導いて頂くことに私とかかわった方は、すべてが私の師であるが、そのなかでもすぐに頭に浮かぶ人との出会いに限定してみたい。

恩師として小学校時代の担任の先生を挙げない人はいないであろう。まず思い

浮かぶのは私の出身地、富山県福岡町の小学校時代の恩師である。教育の成果、効果はきっとこの年代で大きく発揮されるのかもしれないし、何と云っても始まりでもあるので印象が強いのである。さきほど述べた7年制の高等学校の尋常科に入学出来たのも小学校の教師のお陰であり、曲がりなりにも今日の私があることの原動力であっただけに感謝の念は止まらない。

その後旧制大学最後の学生として北大医学部に入学することになる。もともと文系志望でもあったので、また医学博士の学位をもらってそれから臨床に変わることも考えていたので、卒業後北大医学部衛生学教室井上善十郎教授の門に入り、そこで後に公衆衛生講座の教授になられた安倍三史先生に育てられた。井上教授は、それこそ昔の権威に満ちた最後の時期の教授であり、教授室には滅多に入ったことはなく、言葉をかけて頂くことも少なかった。ただ御停年後は不遇であってお供をする人もなくなり、福島医大助教授であった私にお相手の役が回ってきて、親しく接することになり、割り勘でお酒のお相手もした。

私の生き方に大きな影響を与え、公衆衛生学の道へ導いて下さった、私にとってのまさしく恩師というべき方は、安倍三史北大名誉教授であった。先生が常に説かれたのは「学問は誰のためにあるのか。誰のために何をすべきか。その中で自分を見つめて役割と意義を考えてもらいたい」ということであり、我々はこれを“安倍イズム”と呼んだ。29歳の時に福島医大の助教授になれたのも安倍教授のご尽力によるものであり、その後札幌医大の助教授に転任することになったのも安倍教授のお引立てによるものであった。福島医大辻義人教授、札幌医大西野陸夫教授からは新しい領域を教えて頂いたり、すべてまかされたりして結果的にはきたえられたのであった。

かくして小学校時代の担任の先生は、いつまでも心に残るものであり、大学における教官は、専門を指導することによって初めて師として意識されるようになる。私には100人に近い学位を取得するまでに指導した人達がいる、中には医学部・医科大学をはじめとした数人の大学教授がいるが、私自身の不徳のためか、また時代が変わったためなのか、私が師を思慕するような強烈さはすっかり期待出来ないように思われてならない。そしてまた恩師として記憶に残る人はカリスマ性を蔵しているのではないかとも考えているこの頃である。

大学、学会でのあれこれ

昭和37年6月に札幌医科大学に助教授として赴任し、直ちに集中講義をしてその年の10月からマックス・プランク労働生理学研究所に留学した。当時マックス・プランク財団から月額1,200マルクの奨学金をもらったが、その頃の円に直して10万円程度、日本における助教授の給料の数倍であった。札幌医大では生理学の永井寅男教授をはじめ、ドイツに留学した人々が多く、札幌では時々集まってビールやワインで歓談した楽しい時間があった。教授の西野陸夫先生は陸幕の衛生監もなされた行政畑の御出身で、教育研究の一切をまかせて頂いた。やがて停年で御退官になり、その後任として昭和42年7月札幌医科大学教授に昇任した。当時37歳であった。翌年には東大紛争が始まるので旧き時代の最後の教授の気分を垣間見たようなものであった。やがて札幌医大でも激しい紛争が始まった。当時の札幌医大は革マルの拠点校でもあり、後に上部団体の解放社の議長にもなったM君が委員長で大衆団交の席でもさっそうとしていた。そのM君が「ここにいる教授達は、先輩、同僚を押しつけ、足を引っ張ってなった者達である」と述べると、

並んでいた我々教授連は何をととは思ったが、他の助教授、講師、助手、学生達には大変受けていた。やがてタカ派として私の教室が封鎖されたが(大講堂が近くにあったためかもしれない)、若いために陣頭に立ったこともあり、ある病理の教授から岡田教授は陸軍士官学校の出身ですかと聞かれたことに対して兵隊ごっこはしたことはあると答えたこともあった。その頃和田教授によって心臓移植が行われ、ある教授達によってこの問題を教授会の議題として取りあげてほしいとの提案があったのに対し、若かった私がそれでは眼科や内科やどの科でも珍しい事例や、とくに死亡例などについてこれからどしどし教授会の議題にしましょうかと発言し、そのためか議題から消えてしまった。

この大学紛争の余波で学会の粉砕があちこちでおこり、日本公衆衛生学会の開催の引受け手もなくなり、この学会は今でも都道府県の分担金を重要な資金としているが、一度中断するとその分担金をもらえず、学会が廃絶する危険があったこともあり、さまざまな経緯で私が学会長に指名された。当時42歳。考えてみると日本医学会の分科会の学会長をこの若さでした人はなく、今後もないのかもしれないが、いわば人身御供のようなもので、もっぱら学会粉砕の対策に追われた。これをはじめとして日本衛生学会、日本産業衛生学会、日本体力医学会などの8つの全国学会、2つの国際会議の会長を歴任した。

日本公衆衛生学会長を終えてから金沢大学に赴任したが、これには旧制高校の先輩であり、当時医学部長、後に第4代金沢大学長となられた豊田文一先生のお導きがあった。さて大学紛争の後には虚脱感と不信感のみがおこり、改革らしき変化はほとんどおこらなかった。金沢では医学部教授として学内委員会のさまざまな委員を兼任することになるが、学寮委員とか大学教育開放センター運営委員

などに医学部長から指名された。金沢大学へ赴任した昭和47年は大学紛争もほとんど終息しかけた時であり、学寮問題のみがくすぶっていた。この頃には教授連の方がむしろ歴戦で余裕があった感があり、当時の稲葉学生部次長から史上最強の学寮委員会ともよばれた。これが金沢大学における学生との間の最後の団体交渉であった。

戦後に金沢医科大学から金沢大学医学部になり、医学部長の選出は、早くから講師以上の投票によって行われ、私はその制度になってから12代目の医学部長になった。それまでは金沢大学出身者のみが就任していて私のような他大学出身者はその時が初めてで、その後も現在までいない。そして思いがけなく学長に就任することになったが、それまで懸案であった教養部廃止、教育学部改組、保健学科の新設などを1期4年の前半で終わることが出来た。これも難しい問題をすべて私に片づけさせて新しい学長にバトンタッチさせようとする学内にあったある雰囲気によく乗ったことにもよると思う。旧制高等学校の先輩であった津田元新潟大学長がお亡くなりになる寸前に開催された富山市のある病院開設記念式において富山弁で「あんにや、日本でも最も難しいと言われていた金沢大学の教養部をよく廃止したな」と涙声で誉められた場面の感動は今も忘れることは出来ない。

日本学術会議会員は3期9年にわたったが、平成3年7月から第7部長に就任した。平成5年11月から国大協の総会に参加することになったが、日本学術会議は総会主義であるのに対し、国大協は各常置委員会、特別委員会の報告をそのまま尊重する傾向にあり、総会で修文することなどは拒絶されるという委員会主義であった。今では総会でも修文され、当面する問題については活発な意見が交換

されるようになっており、雰囲気もすっかり変わってしまった。会議の席上発言することは必ずしも後味のよいものではないが、数人の学長さんから岡田節を聞きたいなどとおだてられて、ついそれにのってしまった感もあった。そんなことで私の勝手な意見をお聞き頂いた国大協の会員の皆様方の寛容に誠に汗顔とともに有難さで一杯である。国大協の副会長選挙ではたしか3回目も同数となり、史上初めてといわれるくじびきでA学長に決まったが、交通の不便な金沢から頻繁に上京することはもともと無理だっただけに副会長に就任しなくてよかったかと思っている。もっとも大学基準協会の副会長に現在就任しているが、こちらの方は公・私立大学からも選出され数が多いので今のところ余り負担にはなっていない。

これまで旧制度の最後の場面に遭遇してきた。まさしく大学は重大な変革に当面しており、先行きを見届けることは出来ても当事者でないだけにはがゆさや心残りがないとはいえないが、他方ほっとした解放感もないわけでもない。これまでどんなに厳しい事態に追いこまれてもそれを受け入れ、苦しみを喜びに転換するという、いわば、思考の転換を心がけてきた。これからもそれを続け、またこのまま静かに消えていくとしても、この6年間の出来事は最近のことであるだけにいつまでも記憶に留まるものと思っている。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成11年6月10日(木) 13:30~16:40

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 蓮實会長

阿部, 中嶋各副会長

丹保, 吉田, 北原, 磯野, 内藤, 石, 岡田, 金城, 松尾, 長尾, 岸本, 高橋,
原田, 立川, 杉岡, 田中, 森田各理事

佐藤(第3), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(大学入試センター)丸山所長, 法月事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げる。本理事会は6月15日~16日の両日開催される総会に付議する理事候補者及び常置委員会委員の配置(案)並びに国大協の平成10年度決算などをご審議願うほか, 各委員会からのご報告をお願いするためお集まりいただいた。よろしく願いたい。

また, 大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 後刻, 丸山大学入試センター所長にもご出席願うのでご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち, 会長から学長交代による新理事について, 次のとおり紹介があった。

森田 孟進 琉球大学長 平成11年6月1日付
〔前任: 桂 幸昭〕

ついで, 伊藤事務局長から, 定足数の確認について報告があり, 引続き会長から, 必要な定足数を満たしているのち, これより議事に入り

たい旨述べられた。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会以降のものについては「資料3」にその概要が記されているが, ここではその要点を伊藤事務局長からご報告していただく旨述べられたのち, 同局長から資料に基づき報告があった。

次いで, 会長から前回理事会以降に国大協宛にきた要望書は「資料4」のとおりであるので, おって, ご覧いただきたい旨述べられた。

2. 各委員会報告

会長から, これより各委員会の報告をお願いするが, その際, 協議題となっている部分については, その時点でご説明願いたい旨述べられたのち, 各委員長から, 前回理事会以降の各委員会の審議状況について, 次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(長尾委員長)

昨年秋以降、本委員会は本年1月19日に開催し、大学審議会「答申」に係る対応を中心に審議を行った。本委員会の意見は2月5日開催の臨時常務理事会に提出し、文案を一部修正のうえ、了承された。

これを受けて、2月10日に会長とともに文部省を訪れ清水大学課長に面談し、国大協第1常置委員会の意見として要望を行った。その要点は次のとおりである。

一つは、国立学校設置法の改正関係で「大学運営協議会」(仮称)の権限について、各大学の概算要求等が、ここでの了解なしに出せないといったことにならないようにして欲しい。また、名称についても、適切なものとされたい。

もう一つは、法律改正に伴う省令改正の段階においても事前に国大協の意向を汲む機会を作っていたきたい。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

本委員会は、5月20日に開催し、主として次の事項について報告と審議を行った。

1) 大学入試センターからの報告について

法月事業部長から、平成11年度大学入試センター試験は混乱なく終了したこと、また、平成12年度大学入試センター試験の利用大学の状況、大学入試センター試験実施要項、平成13年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について報告があった。

2) 国立大学の平成13年度入学者選抜の基本方針について

国立大学の入学者選抜については、平成9年度から「分離分割方式」に統一されており、平成13年度も引き続き「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し、この旨総会に提案

することとした。

3) 平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項について

各大学の学生募集要項等の作成の参考に資するため、例年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成12年度版の原案を審議し、了承した。

なお、昨年の総会で承認された推薦入学の募集人員の割合については、「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目」で決定しているが、「5割をめやすにしながらその範囲において」と変更することを文部省から提案された。

しかし、委員の中に「3割を超えない」の表現から「5割をめやすに」の表現にすることは、募集枠の拡大を提示しているようにも受け取れるとの強い反対意見があり、この問題については平成13年度に向けて改めて討議することとした。

4) 平成12年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

東京大学、東京芸術大学及び鹿屋体育大学から、「実施要領、実施細目」に定められた実施日程に対し例外的な措置を講じたい旨の協議があり、それぞれ了承した。

5) 大学入試の情報開示について

「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について小委員会として取りまとめた案について検討を行い、委員会としては最終案とすることを決定し、総会に提案することとした。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

前回総会以降、本委員会は、本年4月13日に開催した。その際、文部省から高塩学生課長、

関就職指導専門官、井上厚生係長に出席いただき、主として次の事項について報告と討議を行った。

1) 就職問題懇談会の「申合せ」について

平成10年10月26日開催の就職問題懇談会で「平成11年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」(申合せ)が審議決定されたが、内容は平成10年度とほぼ同じく、企業側の「論理憲章」もまた特段の変更が行われず、平成10年12月2日に公表された旨、その成立過程について報告があった。

2) 平成10年度大学等卒業予定者の就職状況について

高塩学生課長から、「平成10年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査」に基づき、就職内定率及び就職希望率等の報告があった。また、4月1日現在の就職状況等の最終報告が出され、就職はますます厳しい状況にある旨、具体的なデータを基に説明があった。

3) 日本育英会の育英奨学制度(平成11年度)について

高塩学生課長から、資料に基づいて平成11年度予算で有利子貸与を抜本的に拡充したとの説明があり、この説明に対して、委員の中から、日本学術振興会の特別研究員の給費(約20万円)と育英会の大学院博士課程学生の奨学金(11万5千円)の格差が大きく、その中間的施策の検討を希望すること、及びTAの経費を学部に分けて欲しいとの要望が出された。

4) 学生の健康のための「保健管理センター」活性化に関する要望書について

これは、先ほど話のあった国立大学等保健管理施設協議会から国大協会長宛に出された要望書である。その主な内容は、肺結核など伝染性疾患の増加、外国人留学生の健康問題等が深刻

な問題となっているので、各大学でも学生の健康教育・健康管理について、検討していただきたいというのが趣旨である。6月の総会でもお願いする予定であるが、おって、各大学でもこの要望書を見ていただき適切な措置を講じていただければと思っている。

5) 教養教育の改善充実と放送大学との連携協力の推進について

昨秋の総会で吉川放送大学長から出された要望について、既に、放送大学と単位互換協定を締結している大学から、実情報告を聞くにとどめ、特に、本委員会としての方針を出す議論はしていない。

(4) 第4常置委員会(代理：伊藤事務局長)

会長から、本日、梶井委員長が欠席のため、代理報告として伊藤事務局長にお願いしたい旨述べられたのち、同局長から次のように報告があった。

前総会以降、本委員会を1回(H.11.5.24)、作業委員会を2回(H.10.12.11)、(H.11.4.28)開催した。中心的なテーマは、教務職員問題である。

本日お配りした「資料6～7」を参照願いたい。「資料6」は、本委員会ですとまとめたもので、その基礎となったものが、「資料7」である。従って、「資料6」の「教務職員問題に関する検討結果報告(案)」(平成11年6月15日付)を、来る6月15日の総会に提出し、ご討議していただく予定にしている。

教務職員の定数は、平成3年当時に1,550名を数えていたが、現在では965名までに減少している。これは任用の適正化あるいは助手等への振替等が積極的に行われた結果である。この報告(案)の要点は、各大学が平成3年の「指針」

に基づいた取組みに最大限の努力をして欲しいという点である。この問題が大学の教員構成、教育研究支援職員の在り方という制度問題にも関連していることから、この制度問題に国大協として取り組むべきではないかということを第4常置委員会として提案している。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

本委員会は、平成10年11月12日及び平成11年4月21日の2回開催した。なお、4月21日は本委員会とJUSSEP小委員会との合同会議であった旨述べられ、主として次の事項について報告等があった。

1) 日米新プロジェクトの参加大学について
このプロジェクトは、1993年から議論が開始されたものであるが、それから6年後の本年に具体化される運びとなった。第1回目の日本の参加大学としては、これまでの米国学生受入れ実績等を勘案し、次の5大学に参加願うことにした。

北海道大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学

2) ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミナー」報告

ドイツ大学総長会議から、国大協、公大協、私大団連の3団体に対し招待の案内があった。これは日独セミナー及び同国の高等教育機関視察等を目的としたもので、これに対する参加の呼びかけであった。国大協からは4名、公大協から1名、そして特別参加として文部省から小松幼稚園課長（前大臣官房企画官）が参加した。そこで高等教育の現状、問題点、財政問題ならびに21世紀に向けての考え方等について両国で意見の交換、話し合いを行った。特に、その中で、日独両国における留学生が非常に少ない現

状を大変心配され、その改善に向けての熱意が感じられた。その一つとしてドイツでは言語の問題の解決として、英語を使用するコースをもうけて教育するようで、それであれば言語に関しては殆ど抵抗がないだろうから大いに参加願いたいとの申し出があった。

なお、これに関しては、次回の第5常置委員会で議論する予定であるが、先ほど申し上げた日米間で始まっている短期留学プログラムのようなものをドイツとか、また、フランスからもオファーがあるやに聞いているので、その辺りも含め、拡張出来るかどうか議論をしたいと考えている。

3) UMAP（アジア太平洋大学交流機構）日本国内委員会会則等について

平成11年3月25日にUMAP日本国内委員会が開催され、UMAP日本国内委員会会則が制定された旨の報告並びに平成10年度の歳入歳出決算及び平成11年度歳入歳出予算の報告が国内委員会委員の国大協伊藤事務局長から説明があった。

続いて、国大協から推薦すべき国内委員会委員3名、専門委員会委員2名及びワーキンググループの2名を、決定した。

4) UMAP理事会及びUCTS運営委員会報告について

平成11年1月21日、22日に東京ガーデンパレスで第1回UMAP理事会が6か国の理事会メンバー全員出席のもとで開催された旨の報告が桂委員からあった。またUCTS運営委員会報告として、水岡委員より、単位互換方式の試行を本年下半期より始めることの報告及び単位互換の仕組みの説明があった。

5) 日米共同事業の概略および短期交換留学提携校等について

AAC & U の Ms. Jane Spalding が委員会に加わり、この事業に参加の5大学の関係者を含めて、この事業に対しての質疑応答並びに希望事項の説明が行われた。日本にはあまり知られていないが、アメリカには、規模は大きくないが質の良い College が沢山あるので協定校を定めるときに、各大学は少なくとも一つは College を入れて欲しいとの強い要望があった。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

本委員会は、本年4月26日に本委員会と学生納付金等検討小委員会合同で開催した。その際、文部省から永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長以下10名の出席をいただき、主として次の事項について報告と討議を行った。

1) 平成11年度国立学校特別会計予算について

永山視学官から、国立学校特別会計予算が今年度も引き続き厳しい状況にあるとの説明があり、また、科学研究費、日本学術振興会事業、育英事業については、増額が図られているとの報告があった。

先に、佐藤第3常置委員会委員長から報告があったように日本育英会の奨学金が平成11年度から大幅に増額された。特に、有利子奨学金の抜本的拡充として、平成11年度は1,000億円増額の1,600億円の規模となっている。以上のような説明を聞いたのち、活発な意見交換が行われた。その主な意見について、ご紹介したい。

- 日本の大学院生には、依然として研究等に専念できる体制の奨学給費制度がとられていない。せめて、奨学金の何%かを優秀な学生に重点的に給付して研究に専念できる体制にすべきではないか、それが21世紀の競争を生き抜く原動力になるのではないか。

- 学長裁量経費については、もう少し増額してもらいたい。また、経費使用面で、更に柔軟な対応をお願いしたい。

- 施設整備費が毎年減額の方向にある。一方、老朽化は進む状態で大学にとっても困る問題である。何らかの措置を講じて欲しい。

- 研究支援体制を強化して欲しい。

2) 学生納付金について

平成12年度の入学生から、入学金を277,000円とし、対前年度比2,000円(0.7%)の値上げとなったことについて、高塩学生課長から説明があった。また、第6常置委員会では今年度も学生納付金に関する要望を行うこととし、その際、大蔵省側の要請の強い「学部別授業料の導入」についてはそのようなことが実施されないよう引き続き要望していく方針を確認した。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

本委員会は前回総会以降、本年1月27日、4月23日に情報公開法に関する検討小委員会を、また、5月24日に第7常置委員会と情報公開法に関する検討小委員会合同委員会を開催した。本委員会としては幾つかの検討事項があるが、ここ暫くの間、情報公開法関連事項を重点に議論を進めてきた旨述べられたのち、次のように報告があった。

1) 情報公開法関係について

情報公開法に関する対応について、検討小委員会を中心に検討してきたところがあるが、現時点で一応のまとめをしたものが、本日お配りした資料9「国立大学における情報公開についての検討経過報告」である。

従って、今回の原案は、諸規則制定の動きや文部省の今後の対応、更に今までの議論も踏まえ、基本的な考え方を中心に作成し、かつ、現

下の状況も見据えて、中間報告的な意味合いで検討経過報告とさせていただいた。

2) 学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ)に対する意見の提出について
文部省から学術審議会(中間まとめ)に対する意見の提出について国大協会会長あて要請があり、第7常置委員会で検討することとなった。提出期日が切迫していることから、5月18日に磯野、廣田両委員にお集まりいただき、文部省担当官から当該事項に関する説明を受けたのち、第7常置委員会の各委員に関係資料を送付するとともに意見の提出を願い、それらの意見等も踏まえ、5月24日の第7常置委員会に緊急課題として語り、最終的意見の取りまとめをしたのが本日お配りした「資料10」である。なお、この意見書は会長とも相談したうえ、去る6月3日に学術審議会会長宛提出した。

(8) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

本委員会は、4月21日に開催し、その際、文部省医学教育課の木谷課長、山口企画係長が出席され、次のような事項について討議が行われた。

1) 医学部・歯学部入試における情報開示について

第2常置委員会で国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方を審議しているが、その中で「面接・小論文、実技等の点数化や段階・合否評価等の作業は微妙な作業であるが、点数等は原則的には通常の入試個人情報と考えられ、その開示請求に対しても積極的に取り組むべきである。」との考え方が出されている。このことに関して、概ね次のような意見があった。

○ 面接点を定性化、定量化することは、極め

て難しい。医師、歯科医師に適しているか否かは、むしろ主観的な判断である。各大学でその客観的基準を作る努力も必要であるが、それを開示しても受験生にとって納得のいくものとなるかどうかは疑問である。

医学部入試の情報開示は原則的には積極的に対処すべきであると考えますが、面接試験の情報開示については、難しい問題を抱えているので、情報公開の仕方を考えていくこととし、学部別や大学の判断にまかされる部分もあって良いのではないかと。今後も継続審議していきたい。

2) 医学部・歯学部入試に生物を課すことについてのその後の展開について

朝日新聞が国立大学の医学部・歯学部入試で生物を課すことが、国立大学協会で決定したような印象を与える記事を報道し、いろいろな反響があった。

医学部・歯学部入試に生物を課すことについては、医学部・歯学部あるいは理系学部等で強い要望があり、そのことについて反対意見は無いものの、すぐ実施に移せるものでなく、第2常置委員会と協力して、入試センター試験で受験できるような仕組みを考えていく必要がある。本委員会としては、医学部長・歯学部長会議等と協同して推進する方向で引き続き検討し、実施の方向へ進めていきたい。

(9) 教員養成特別委員会

(代理：伊藤事務局長)

会長から、木下委員長が6月9日付で退任されたので、代理報告として伊藤事務局長にお願いしたい旨述べられたのち、同局長から次のように報告があった。

この委員会では、教員養成課程入学定員5,000

名削減に伴う教員養成系大学・学部の改組・改編の状況、教員免許法改正と大学における教員養成教育、現職教員の大学院修士課程受け入れ等教員の資質の向上に向けての大学院の役割等について多角的な検討・考察を行っている。

従って、昨年11月初旬に各国立大学長及び教員養成系学部長を対象にアンケート調査を実施し、ほぼ100%に近い回答のご協力をいただいた。年末年始の多忙な折、ご協力に感謝申し上げます。その後、本年1月下旬には回収を終え、調査の基礎集計とデータ分析等が行われ、そのまとめとして本日お配りした資料「今後の教員養成と教育学部のあり方について」(第1次報告書)が刊行されたので、参考に供していただければ幸いです。

また、この特別委員会では、今後、更に継続的な調査、分析等の作業を進めて行くことになるので、これからもご支援ご協力を賜りたい。

(10) 大学評価に関する特別委員会

(阿部委員長)

本年3月の理事会以降、4月2日及び6月4日の2回開催し、本特別委員会としてのその後の審議状況等について、次のような説明があった。

本日お配りした資料11「大学評価機関について意見送付のお願い」については、既に、本年4月7日付で各国立大学長宛に差し上げたところである。これは大学評価機関についての論点整理をしたもので、本特別委員会のWG座長である立川委員を中心にまとめられたものを4月2日の本特別委員会に諮り、各学長のご意見もお伺いするためご送付させていただいた。その結果、多数の大学からご意見をいただき、それら意見を取りまとめたものを6月4日の本特別

委員会に諮り、先般、お届けしたのが資料12「大学評価機関に関する大学長アンケート」(結果の報告)である。これに関し、多少補足説明をさせていただきたい。それは学位授与機構の中に大学評価機関(仮称)創設準備室が設置され、さらに大学評価機関(仮称)創設準備委員会も発足することになったが、これは平成12年度概算要求に向けての諸作業が目的と聞いている。これに国大協理事会の中からも数名の学長が委員になられている。創設準備委員会の下に置かれた専門委員会の方には学長委員はおられないが、本特別委員会から3名の方をお願いしている。これに関して資料23「大学評価機関(仮称)創設準備委員会について」を参照願いたい。また、同資料の中の、参考とされている部分は文部省の資料で、初めて具体的内容に触れた資料であり、簡単に説明申し上げたい。

それは、劬大学基準協会が現在行っている相互評価とバッティングするところがあるのかなのかという問題、もう一つは文部省にも言っていることであるが、大学基準協会が、現在、大学においていろいろな改革を進めようとしている中で、それを押さえつけるような内容であってはいけないということである。本日は、大学基準協会会長である丹保学長及び副会長の岡田学長もご出席いただいているので、これを参考にさせていただければと願っている。

今後の日程であるが、今までも文部省に大学評価機関に関する意見、要望等を行ってきたところであるが、これと同様に大学評価機関(仮称)創設準備委員会(委員長:井村前京都大学学長)にも国大協として要望書を出してはどうかとの意見もあり、本特別委員会了承のうえ、さらに会長とも相談して要望書を出す方向で臨むこととした。

また、文部省から当該機関の概算要求に関する説明をしたい旨、申し出があったので、来る6月29日に本特別委員会を開催することにして

(11) 大学教育における〈リベラル・アーツ〉
の役割をめぐる特別委員会

(佐藤委員長代理)

本年3月の理事会でご報告申し上げたように、その後、委員会等は開催していない。既に、本年1月29日に「報告書」をまとめているので、これを来る6月の総会で、ご報告し、ご了承が得られれば、本委員会は解散することになる。

(12) 50周年記念行事準備委員会(佐藤委員長)

昨年秋の総会以降、これまでに5回の本委員会と1回の作業委員会を開催した。主に「五十年史」の構成について、検討を重ねて来た。

この「五十年史」の構成の骨子(資料13)は、①国立大学協会五十年のあゆみ、②特別寄稿、③年表、との三部に分けた構成になっている。

①については、三十年史は既に刊行されているが、もう一度、新たに全部書き直す方向で準備を進めている。特に、今回は前史を新たに書き加えることとし、第1章から第5章に分け、各タイトルを設けて執筆することにした。

また、特別寄稿については、30年史が出来ているので、その後の20年間において、取上げられて来た幾つかの事柄を主に考えている段階であるが、今後のご意見等によっては、変更もあり得ると考えている。年表は30年史になかったものであるが、これは目下作成中である。なお、50年史関係の資料については国大協独自の資料を掲載する方向で進める予定である。また、50年史に記載する国立大学協会の組織図(案)に

ついて、資料に示したとおりであるが、ご意見等があれば、後日、お寄せいただければ幸いである。

3. 大学入試センターからの報告

大学入試センター丸山所長から、同入試センター試験に関し次のように報告があった。

平成12年度大学入試センター試験は、平成13年1月15日(土)及び1月16日(日)の両日実施する予定である。また、平成13年度大学入試センター試験は、平成14年1月20日(土)及び1月21日(日)を予定している。

ここで最近の大学入試センターを取り巻くいろいろな情勢について申し上げさせていただきたい。その一つは、中央教育審議会における「初・中等教育と高等教育との接続改善に関する小委員会」が開かれ、大学入試センターのあり方も含めた議論がされている。

これは本年11月頃には答申が出されるやに聞いているが、それによっては、大幅な変更もあり得る可能性がある。もう一つは、本年3月29日に高等学校の新しい学習指導要領が告示され、平成15年度の新入生から適用されることになる。

従って、大学入試センター試験は、平成18年度から新学習指導要領に基づく試験を実施することになるが、新教育課程に依じて、大学入試センター試験の出題教科・科目等、その他の変更も行われることになる。そこで入試センターとしても、今年度から、これに対する対処方法等に関し検討を始めたところである。また、国大協から既にお申し越しのあった、生物の問題についても、この時点でご要望に添えるよう努力していきたい。

それから、すでにご承知のとおり、大学入試

センターは、平成13年（2001年）から、独立行政法人化について閣議決定がされている。法人化になっても、今まで同様に大学入試センター試験が円滑に実施できるよう努力する所存なので、引き続き今後とも、ご支援ご協力を賜るようお願いしたい。

引き続き、法月事業部長から、配付資料に基づき、入試センター試験実施要項の出願資格の一部改正及び同試験「受験案内」の主な改正事項並びに入試センターを利用する大学の利用状況等について説明があった。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長から、前回（3月18日）の理事会の際にご依頼した各地区世話大学から、各地区において互選された理事候補者について、資料14「理事候補者名簿」のとおり報告があったので、この名簿により総会に提案してよろしいかお諮りしたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 常置委員会委員(学長)の所属替えについて

会長から、今回6月の総会は、常置委員会委員(学長)の所属替えの時期に当たっている。それに関して、お手元の資料15「常置委員会委員(学長)所属(案)」のような配置案を作成してみた。なお、各常置委員会には定員があり、この表には、会長と副会長の大学は含めていない。6月15日の総会で選出する新理事による理事会において、会長・副会長の互選があり、その結果によって調整を行うのでご了承願いたい。

以上のように説明があったのち、この配置案を総会に提案してよろしいかお諮りしたい旨述べられ、承認された。

3. 委員会委員の交代について

会長から、教員養成特別委員会委員の交代について、「資料16」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

4. 平成10年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から「平成10年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料17)に基づき説明があったのち、引き続き監事の兵藤埼玉大学長から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認され、これを会則により、前回の理事会でご承認いただいた平成11年度予算案とともに6月総会に付議することとした。

5. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

会長から、先ほど申し上げたように、本日、梶井委員長が欠席のため、その代理として伊藤事務局長に説明をお願いしたい旨述べられたのち、同局長から次のように説明があった。

国立大学教官等の待遇改善については、例年各関係方面へ要望しているところであるが、今年度も別紙のとおり要望書(案)「資料19」を作成したので、ご審議をお願いしたい。昨年と異なる点は、その後の諸状況の変化に伴い、文書の記述を若干修正した程度であり、要望内容に大きな変動はないが、特にコメントしておく必要があると思われる点は、「学長指定職の号俸是正・引上げ」について言及しているところである。

次いで、会長から、本案についてご検討いただきたい旨述べられ、異議なく承認され、総会

に付議することとなった。

6. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

会長から、例年行っている「人事院勧告の取扱いに関する要望」については、本年8月に出る勧告を見た上で対処したいと考えており、その文案作成及び提出時期については、会長及び第4常置委員会委員長にご一任願いたい旨、諮られ、了承された。なお、本件についても総会に付議することとした。

7. 国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について

会長から、これからご審議願うわけであるが、その前に大学入試センター丸山所長にもご出席いただいているので、予めご承知おき願いたい。については、この問題について第2常置委員会の杉岡委員長からご説明いただきたい。

次いで、杉岡委員長から、次のような説明があった。

この問題は昨年、阿部前会長及び第7常置委員会丸山前委員長（現大学入試センター所長）の時に、情報公開法が昨年の秋頃に成立するであろうとの予測のもとに入試情報開示に関するガイドラインの作成を本委員会で検討願いたい旨、双方から申し出があった。

これを受けて昨年5月の常置委員会において本委員会の下に「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置していただいた。同検討小委員会設置後、今までに6回にわたり検討小委員会を開催して来たが、この間に検討して来た「まとめの案」を昨年の秋と本年4月の2回にわたり各国立大学長宛にお送りし、最終意見としては本年5月12日を期限としてご意見をいただいた次第である。提出された意見を踏まえ、文

案に修正を加えたいと、去る5月20日の第2常置委員会でご審議いただき、本日の理事会にこの案を提出することにしたものである。

また、この問題については、横浜市立大学の入試裁判もあったことから、報道機関も非常に関心があり不本意な記事が報道されたことは、残念であり各学長にもご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げる旨述べられたのち、国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について「資料18」に基づき詳細な説明があり、次いで、意見交換が行われたのち、会長から、種々ご意見をいただいたが、総会には本理事会でのご意見を申し上げたいと、この「国立大学の入試情報開示についての基本的な考え方（案）」を提出させていただくことにしたい。また、本日いただいた意見で修正すべき点については、その取扱いを杉岡委員長にお任せすることでご承知願いたい旨述べられ、了承された。

次いで、杉岡委員長から、緊急提案として、この問題に対しては報道機関も大きな関心をもっている。今までは、正式なコメントを一切しない態度で臨んできたが、6月総会終了後には何らかのコメントをする必要があるのではないかと考えている。

については、これに対する記者会見の場を設けることについて、ご審議願いたい旨述べられ、種々意見交換が行われたのち、会長から、総会終了後、記者会見を行うこととし、同会見に臨む人選については、会長及び杉岡委員長に一任することです承された。

なお、意見交換の主な内容は次のとおりである。

- 国大協として厳しい枠組みを決めるのか、あるいは相当程度各大学に裁量を残すのか、そこをどうするかであろう。この「基本的な

考え方」を踏まえて、次の段階として、各大学の裁量権がどの程度かということの議論が出てくれば、それによっては修正があり得るように思う。

- いろいろ意見はあるが、最大公約数的な形でまとめたのがこの案であり、この中には、3年後に見直して再検討することも述べられている。最も問題なのは、クレームの問題にどういふスタンスで、どういふ理論で対応していくかということではないかと思う。
- 案の「はじめに」に記されている「本文書と見解を異にし、別途の開示方針をとりたいと考える大学があるかもしれない」というのは、大学の自治で各大学の責任で独自の方針で行ってよいということかと思うが、一方、別紙に12年度、13年度別に開示項目が示されているが、この拘束性はどれ程あるのか。12年度からはこれだけ開示し、13年度はここまで開示するというを各大学が合意してやるということであれば、明快でやりやすいように思う。
- 面接、小論文等の成績開示も積極的に取り組むべきであるとされているが、これに対して大学から異論は無かったのか。医歯系学部では、特に面接で不合格とした場合、難しい問題が起こることも考えられるので成績の開示は難しい面があり、積極的開示ということには慎重さが必要という意見も強い。
- 総会への対応だが「基本的な考え方」の中の、各大学の自主的判断に委ねるところは、国大協として各大学共通のガイドラインを作るよう努力するというトーンに改めていただき、また、「別紙」の「平成13年度入試より開示を実施する情報」とあるのを、実施を既定とならないよう「平成13年度入試より

開示に向けて努力する情報」としていただければ、後はこの案のとおり総会に提案できるのではないか。そして13年度以降に開示する情報については、難しい問題も含まれるので、早めに第2常置委員会で詰めていただくことではどうか。

- 大学入試センター試験とも関わって、特に平成13年以降、試験成績の本人開示をした場合、各大学にクレームがくることが予想されるので、それに備えて予め国大協でクレーム処理に関するガイドラインを作っていたいただければ幸いである。
- 全国に多数の受験生がいて、自治体の中には国に先行してさまざまな情報公開が進んでいる状況を見た場合、国があと追いをしていくのでは、社会的関心の大きい入試情報について国大協は十分対応できていないという批判は免れない。そういう意味で、国大協として積極的に情報開示をやるという姿勢は明示的にしておく必要があるろうし、混乱を避けるためにミニマムのガイドラインを作る必要があると思う。
- 国大協として、入試情報の開示をするについて、どこから先の情報は開示できない、しないということを明確にする必要があると思う。例えば、面接での評価が明らかになるとトラブルを生ずる可能性があるので、面接試験を取り止めたいとか、また試験問題についても細かく裁判で追及されるようなことになるのは避けたいということで、良い問題というより無難な問題づくりの方向に流れてしまう可能性がある。情報公開は大いにやるべきことだが、問題をもたらしかねない情報公開の部分はあり得る。それは大学にとっても、非公開の部分についての明確な理由を第2常

置委員会で示していただき、世の中の理解を得られるようご努力願いたい。

7. 当面する諸問題について

会長から、国立大学の独立行政法人化問題については、前回の理事会においても、国大協としては、当面、正式の議題とはせずに、状況の変化や推移を見極めることにしていたが、定員削減問題、大学審議会答申に基づく学校教育法等の改正、さらには第三者評価機関への具体的な動きなど、客観的状況の進展等を踏まえ、国大協としても、今後、起こるであろうさまざまな事態に備え、十分な対応ができるよう「独立行政法人化」とは何かを検討すべき時期にきていると考えるので、この問題の取扱を第1常置委員会に正式に付託し、検討願うことを提案し

たい旨述べられ、総会に提案することが了承された。

III その他

1. 第104回総会の日程について

会長から、来る6月15日、16日両日開催の第104回総会の日程を「資料21」のとおりとしてよろしいか諮られ、了承された。

2. 第105回総会の日時・場所等について

会長から、平成11年11月17日、18日開催の第105回総会及び11月19日の第72回事務連絡会議を「資料22」のとおり予定したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成11年6月15日（火） 12：00～13：20

場 所 学士会館（神田）203号室

出席者 蓮實会長

阿部、中嶋各副会長

丹保、山田、北原、磯野、内藤、石、岡田、佐藤、松尾、長尾、廣中、齋藤、

近藤、杉岡、江口、二神各理事

兵藤、板垣各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、議事に先立ち、定足数の確認を行ったのち、慣例に従って現会長が議長となって、議事に入った。

〔議 事〕

1. 会長、副会長の選出について

初めに蓮實議長から、新しい理事会として会長、副会長の選出についてお諮りしたい。会則によると「理事の互選により定める」（第20条第

2項）ことになっている。その互選の方法について諮られ、協議の結果、投票により行うこととした。

また、開票立会人は監事の兵藤埼玉大学長及び板垣横浜国立大学長をお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

投票の結果、蓮實理事（東京大学長）が会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

投票の結果、長尾理事（京都大学長）及び中嶋理事（東京外国語大学長）の両理事が選任された。

なお、今回の総会終了までは、現会長・副会長がその任にあたり、本日選任された会長・副会長は本総会後からその職務につくことを確認した。

2. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認について

議長から、次のように述べられ、了承された。本日午後選任が行われる常置委員会委員（大学の代表者）候補者については、既に前回の理事会でご承認いただいたところであるが、本日の会長、副会長の決定に伴い委員候補者の一部調整を行う必要が生じた。それは、会長、副会長は常置委員会の委員にならないことになっている。従って、長尾京都大学長が副会長に就任

したことに伴い、第1常置委員会委員候補者であった長尾学長に代わって、阿部東北大学長にお入りいただき、候補者名簿（案）を修正のうえ、総会に提案することとしたい。

3. 監事候補者の選考について

議長から、次のように諮られ、了承された。

会則によれば、監事は理事会が候補者を選考し、これを総会に諮って決定することになっている。監事は、これまで埼玉大学長と横浜国立大学長をお願いしていたが、再任をお願いしてはいかかがお諮りしたい。

なお、監事は規定により常置委員会委員長を兼ねることができないので、明日、午前の常置委員会における委員長の選出をまって、午後の総会に諮らせていただきたく、ご承知おき願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第104回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成11年6月15日(火) 10:00~16:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

初めに、蓮實会長から、開会の挨拶に引続いて次のように述べられた。

今総会は、理事、監事及び常置委員長委員の改選並びに各委員会からの報告、そのほか国大協の予算・決算について審議をお願いする。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、大学入試センターの丸山所長にも、後程ご出席いただくこととしたので、ご了承いただきたい。

(1) 会議資料の確認

事務局長から、今総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

事務局長から、今総会の日程について「資料3」にもとづき説明があった。

(3) 学長等の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(後任)	(就任年月)
一橋大学	阿部 謹也	石 弘光	10.12.1
上越教育大学	加藤 章	大澤 健郎	11.4.1
山梨大学	伊東 壯	椎貝 博美	10.11.13
信州大学	小川 秋實	森本 尚武	11.6.11
京都教育大学	加茂 直樹	井本 伸廣	11.4.1
大阪外国語大学	池田 修	赤木 攻	11.3.1
大阪教育大学	木下 繁彌	中谷 彪	11.6.10
島根大学	北川 泉	吉川 通彦	11.4.6
岡山大学	小坂二度見	河野伊一郎	11.6.14
琉球大学	桂 幸昭	森田 孟進	11.6.1

また、代理出席について、欠席の神戸大学西塚学長に代わり出席の片岡副学長の紹介があった。

次に、前回総会以後交代になった委員長について、①中嶋第5常置委員会委員長の副会長就任に伴うその後任に、11月12日開催の同委員会において、内藤東京工業大学長が選任され、12月1日付で就任した、②「大学教育における『リベラル・アーツ』の役割をめぐる特別委員会」の蓮實委員長の会長就任に伴い、佐藤お茶の水女子大学長が委員長代理となった旨報告があった。

I 報 告

1. 会務報告

事務局長から、前回総会以後の会務報告事項について「資料5」にもとづき次の報告があった。

(1) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望

11月12日、阿部会長、蓮實副会長、阿部副会長が佐々木高等教育局長ほかと面談し、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」で提言されている「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関」に関連して、要望を行った。(会報第163号)

(2) 税制改正要望についての意見聴取について

自由民主党文教部会税制小委員会から、国大協が9月25日に提出した「平成11年度税制改正に関する要望」について意見聴取の要請があり、11月19日、蓮實副会長及び伊藤事務局長が出席し、説明を行った。(会報第162号)

(3) 民主党文教部会ヒアリングについて

民主党文教部会から、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(大学審議会答申)についてヒアリングの要請があり、12月9日、阿部副会長、中嶋副会長、示村第1常置委員会委員が出席した。

(4) 文部省と国大協との懇談会について

12月11日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から蓮實会長、阿部副会長、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、長尾京都大学長並びに特別会計制度協議会の中西、菅原、黒川、伊藤の各専門委員、文部省から佐藤事務次官、佐々木高等教育局長、工藤学術国際局長ほか関係者が出席し、文部省から独立行政法人化の問題、平成11年度予算編成の概要並びに学生納付金の改定の動向について説明を受けた後、意見交換を行った。

(5) 文部大臣との懇談について

12月11日、蓮實会長、阿部副会長、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、長尾京都大学長が有馬文部大臣と面談し、国立大学の独立行政法人化について反対の意向を表明した。

また、同日午後6時より文部記者会で、国立大学協会として改めて反対の意を表明するため阿部副会長が記者会見を行った。

(6) 「国立大学の学生納付金について」の要望について

12月11日、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省並びに文部省に赴き、国立大学の学生納付金についての要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第163号)

(7) 全国高等学校長協会との懇談について

12月16日、「大学入試にかかわる諸問題」について、全国高等学校長協会と国立大学協会との懇談会が開催され、全国高等学校長協会からは、会長、大学入試対策委員会委員長ほか関係委員が、国立大学協会からは第2常置委員会委員長ほか関係委員が出席し懇談した。

(8) 大学審議会答申に基づく法制化について

2月10日、蓮實会長、長尾第1常置委員会委員長が文部省に赴き、清水大学課長と面談し、大学審議会答申に基づく法律改正事項について要望を行った。

(9) 民主党文教部会ヒアリングについて

民主党文教部会から、「学校教育法等の一部を改正する法律案について」ヒアリングの要請があり、3月31日、阿部副会長、中嶋副会長、長尾第1常置委員会委員長が出席した。

(10) 特別会計制度協議会について

5月7日、文部省において特別会計制度協議会が開催され、蓮實会長、阿部副会長、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、長尾京都大学長並びに板橋、黒川、伊藤各特別会計制度協議会専門委員が出席し、平成12年度国立学校特別会計予算の取扱等について協議した。

(11) 全国高等学校長協会との懇談について

5月10日、「入試情報開示に関する基本的な考え方」について、全国高等学校長協会と国立大学協会との非公式の懇談会が開催され、全国高

等学校長協会からは、会長、大学入試対策委員会委員長ほか関係委員が、国立大学協会からは第2常置委員会委員長ほか関係委員が出席し懇談した。

(12) 日本私立大学団体連合会との懇談について

6月3日、「入試情報開示に関する基本的な考え方」について、日本私立大学団体連合会と国立大学協会との非公式の懇談会が開催され、日本私立大学団体連合会からは、大学教育改革委員会委員長ほか関係委員が、国立大学協会からは第2常置委員会委員長ほか関係委員が出席し懇談した。

(13) 「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ)に対する意見の提出

文部省学術国際局から、学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ)につき意見を求められ、第7常置委員会に依頼し、6月3日、意見を提出した。(資料21)

2. 特別委員会の設置期間の満了について

会長から、次のように述べられた。

平成9年3月3日に設置された「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」は、本年3月2日をもって2年間の設置期間が満了したことをご報告する。なお、この間阿部謹也委員長のもとで平成9年6月、『行財政改革の課題と国立大学の在り方』について報告書をまとめ、関係各方面に訴えてきたことを言い添えさせていただきます。

3. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料8」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている部分については、後程改めてご説明いただき、ご審議いただくことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から概ね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(長尾委員長)

大学審議会の答申が昨年10月26日に公表されたが、文部省はこれをうけ、法律改正案の作成に入った。そこで、事前にその内容を説明してほしい旨文部省に申し入れていたところ、その骨子案が提示された。これに基づき、平成11年1月19日に本委員会を開催し、文部省から骨子案について説明を受けて、討議した。その結果を別紙1(略)のとおりまとめ、これを2月5日開催の常務理事会に提出し、検討の結果、一部修正のうえ、別紙2(略)のとおり了承された。その後、2月10日に会長とともに文部省を訪れ、大学課長に面談し口頭で別紙2に沿った主旨を説明し、要望を行った。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

平成10年11月26日(木)及び平成11年5月20日(木)に本委員会を開催した。

1) 報告事項

大学入試センターからの報告；法月事業部長から、平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要、平成12年度大学入試センター試験の利用大学の状況、大学入試センター試験実施要項、平成13年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について報告があった。

2) 国立大学の医学系学部の個別学力試験に

における「物理、化学、生物」の導入について

医学教育特別委員会から検討依頼があったこの問題について、生物学の知識の必要性は医学系学部のみならず、非生物系学部にあっても重要であるとの観点から審議した結果、この問題については、医学教育特別委員会の審議に委ね第2常置委員会としては、大学入試センター試験と関係する点で関わっていくこととした。

3) 大学入試センター試験の理科の受験について

先に大学入試センターから、「物理」と「生物」の組み合わせ受験を可能にさせる方法として提示された、2日間の日程の中で試験コマ数を一つ増やす案、理科の連続する2コマの試験時間の中で2科目を選択させる案等以外に新たに可能な方法がないか検討をお願いしていたが、これまでのところ、提示した実施方法以外の方法は見出せないということであった。委員会としては、平成9年度から「理科」の試験時間割の枠が減少することになった際に国大協として、今後理科の科目の選択肢を増やす努力をすることを付帯条件としてこれを了承した経緯があり、また、センター試験が高校教育の達成度を測るという観点からして、試験科目の選択肢が増えることは望ましいので、改めて大学入試センターへ理科の科目選択を増やす方法について検討をお願いすることとした。

4) 国立大学の平成13年度入学者選抜の基本方針について

国立大学の入学者選抜については、平成9年度から「分離分割方式」に統一されているので、平成13年度も引き続き「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し、この旨総会に提案することとした。

5) 平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項について

例年作成している「入学者選抜における留意事項」の平成12年度版を作成し各大学長宛送付した。これが平成11年度と比べて大きな変更はないが、定員一部留保第2次募集を実施する大学がないこと、「分離分割方式」に統一したことに伴う表記の整理を行った。なお、「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目」に定められている、推薦入学の募集人員の割合(「3割を越えないことをめやすとして……」)について、「5割をめやすにしながらその範囲において」と変更されたい旨文部省から要望があったが、そうすることは、募集枠の拡大を提示しているようにも受け取られるおそれがあるとの反対意見があり、この問題については平成13年度に向けて改めて検討することとした。

6) 平成12年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

「実施要領、実施細目」に定められた試験実施日程に対し例外的な措置を講じようとする場合、予め第2常置委員会に協議することになっているが、これに基づき東京大学、東京芸術大学及び鹿屋体育大学からの3件の協議につき、それぞれ了承した。

7) 大学入試の情報開示について

一昨年、第7常置委員会丸山委員長からの検討依頼により、大学入試の情報開示について、昨年6月以来、大学入試情報開示に関する検討小委員会を中心に検討を重ね、また、各大学からの意見等を踏まえ取りまとめた「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を第2常置委員会として理事会及び総会に付議することとした。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

平成11年4月13日(火)に開催した。

1) 就職問題懇談会の「申合せ」について

平成11年度は、大学側の「申合せ」も企業側の「倫理憲章」も特段の変更は行われず、昨年12月2日に公表された。

2) 平成10年度大学等卒業予定者の就職状況について

文部省高塩学生課長から、平成10年度大学等卒業予定者の平成10年12月1日現在の就職内定率及び就職希望率等の報告があった。それによると、大学の場合、就職内定率は80.3%で昨年同期に比べて4.5%減で、過去5年間の最低であること、就職希望率も50.4%(昨年度比7.6%減)となったことなど、厳しい状況が報告された。

3) 全国就職指導ガイダンスについて

平成10年度第2回全国就職指導ガイダンスが平成10年11月30日(月)に京都産業大学で開催された。また、平成11年度第1回全国就職指導ガイダンスは4月19日(月)に東京大学で開かれる予定であることを報告した。

4) 地域インターンシップ全国連絡会議について

地域インターンシップ全国連絡会議(労働省、通商産業省、文部省共催)が2月23日開催された。会議では、各省庁及び全国各地域の平成10年度地域インターンシップの取り組み状況等の報告があり、意見交換が行われた。

5) 日本育英会の育英奨学制度(平成11年度)について

文部省高塩学生課長から、有利子貸与の抜本的拡充等の説明があった。

6) 学生の健康のための「保健管理センター」活性化に関する要望書について

国立大学等保健管理施設協議会の代表を務め

る豊岡専門委員から、後日、国大協宛要望書を提出する予定である旨述べられ、学生の肺結核など伝染性疾患の増加、メンタルヘルスの重視の必要、外国人留学生の健康問題の深刻化等に伴い、学生の健康教育及び保健管理センターの予算配分の強化等が必要である旨、説明があった。この説明に対し、高校段階でも保健教育を重視すべきだとの意見が出された。

7) 教養教育の改善充実と放送大学との連携協力の推進について

昨秋の総会で吉川放送大学長から要望があった、国立大学と放送大学との単位互換の問題について、現在これを実施している大学からの状況報告があった。この問題については今後継続して審議する予定である。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

前回総会以後、本委員会を平成11年5月24日、作業委員会を平成10年12月11日及び平成11年4月28日にそれぞれ開催し、主として教務職員問題について審議した。そして、教務職員問題について、当面とるべき方策について報告書をまとめたので、後刻ご協議いただきたい。また、国立大学教育等の待遇改善に関する要望及び人事院勧告の取扱いに関する要望の問題についても、後刻ご協議いただきたい。

(5) 第5常置委員会(内藤委員長)

平成10年11月12日及び平成11年4月21日の2回開催した。

1) 日米新プロジェクトの参加大学

米国大学協会から国大協へ要請があった短期留学プログラムによる学生交流の日米新プロジェクトに参加する国立大学について、過去の実績を勘案し、1年目は北海道大学、名古屋大

学、京都大学、広島大学、九州大学の5大学に参加いただくことを決定した。

2) ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミナー」報告

一昨年 of 末にドイツ及びフランスからそれぞれ別々に学長のミッションが来日し、いずれも、当時の阿部会長に日本の大学との交流を深めたい旨申出があった。その後ドイツの学長団から、日本の大学長にドイツの大学視察の要請があった。そこで、今年4月に、中嶋東京外国語大学長、藤井北海道教育大学長、石一橋大学長、内藤東京工業大学長、及び公大協から荒又釧路公立大学長、文部省から小松幼稚園課長が参加してドイツを訪問し、ドイツ大学総長会議会長はじめ5人の副会長、事務局長等と、高等教育の現状、問題点、財政問題、並びに21世紀に向けての考え方等について意見の交換を行うとともに大学等の視察を行った。先方は、日本との間の留学生交流を活性化したいということ、英語での講義を用意するということがあった。第5常置委員会において、今後、ドイツ及びフランスとの大学交流をどのようにするか議論したい。

3) UMAP (アジア太平洋大学交流機構) 日本国内委員会会則の制定等について

UMAP 日本国内委員会の会則が同委員会で平成11年3月25日に決定された旨の報告並びに平成10年度歳入歳出決算、平成11年度歳入歳出予算について国内委員会委員の伊藤国大協事務局長から報告があった。

4) UMAP 理事会及びUCTS (UMAP Credit Transfer Scheme) の報告

平成11年1月21日、22日に東京ガーデンパレスで第1回UMAP理事会が開催され、単位互換のスキームが決まったことなどの報告があっ

た。

(6) 第6常置委員会 (鈴木委員長)

平成11年4月26日、本委員会は学生納付金等検討小委員会との合同により、文部省から、永山視学官、高塩学生課長、合田研究機関課長ほかの出席を得て開催した。

1) 平成11年度国立学校特別会計予算について

永山視学官から、平成11年度国立学校特別会計予算について詳細な説明があった。今年度も引続き厳しい状況にあるが、その中で、科研費、日本学術振興会事業、奨学育英事業については増額が措置されているということであった。また、高塩学生課長から、特に有利子奨学金の抜本的拡充として、貸与人員が昨年度10万人のところ、今年度は15万人増の25万人、事業規模として前年度の650億円から11年度は1,000億円増の1,600億円の規模となり、貸与月額も学生の経済的必要性に応じて学生が選択できるようになり、貸与基準も緩和され、災害等による緊急採用奨学金制度の創設が行われた旨説明があった。

これに対し意見交換が行われ、○育英奨学金について、わが国では広く浅くという観念が強いが、大学院学生については、少なくともその20%程度の学生に重点的に給付し、学生が研究に専念できる体制にすべきではないか、○日本育英会に国大協の意見を伝え、給付制についての検討を側面支援すべきである、○いわゆる学長裁量経費について、一層拡充するとともに柔軟な使用が可能となるよう望む、○施設整備費については毎年減額傾向にあり、昨年度は幸い補正予算がついたが、このままでは老朽化対策に支障を来すので、善処を要望したい、○研究

支援体制を強化してほしい、といった意見や要望があった。

2) 学生納付金について

来年度の入学生から、入学金が従来275,000円が2,000円アップし277,000円となった。これは、前年度比0.7%の増で極めて小幅な上げ幅となった。委員会として、今年度も引続き学生納付金に関する要望をしていく方針を確認した。

(7) 第7常置委員会(丹保委員長)

平成11年1月27日及び4月23日に情報公開法に関する検討小委員会、5月24日に第7常置委員会と同小委員会との合同委員会を開催した。

1) 学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」

(中間まとめ)に対する意見の提出について

この中間まとめについて、文部省から国大協としての意見の提出を要請され、会長から本委員会に検討要請があった。提出期限が迫っていたので、5月18日に委員長と磯野、廣田両学長が文部省から当該事項に関する説明を受けたのち、各委員に関係資料を送付して意見の提出をお願いし、いただいた意見等をも踏まえて、5月24日開催の本委員会に緊急課題として諮り、意見を取りまとめ、これを6月3日、学術審議会会長宛提出した。それが「資料12」である。

主要な意見としては、○基盤的研究資金と競争的研究資金のデュアルサポートシステムにより学術研究をサポートするという基本的なアイデアは支持するが、人的資源についても考えて貰いたい、○オーバーヘッドの徴収・支出を現場の研究者の責任と判断で決定・執行できる形がのぞましい、○複数の省庁が「基礎研究」に個別に資金を支出しているが、これをもう少し統合できないか、○環境科学の基礎をなす大学

林、海洋調査船、海外拠点等について、それが統合的に運用されるよう整備することが必要であろう、○大学院学生用の宿舎の整備について留学生用だけでなく、日本人学生についてもお願いしたい、○研究支援者の整備が科学技術基本法に明記されているが、進展がみられないので、その整備を図りたい、○人文・社会科学の振興と統合的研究の推進ということは、科学技術基本法に欠落していたものであり、同感であるが、ただ、自然科学、人文・社会科学それぞれの特性の違いということに対する配慮がほしい、○2001年に総合科学技術会議及びその事務局の発足が予定されているが、大学は、科学技術の中核として、そこに研究者を含む大学関係者が多数参加する必要がある、等である。

これについては、6月10日開催の理事会に報告し、了承された。

なお、同様に、「生涯教育審議会」から、答申案「学習の成果を幅広く生かす一生涯学習の成果を生かすための方策について」について意見を求められたが、そのまとめが概括的で十分議論するだけの資料が得られなかったことと、物理的に時間がなかったため、答えることができなかった。

2) 「国立大学における情報公開についての検討経過報告」について

情報公開法に関わる問題について時間をかけて検討してきたが、このほど、「国立大学における情報公開についての検討経過報告」(「資料11」)として取りまとめた。詳細は、この報告書をお読みいただきたいが、情報公開法は、5月7日に可決成立し、2001年4月から施行されることになり、国立大学については、学長が全責任を負って情報公開をしなければならない。情報公開をするためのシステムを大学の中にもつ

必要があり、それは外部からよくみえるものでなければならないといったことを述べ、国立大学の情報公開に関する基本的な考え方について、開示・不開示の例示なども挙げつつ記述している。委員会の中では、千葉大学、静岡大学、東京医科歯科大学、北海道大学で作成された試案を踏まえ、開示・不開示の詳細なアイテム表を作成してはどうかということも議論したが、省令等がまだ出ていないこともあって、今回はそれをせず、重要な事柄であるので、次のステップとして慎重に検討してまいりたい。

3) 公務員倫理法について

これについては、文部省の人事課長とも相談しているが、国会での審議が動いていない状況なので、今のところは情報交換に留めている。これが一番大きな問題は、産学協同等のところで、公務員としての国立大学の個々の教官が、どういう範囲で自身のもっているノーハウと外界との交換をやりながら、かつ倫理をキープするかということかと思っている。

4) 助手問題について

助手問題については、長年にわたり検討してきた、本委員会として一つの考え方をまとめつつあるが、そろそろ抜本的討議をする時期にきていると思っており、関連の第1及び第4両常置委員会と連携して議論を進めたい。

5) 高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー）の具体化について

優れた研究者が大学を停年後、その能力を学術研究機関において生かし、日本の科学技術の展開の力にしたいということで、総合研究大学院大学の廣田学長が中心になって、文部省、学術審議会、日本学術振興会に働きかけ、これが平成12年度概算要求事項として組み入れられる可能性が出てきた。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

平成11年4月21日日本特別委員会を開催した。

1) 医学部・歯学部入試における情報開示について

第2常置委員会で、国立大学の入試情報開示の問題が検討され、その検討案の中に示された「面接・小論文、実技等の点数化や段階、合否評価等の作業は微妙な作業であるが、点数等は原則的には通常の入試個人情報と考えられ、その開示請求に対しても積極的に取り組むべきである。」との考え方について、医学部・歯学部における入試の観点から討議した。

面接点を定量化、定量化することは極めて難しい。各大学でその客観的基準を作る努力も必要であるが、それを開示しても受験生にとって納得のいくものであるかどうかは疑問である。また、医師、歯科医師に不適との判断は、個人にとって極めて不利な情報であり、それが情報開示になじむかどうか疑問でもある。面接点を開示しなくても、学科試験の点数、成績順位等を開示すれば、その成績上位の者が不合格となった場合には面接点が極めて低いことが明白になり、問題が生ずる可能性がある。面接点を開示することが、結果として面接の重視ということにブレーキをかけるおそれがある、等の意見が出された。

本委員会としては、医学部入試の情報開示には原則的に積極的に対処すべきであると考えますが、難しい問題のある面接試験の情報開示については、そのあり方を考えていくこととしたい。

2) 医学部・歯学部入試に「生物」を課すことについてのその後の展開について

医学部・歯学部入試に「生物」を課すことについては、医学部、歯学部、あるいは理系学部等で強い要望がある。これについては、直ちに

実施に移すことは難しく、第2常置委員会と協力して、大学入試センター試験で実施できるような仕組みを考えていくとともに、医学部長・歯学部長会議等と協力して実施の方向に向けて引続き検討していきたい。

(9) 教員養成特別委員会（岡本委員長代理）

本委員会は、現在、「国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査」に取り組んでいる。昨年11月、各国立大学長及び教員養成系学部長を対象に、①教員養成系大学・学部の改組・改編の状況、②教員免許基準の改定に伴う教員養成カリキュラムの現状と新しい対応、③教員養成と大学院の役割、についてアンケート調査を実施し、その後、調査の基礎集計とデータ分析、考察と課題の整理等の作業を専門委員会において進めてきた。大学を取り巻く事態が刻々と変化していることも勘案し、早急に調査結果をまとめる必要があると判断されたので、今回第一次報告として取りまとめた。それが配付の『今後の教員養成と教育学部のあり方について』（第一次報告）である。なお、今回の調査では概算要求絡みで項目によっては回答が得られなかった部分もあり、それらを含めて、今後補充の追加調査を加えて最終報告をまとめることとしている。

(10) 大学評価に関する特別委員会

（阿部委員長）

昨秋の総会以後、本委員会を4回開催したが、種々の問題に機動的に対応するために、立川高知大学長を座長とするW・Gをつくり動いていただいている。

本年4月2日開催の本委員会で、「大学評価機関についての論点整理」をまとめ、これを4月

7日付で各大学長に送付して意見を伺った。これに対し、83大学から回答をいただいた。この調査の結果の概要をまとめたものが、「資料14」の「大学評価機関に関する大学長アンケートー結果の報告ー」である。

大学評価機関については、平成12年度創設が予定されているが、「資料27」にあるとおり、学位授与機構に大学評価機関（仮称）創設準備室が設置されるとともに、創設に関する重要事項を審議する機関として、創設準備委員会が発足している。創設準備委員会は、委員長が元国大協会長の井村前京都大学長で、国大協からは蓮實会長を含め5人の学長が参加されている。同委員会の当面の仕事は平成12年度概算要求に係る準備であり、去る5月25日に第1回の会合が開かれた。また、同委員会の下に専門委員会が置かれ、これは木村学位授与機構長が委員長で、国大協から本特別委員会の3名の委員が加わっている。「資料27」には「参考」として、「評価の内容・方法」について記述されているが、これは文部省として初めて出してきた考え方である。これを議論のたたき台として検討が進むものと考えているが、ただ、現在、大学基準協会で行っている相互評価や、学術審議会での研究評価等との交通整理が必要であると考えている。

いずれにしろ、大学評価機関（仮称）が、どういう形態でどれほどの規模のものになるかということが最大の関心事である。学長アンケートでいただいた多くの積極的なご意見を踏まえ、特に教育研究活動の質的充実に向けた各大学の主体的取組みを支援促進するような第三者評価機関の目的を達成するためには、それに相応しい相当規模の組織であらねばならないということを文部省に要望している。

また、創設準備委員会井村委員長に、大学評価機関（仮称）の在り方について要望書を提出することが過日の委員会で了承されたので、その文案を会長と相談して作成したい。その中身としては、①基本的な理念として、○大学評価機関の基本的な目的は、長期的な視点から大学における教育研究の高度化・活性化をもたらすことにあり、評価を短期的な視点からみた「非効率」の切り捨ての道具とすれば、却って教育研究活動の水準を低下させることになる、○透明性をもった組織でなければならない、○初めから完全な制度を目指すのではなく、進化していくシステムであることが望ましい。②具体的な形態ということでは、○大学基準協会等との関係に留意する、○大学に関する情報を体系的に提供することも評価の重要な機能であるが、単一次元のランキングは本来の意味を離れて解釈される危険があることを十分考慮する必要がある。③大学評価機関の組織と国立大学との関係について、○評価結果についての異議申し立ての手続きなどを確立することが必要である、○大学評価の様々な方法について実証的に分析する能力をもつことが極めて重要である、といったことのほか、今後の創設準備委員会での審議についての迅速な情報提供をお願いしたい。

(II) 大学教育をめぐる<リベラル・アーツ> の役割をめぐる特別委員会

(佐藤委員長代理)

平成10年12月21日(月)開催の委員会で、報告書案について審議し、出された修正意見等を踏まえて、その後最終的に「資料15」のとおり「大学教育における<リベラル・アーツ>の役割について」を取りまとめた。リベラル・アーツ教育に問題点が多いということに鑑み、問題点の

指摘と改善への提案という形でまとめたが、個々の事象でなく、いわば理念的なことをもってまとめている。

なお、今回の報告書のまとめをもって本委員会の役目を終えたと思うので、これがご了承いただければ、委員会活動を停止したい。

以上の説明があったのち、会長から、特別委員会については、今後何か新たな展開があった場合には改めてご相談させていただくということを経済条件として、最終報告の提出をもって解散することとしてよろしいか、と諮られ、了承された。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (佐藤委員長)

50周年記念行事については、昨年秋の総会において、平成12年11月15日(水)に記念式典を開催することをご了承いただいたが、その後は専ら、「五十年史」の編纂について検討を進めている。「資料16」にその構成案がある。主なパートとしては、歴史をまとめた「50年のあゆみ」、「年表」、「資料」、「特別寄稿」であり、特別寄稿については、この20年間の国大協として当面した問題について、常置委員会若しくは特別委員会の委員長をされていた方の執筆を予定している。

II 協 議

1. 理事の選任について

会長から次のように諮られた。

現理事は、この6月で2年の任期が満了するので、今総会で新理事の選任をお願いする。「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定められているので、これに基づいて先般各地区で選出願った理事候

補者を「資料17」のとおりお諮りする。

これについて異議なく、承認された。

III 報 告

1. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された各地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、各当番大学から概要次のような報告があった。

(1) 北海道地区（久保旭川医科大学長）

5月31日に開催した。①大学改革への一層の取組みとともに早急な検討を求められている国立大学の独立行政法人化について各大学の検討状況の報告と意見交換を行い、今後とも道内国立大学で情報交換を密にしていくこととした。②定員削減後の教育体制を確保するための対策に関する各大学の検討状況について意見交換を行った。③大学審議会答申後の各大学の大学改革についての取組み状況について、大学運営協議会（仮称）の設置、大学院の重点化、第三者評価システムの導入、入試制度の改善及びアドミッションズ・オフィス等に関して意見交換を行った。

(2) 東北地区（阿部東北大学長）

5月25日に開催した。国立大学の緊急の課題である独立行政法人化問題、及び新たな定員削減等に対して、各大学の取組み状況を中心に意見交換を行った。このほか、承合事項として、留学生が増える中で「日本語・日本事情」の授業の開設状況等について紹介し合い意見交換を行った。

(3) 近畿地区（原神戸商船大学長）

5月17日に開催した。①大学改革についての各大学の現状、及び進捗状況について、特に学長補佐体制、大学広報の充実、地域との連携強化等について報告があり、意見交換した。②大学評価について、大学自身のアカウントビリティの重要性、大学評価機関の評価結果に対する説明責任などについて意見が出され、意見交換を行った。

(4) 中国・四国地区（鮎川愛媛大学長）

5月24日に開催した。①大学評価機関について、大学基準協会との関係、位置づけということの調整が必要ではないか、自己点検・評価の内容が今後一層重要になり、各大学としても効率性だけでなく大学自ら積極的に提言していくという姿勢でこれに取り組んでいくことが基本ではないか、などの意見が出され、活発な議論があった。②大学間、地域社会との連携交流について、各大学の取組み状況の報告があり、意見交換を行った。

(5) 九州地区（池田長崎大学長）

4月26日に開催した。①各大学とも大学改革に積極的に対応されているが、そういう中で、特に独立行政法人化問題、定員削減問題が話題になった。いずれにしても国立大学としては独立行政法人化にならないよう努力すべきであり、また仮になったとしても足腰を強くすることが大事であるという話になった。②情報公開法への対応については、速やかに公開すべき情報と公開すべきでない情報を分類・整理しておく必要があるというまとめがあった。なお、大学の部局長会議、評議会、教授会等の議事録などについても予め整理しておく必要があるとい

う話があった。③大学教員の任期制の導入について、幾つかの新しい講座で検討されているという報告があった。

IV 協 議

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

梶井第4常置委員会委員長から次のように説明提案があった。

例年どおり国立大学教官等の待遇改善に関する要望を行うこととし、その原案を「資料23」のとおり作成した。前年度とあまり変わっていないが、変更点としては、新たに、「学長、学部長について指定職の完全適用並びに指定号俸の引上げを図ること」という一項を書き加えたことである。そのほか若干字句修正を施した点については添付資料のとおりである。

ついで、会長から要望案について諮られた結果、異議なく承認された。

2. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から次のように提案があった。

例年、人事院勧告が出た段階で、勧告の完全実施を要望する形で要望書を提出してきた。しかし、今年の人事院勧告は、民間企業の給与の厳しい状況を反映して極めて厳しいものになることが予想される。いずれ出る勧告の内容をみた上で対応を考えたいので、その文案の作成及び提出時期を会長と第4常置委員会委員長に一任いただきたい。

この提案について会長から諮られた結果、異議なく了承された。

3. 教務職員問題について

教務職員は教育職俸給表を適用されているが、その身分は教官ではなく技官である。同じく教育職俸給表をうける助手は、教育公務員特別法上の教員ではないが、教官として同法の規定は準用されている。教務職員の職務内容は、人事課長通知で、「①教授研究の補助として、学生の実験・実習・実技若しくは演習を直接指導する職務、②研究題目を担当して直接研究を行う職務」といっているように、助手のそれと酷似している。初任給決定上の学歴区分も「短大卒」から「博士課程修了」まで幅広く設定されていることから、制度上研究者養成機能を含んでいる職種と考えられ、また、俸給表上、40歳を超えると行政職(-)を下回るという構成になっていることから、長期在職を予定しない過渡的官職であることを示すといえよう。しかし、その実態は、必ずしも研究者養成機能を含む過渡的官職としてのみは運用されてこなかった。その結果、多種多様な長期在職者を生み、処遇上も問題を生じた。

本委員会は、教務職員問題は多くの多くが運用の不適切さに起因するとの認識に立って、平成3年10月に取りまとめた「教務職員問題に関する検討結果報告」で、“運用の適正化”の指針を示して各大学の実行方をお願いした。その結果、平成3年度1,550だった教務職員定数が平成11年度965に減った。たとえば、平成6年度に採用された教務職員の平成10年度末における在職状況は29%と低い数字であり、短期在職者という形で、過渡的官職としての運用が進んでいるものと思われる。しかしまだ、平成10年7月1日現在、857人が在職し、そのうち15年以上の長期在職者が38.6%を占めている。このことは、制

度上予定していない事務等に従事させる望ましくない運用が依然として行われていると判断せざるを得ない。本委員会としては、長期在職教務職員の一部は技術職員と同じく専任職俸給表を適用されてしかるべきであると考えてきた。その技術職員については平成10年度から実施されている技術専門職制度による処遇改善が行われたことで、取り残された教務職員の長期在職者の処遇上の不利益さが目立つ形になっている。

そこで、各大学、特に多数の教務職員を抱える大学にあっては、“指針”に沿って運用の適正化等にさらに努力いただきたい。また、この問題は、助手も含めて国立大学の教員構成及び教育研究支援職員のあり方という制度問題にも関わることであり、この問題について国大協として取り組む必要がある、第1常置委員会、第7常置委員会において検討いただくことをお願いしたい。

ついで会長から、「教務職員問題に関する検討結果報告」(案)について諮られた結果、異議なく承認された。

V 報 告

1. 会長、副会長選出の結果報告

会長から、本日昼休み中に行われた新理事会において、会長、副会長の選出を行った結果、会長には蓮實東京大学長が再任、副会長には中嶋東京外国語大学長が再任されるとともに、新たに長尾京都大学長が選任された旨報告があり、会長、副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの丸山所長から、所長就任挨拶に引続き、次のように述べられた。

現在、中教審で、大学入試のあり方が検討されていて、この秋頃を目途に答申が提出されると聞いているが、その次第によっては現行の大学入試センター試験は大幅に変わることもありうると思う。また高等学校の学習指導要領が平成15年度から実施されることに伴い平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目を大幅に変更しなければならないということがある。これらの問題の検討と併せて、国大協から寄せられている、たとえば「生物」と「物理」の組合せ受験の扱い等について改めていくようにしたいと考えている。

ところで、ご承知のとおり、大学入試センターは平成13年4月から独立行政法人になることが決定されているが、引続き各国立大学及び国立大学協会のご支援を賜りたい。

引続き、法月事業部長から、大学入試センター試験について、配付資料に基づき次の事項について説明があった。

① 平成11年度大学入試センター試験実施結果の概要

今回の試験で特徴的なこととして、一つは、志願者数、受験者数のいずれも昨年度比1万7千人強の減少である。大学入試センター試験は平成2年度から始まり、受験者は毎年順調に伸びてきたが、平成10年度に初めて前年度比2千人強減り、それに引続く減少ということになった。これは主として18歳人口の減少によるものと思われる。もう一つは、教科別受験者数について、「公民」が前年度よりも大幅に増えたことである。これは、10年度がたまたま「地理・歴

史」よりも「公民」の方が平均点が高かったことによる反動と思われる。

② 「平成12年度大学入学者選抜実施要項」
平成11年5月19日付高等教育局長名をもって各大学長宛送付された。

③ 「平成12年度大学入学者選抜大学入試センター実施要項」
前年度との変更点は、「受験資格」について、学校教育法が一部改正され、新たな学校種として、6年一貫教育を目的とする「中等教育学校」が創設されたことに伴い、「中等教育学校を卒業した者及び平成12年3月卒業見込みの者」を書き加えた。

④ 平成12年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項
一つは、中等教育学校の取扱いを記した。そのほか、国語において、大学が指定する分野のみを解答する場合の試験時間を明記、数学の解答用紙を変更、受験特別措置について、身体障害者以外に病弱者もいるので、「身体障害者等」と訂正したことなどである。

⑤ 大学入試センター試験を新たに利用する大学
公立5大学、私立25大学、計30大学が平成12年度大学入学者選抜から新たに大学入試センター試験を利用する。これにより、利用大学は全体で403大学になった。なお、私立大学は242大学であり、初めて全体の50%を越えた。

⑥ 平成12年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程
平成12年度大学入試センター試験について、高等学校を対象とした説明協議会及び各利用大学を対象とした入試担当者連絡協議会を7月から8月にかけて各地区で開催する。

⑦ 平成13年度入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

平成13年度大学入試センター試験の実施期日は、平成13年1月20日(土)及び21日(日)である。

⑧ 平成13年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等
平成12年度とまったく同内容である。

VI 協 議

1. 常置委員会委員（大学の代表者）の所属換えについて

会長から次のように述べられた。
本総会は常置委員会委員（大学の代表者）の所属換えの時期に当る。そこで、「資料19」のとおりに「常置委員会委員（大学の代表者）候補者名簿」（案）を作成し、これを6月10日開催の理事会に諮り、ご了承を得た。その際、この案は現会長、副会長は除いて作成されているので、新理事会での会長、副会長の選出結果によってはこれを修正することがあり得るということを含んでご了承いただいたものであるが、今回その修正の必要が生じた。その点について事務局から説明願う。

ついで、事務局長から、新理事会における会長、副会長選出結果に伴う委員候補者名簿（案）の修正について説明があった。

引続き会長から、修正の名簿（案）について諮られ、異議なく承認された。

2. 平成10年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成10年度国立大学協会歳入歳出決算」（「資料20」）に基づき説明があったの

ち、引続き監事の兵藤埼玉大学長から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があった。

ついで会長から、本決算については、去る6月10日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 平成11年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成11年度国立大学協会歳入歳出予算」(案) (「資料21」)に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月18日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

4. 国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について

杉岡第2常置委員会委員長から、同委員会で取りまとめた「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」(「資料22」)について次のように説明があった。

一昨年、当時の丸山第7常置委員会委員長から、情報公開法の昨秋成立を予想して、入試情報開示についてのガイドラインの作成を求められた。これをうけて、常務理事会(平成10年5月15日開催)の承認を得て、本委員会のもとに「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置し、平成10年6月17日を第1回として6回にわたり入試情報開示に関する検討を進めてきた。この間、2度にわたり(昨年10月及び本年4月)各国立大学長宛に「入試情報開示に関する基本的な考え方」の文案を送付し、意見を伺った。そして、去る5月20日開催の本委員会で、小委員会で取りまとめた原案を了承し、これを

6月10日開催の理事会に付議した。理事会でいただいた主なご意見を踏まえ、修正したものが「資料22」であり、これについて説明したい。

「はじめに」では、入試情報開示に関する基本的な考え方をまとめるうえでの社会的背景と、大学の合否判定や成績評価についての信頼性を高めるためにも積極的に開示に努めることの必要性を述べている。そのうえで、入試情報の開示について、その情報の性質と開示の仕方により、「I 情報提供の方法により開示する情報」、「II 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報」、「III 請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報」の3つに分けて基本的な考え方を示した。

Iの「情報提供による方法」は、開示の請求をうけるまでもなく、公的機関の当然の責任において自主的に開示する場合である。これには次の①、②、③がある。

- ①自主的・積極的に開示する情報(志願者数、受験者数、合格者数、試験問題、採点・評価基準、合否判定基準、合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料)

このうち、採点・評価基準については、試験実施前に、たとえば、募集要項等に記載する一般的基準を指して開示を求めている、開示によって適正な入試の実施に支障を生じる場合は不開示とすることになる。また、合否判定基準についても、開示が適正な入試の実施に支障を生じる場合は開示しないが、そのような場合に該当しない場合の基準としては、総合点主義か、特定科目の成績を重視するか、水準以下の科目の成績がある場合等が挙げられる。それから、合格最高・最低点および合格者の平均点等の合

格者の成績についての開示の方法については各大学に委ねたい。また、点数の開示は総合点のみでもよいが、その場合でも大学入試センター試験成績と個別学力試験成績は分けることが望ましい。

②問い合わせや求めに応じて開示する情報
(追加合格者数、入学者数、入学辞退者数、入試実施組織)

③開示に努める情報(正解・解答例)

正解・解答例については、相当困難な問題があり、当面、これを開示するか否か、開示する場合の方法や時期は各大学の判断に委ねている。

IIの「情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報」については、情報公開法は、行政情報について原則公開をその基本原則としているが、個人情報や意思形成過程情報、事務事業情報などで公けにすることによって支障を生ずるもの等に該当する入試情報は開示しないことになる。

①情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報(入試に関する規定・規則・内規・申し合わせ等、入試関係会議の通知状・会議記録等)

この中に、情報公開法が定める不開示情報が含まれている場合は、その部分は開示しないことができる。

②情報公開法に基づく請求があっても開示しない情報(入学志願票・志望理由書・推薦書・調査書・健康診断書・身体に障害を有する志願者の相談申請書・答案・得点表・その他の合否判定資料、出題委員名・採点委員名・面接委員名、志願者名・合格者名・入学者名・入学辞退者名、帰国子女特別選抜や私費外国人留学生特別選抜における各

種の証書や証明書、その他開示すると受験者の権利利益を侵害し、または入試の適正な実施に著しく支障を生じる情報)

IIIの「請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報」については、情報公開法に基づく請求に対しては不開示情報であることを理由に開示されない個人情報も、権利利益の確保上、請求があれば、当該情報主体に対しては開示されることが望ましく、また、必要であるとの判断により開示されるが、率直な記述が望まれる情報について、開示がそのことを損なうおそれがある場合や開示により採点・評価の基準が細かく明らかになることによって、受験対策等に利用され、試験実施の目的が損なわれるおそれがある場合には、例外的に本人といえども開示されない情報があり得る。

①請求により本人に開示される個人情報(試験成績、調査書(一部不開示))

得点の開示については各大学の判断に委ねたい。但し、総合点を開示する場合は、センター試験の成績と個別学力試験の成績は区別し、センター試験の成績については科目ごとの成績を示すべきである。なお、面接や小論文については、情報提供の方法により、予め募集要項等で採点・評価基準ないし合否判定基準で明らかにすることが考えられる。また、調査書については、記入者の評価も交えて文章により記述する部分は、開示する率直な表現が抑制されるなどのおそれがあるため開示しないこととするが、客観的な数字やA・B・C等による成績評価や出欠の記録の部分、あるいはクラブ活動等の記録の部分は開示を拒否する理由は見出せない。

②本人に対しても開示されない個人情報(調査書の「指導上参考となる諸事項」および

「備考」欄の記載、推薦書、答案)

IVの「大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示」については、現在の入試システムのもとでは受験生にとって重要な意味をもつものであり、この実現ということが国立大学の入試が当面する重要な課題であり、国大協としてその方途を検討すべきである。

「むすび」では、国立大学に共通する入試情報開示についての基準をまとめる必要性を充分認識しつつ、今回は基本的な考え方を示すにとどめ、具体的かつ明確な開示基準などの作成については各大学の判断に委ねることとした。今回の開示基準では充分対応できない例など、不測の事態やクレームなどさまざまな問題が生じる可能性を念頭におき、第2常置委員会の下に恒常的な委員会を設けて対応策を検討していきたい。加えて、3年後には入試情報開示のあり方について見直すことにしている。

以上が本文であるが、別紙に「入試情報開示の実施時期についての考え方」を示し、平成12年度から開示を実施する情報と平成13年度から開示することを目途とする情報とに分けて項目を具体的に表示した。

以上のような説明があったのち、審議が行われた。

その結果、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を基本的に了承したが、若干修正意見が出されたので、杉岡委員長のもとで修正を施し、改めて明日諮ったうえで最終的に決定することとした。

なお、会長から、入試情報開示のまとめに関し、総会終了後、会長及び杉岡委員長が記者会見を行うこととしている旨付言された。

5. 当面する諸問題について

初めに会長から次のように述べられた。

当面する諸問題として、独立行政法人化の問題について「資料26」（「国立大学と独立行政法人制度」）にもとづき意見交換したい。

なお、この問題については、国立大学と緊密な関係にある大学共同利用機関とも関わるので、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」の座長である国立歴史民族博物館の佐原館長に出席していただくことにしてよろしいかお諮りする。（了承）

引続き、会長から次のように述べられた。

いわゆる独立行政法人化問題について、国大協のこれまでの基本的な姿勢と、それを変更させることもあるかもしれないその後の動きについて説明したい。

国大協として、これまで国立大学の独立行政法人化については、平成9年10月21日、当時議論されている形での独立行政法人化は国立大学の教育研究の推進にとって、相応しくないとし、反対声明を出している。しかし、その後情勢が変わってきた。

一つは、既に独立行政法人化の通則法案が国会に上程されたこと、また、国家公務員の定員削減について、今後10年間で10%の削減を行うとともに、独立行政法人化等により25%の削減を行うことが閣議決定されたこと、さらに、国立大学の独立行政法人化について、平成15年までに結論を得るということも閣議決定されたというのが、その後出てきた新たな事態である。そして、前回総会後行われた国立大学長懇談会の際、文部省の佐々木高等教育局長から、文部省としては、現在国立大学は自主的な大学改革を進めているところであり、その大学改革の帰

趣を見極めたいうえで、独立行政法人化を含む設置形態の問題は検討すべきであるとの認識に立っている旨の発言があった。したがって、大学の自主的な改革を、大学審議会の答申をうけて、たとえば、大学評価機関をつくり、大学運営等に関する新たな法制化を進めたあと、やがて国立大学の設置形態について真剣に論ずべきときがくるであろうと予想されていた時期が今きていると認識されるべきかと思う。そこで、今後、この問題については、それぞれの大学で考えていただくことになろうが、それは国大協がその反対声明を降ろし、条件闘争に入ったということの意味していない。国大協として、設置形態の問題を考えるのは、何よりも、国立大学の教育研究を維持向上する観点から、どのような設置形態がよいかということを考えるということである。このような条件下で設置形態の問題ということが差し迫った問題になりつつあるが、ここで、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」の佐原座長に発言をお願いしたい。

ついで、同会議の佐原座長から次のように述べられた。

大学共同利用機関は、大学が共同利用して学術研究を発展させることを目的とする機関であり、現在14ある。

今年4月27日、「中央省庁等改革関連法案」が閣議決定されたが、その中で、独立行政法人化について、国立大学については平成15年までに結論を得るとしており、一方、大学共同利用機関については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得るという方針とされた。

しかし、大学共同利用機関は、独立行政法人化問題については、「大学との整合性の観点を踏まえて検討」すべきであるという意思をもって

おり、このことを中央省庁等改革推進本部でのヒアリングにおいても、大田誠一総務長官との面談においても表明してきた。

文部省からは、現在の独立行政法人化制度の枠の中で、大学共同利用機関が独立行政法人化するとすれば、どのような問題があるか、独立行政法人化になじまない場合、大学共同利用機関の在り方として相応しいのは、どのような制度的枠組みかの検討を求められた。

そこで、14の大学共同利用機関は、大学共同利用機関と関係の深い総合研究大学院大学にも加わっていただき、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」をつくるとともに3つの部会に分かれて、大学共同利用機関の在るべき姿、大学との関係、中期目標と評価ということについて検討中である。どういう制度であれば、大学共同利用機関の本質を損わないか、独立行政法人の枠組の中で特別扱いする形、独立行政法人とは別の枠組をつくる形を含めて、検討を進めている。しかし、いずれの途をとるにしても国立大学の存在を視野に入れることなしに考えることはできない。

検討会議では、検討を進める一方で、既に独立行政法人化が決まった機関から、対応の現状、方針等の情報も入手しているが、機関によってかなりの差異があるようである。

大学共同利用機関は、大学あつての機関と認識しているが、大学側に大学共同利用機関の存在意義をご理解いただきたい。また、大学におかれても、独立行政法人化について検討を進められていると思うが、今後、両者間でこの問題に関し意見、情報を交換して、少しでも良い方向を目指したいというのが私ども大学共同利用機関の強い願いである。

以上のような説明があったのち、主として次

のような質疑応答及び意見交換があった。

- 大学共同利用機関では、独立行政法人化の問題についてどのような検討状況か。
- 独立行政法人の中で、たとえば、教育公務員特例法といった形での特別な扱いはあり得るか、あるいは、独立行政法人化の中ではおさまらない、まったく別個の法人をつくる可能性ということも含めて議論している。いずれにしても、大学共同利用機関は、多くの点で国立大学と共通するところがあるので、どのような枠組みがあり得るか、大学を視野に入れて検討を行っている。
- 大学共同利用機関の生い立ちはそれぞれの機関によって異なるが、ある程度実績があり研究者の層の厚い分野に予算を集中的に投入すると効率的に働いて、結果的にその周辺部分の研究もレベル・アップする。たとえば、人事の流動性ということが国立大学では問題になっているが、私の属している分野は、研究所ができて、人事の流動性は極めて高くなった。そういう効果もあり、大学共同利用機関をつくったことで、日本の学術のレベルは格段に上がっていると確信している。今回の中央省庁等改革基本法案等を見るかぎり大学共同利用機関の存在意義が十分理解されているとは思えない。大学共同利用機関が、他省庁所管の国立研究所と同じものと考えられているようである。他の国立研究所は、それぞれの省庁の事業に関連した研究を行うのに対し、大学共同利用機関というのは、いわば大学の中の一つの出店であり、そこで集中的に研究を行う趣旨でつくられたものである。だから、大学共同利用機関は大学と一体的に考えられるべきである。
- 国立大学については、その独立行政法人化

は平成15年までに結論を得ることになっていて、時間的にはまだ余裕があるようにも思われるが、一方で、定員削減が平成13年度から始まるので、実際は、平成12年の夏の概算要求時には国大協としてある態度表明をしなければいけない事態にあり、それまでに残された時間はそれほどない。

- 会長が過去の反対表明の旗は降ろさないと言いつつ、各大学で独立行政法人問題の検討をしていただきたいというのは、情勢が変わり、国立大学が独立行政法人化を迫られることがあり得るのでその準備をした方がよいということなのであろうが、今の段階だと中途半端な議論にならざるを得ないように思う。その点、見通しがどうなのか感触を伺いたい。
- 準備をしておいてほしいというのではなく、独立行政法人化とは何かということに関して十分な検討をお願いしたいということである。これは、それを選ぶ選ばないに拘わらず、我々が平成15年までに選択しなければならないからである。ただし、まだこの反対声明を降ろしていないというのは、通則法案をみるかぎり、あの上ではその中に大学は入れないことは客観的に明らかであり、通則法にもとづき定められる個別法がどうなるかが問題である。
- 配付の「国立大学と独立行政法人制度」の論文を執筆された藤田東北大学教授はエージェンシーの提案者でもあり、その藤田教授が、現在提案されている独立行政法人というのは、実際にはエージェンシーとは異なるにも拘わらず、通則法の制度設計はエージェンシーを参考につくられたこともあって、通則法の中に独立行政法人が本来狙ったものが入りにくくなったと論じられている。そのギャッ

ブを埋めるのが個別法との関係ということになる。ところが、個別法でかなり自由な設計ができるのであればよいが、そうでもなさそうである。通則法が硬い枠であって、それを越えられないのだとすれば、別の形態を考えた方がよいということも書かれているが、大学共同利用機関では、通則法と個別法の関連についてどのような議論があったか。

- 独立行政法人になる場合、当初は、通則法は全部に共通し、個別法でいろいろ盛り込むと聞いていたが、ある研究所の情報だと、業務方法書なるものこそ重要な部分であるということを知っているということである。いずれ、マニュアルが行政改革推進本部でつくられるということであるが、それがないため、それぞれの機関で暗中模索しているのが現状である。
- 国家公務員型の独立行政法人であれば、規制が緩和されたり、単年度会計が繰り延べできて、自信のあるところは、独立行政法人化した方がよいのではないかと一般的には考えられるかもしれないが、そこに実は問題があるのではないかと考えている。もし、いくつかの大学がそのような選択をした場合、次のステップとして、非国家公務員型の独立行政法人化を迫られるのではないかとこの危機感をもっている。これに対し、大学審議会答申、答申にもとづく法令の制定、大学改革という方向も、また第三者評価機関という方向も、いずれもディフェンシブといわざるを得ない。同じ国立大学でも規模も形態も違い、それぞれ個性があるから、それらがこの大波に揃って対処していくことができるかどうか。平成12年夏（平成13年度概算要求時）が一つのデッドラインといわれていることはその通

りと思うが、学長と大学現場の間には、問題意識の上で温度差があり、それらの問題をどう考えていくべきかということに直面しているとみている。

- 通則法が大学に馴染まないことは明らかである。結局、個別法でどれだけ通則法を越えられるかというのが一番のポイントになると思う。大学共同利用機関も国立大学と同じように結論を平成15年までということになれば、両者一緒に考えられると思うが、その見通しはどうか。
- 大学共同利用機関の独立行政法人化について早急に結論を得るということは既に閣議決定済みであるが、大学共同利用機関としては国立大学と同様に扱われることを切望しており、その方向に動きつつあるような感触もっている。しかし、平成13年から80を越える機関が独立行政法人として出発するが、それまでにいつ大学共同利用機関も独立行政法人化の断が下されないともかぎらない。国大協としてこの問題の対応にあたられると思うが、両者の話し合いの窓口をつくっていただければ、大学共同利用機関が得た情報等を提供するようにしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から、独立行政法人化問題への対応について次のように提案があった。

国立大学は、何より教育研究が本務であり、単なる数合わせのための改革に対しては懐疑的であるということは勿論だが、一方で、無視し得ない数の論理が現実であり、その中で国大協としてどのように対処すべきかということであるが、独立行政法人化に関し、その条件としてどのようなケースが考えられるかということについて、しかるべき組織で検討いただかねばい

けないと思っている。

そこで、今後起こらないともかぎらない事態に備えて、独立行政法人化問題の検討を第1常

置委員会をお願いしてはいかがであろうか。

この提案について異議なく、了承された。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

第104回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成11年6月16日(水) 10:00~14:35

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

I 報 告

1. 各常置委員会の委員長選出結果について

蓮實会長から、本日午前中に開催された各常置委員会において、委員長の互選が行われた結果、次のとおり委員長が選出された旨報告があった。

第1常置委員会 阿部東北大学長

第2常置委員会 杉岡九州大学長

第3常置委員会 佐藤お茶の水女子大学長

第4常置委員会 梶井東京農工大学長

第5常置委員会 内藤東京工業大学長

第6常置委員会 鈴木東京医科歯科大学長

第7常置委員会 丹保北海道大学長

2. 各常置委員会報告

会長から、本日午前中開催された各常置委員会の審議について特にご報告があれば、委員長からご報告願いたい旨述べられた。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

昨日、総会から検討の付託をうけた独立行政法人化問題について、松尾名古屋大学長の許でまとめられた国立大学の独立行政法人化問題に関する検討結果について同学長から説明いた

いたうえ議論した。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

昨年からの検討経過と今後検討すべき課題について報告し、引続き昨日承認された「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」の中に示されている恒常的委員会の設置及びそこでの検討事項について意見交換した。また、推薦入学の募集人員の割合について討議した。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

今後の審議事項についてフリートークングし、①教養教育と専門教育との連携を含めて学部教育のあり方について、②学生生活面の問題について、③就職問題について、検討していくこととした。また、放送大学との単位互換の問題については継続審議とすることとした。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

各方面から寄せられた要望をもとに議論した。主なものは、全国大学附属農場協議会からの危険手当の支給について、全国教育学部長協議会からの学部長に対する指定職の完全適用について、連合研究科代議員に対する手当の支給について、などである。また、技術職員問題については、既に訓令職の指定が行われて一応の

解決をみているが、この問題の発端は、技官の社会的地位の向上ということであり、これに則した手当の必要性などが議論となった。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

①UMAP日本国内委員会への平成12年度拠出金300万円を国大協の予算に計上していただくことをお願いすることとした。②ドイツ並びにフランスの大学との短期学生交流について検討していくこととした。また、フリーディスカッションでは、外国大学との学生交流を進めるうえで望まれる授業料の相互免除を行うには個別協定が必要とされているが、手続きが複雑なので、これに代わるコンソーシアム的な協定ができないか、国際化の観点から、放送大学のプログラムの中に日本語・日本事情及び留学生に関わる講座を開設することが望ましい、外国人教師を雇う際の複雑な書類の手続きを簡便化すべき等の意見があった。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

①学納金（授業料、入学金等）の値上げの抑制に向けて、引続き陳情、要望していくことを確認した。②成績優秀な大学院学生に対する育英奨学金を給付制にするよう努力していく。③社会人学生の大学院の授業料を低廉にするよう努力していく。④いわゆる学長裁量経費の拡大と用途の弾力化を要望する。⑤減少化する施設・整備費の確保を図るよう老朽施設の実態を写真掲載したパンフレットを作成する。⑥独立行政法人化問題について、第1常置委員会から情報を得ながら、経済的側面から研究していく、ことなどが議論された。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長）

①情報公開法については、今後、省令、訓令が出た段階でさらに議論を行うことにしたい。②公務員倫理法案については、情報公開法との絡みで審議を中断していたが、国会の審議が動き出す気配なので、この問題の審議を再開したい。③助手問題については、既に一応のまとめを行っているが、最終的に詰めを行うことにしたい。さらに④継続案件の研究評価システムについてどう考えるか、国立大学としての考え方をまとめる必要があるということなど、これから行うべきことについて話し合った。

以上の各委員会からの報告につづいて中嶋副会長（UMAP日本国内委員会委員長）から、配付の冊子「University Mobility in Asia and the Pacific」の紹介があり、国際交流の重要性とUMAP事業への支援・協力の要請があった。

II 協 議

1. 監事の選任について

会長から、監事2名の選任については、昨日の理事会で兵藤埼玉大学長及び板垣横浜国立大学長を候補者としたので、お認め願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（修正版）について

杉岡第2常置委員会委員長から、昨日の議論を踏まえ、第2常置委員会委員長の責任で原案について多少字句修正を行い、修正案を作成した旨述べられ、引続き配付資料をもとに変更点について説明があった。

ついで、会長から、修正原案について諮られ

た結果、異議なくこれが承認された。

なお、会長から、入試情報開示の問題については、杉岡委員長の説明にあったとおり、さらに検討を要する事項について、引続き第2常置委員会で検討いただくことを改めてお願いしたい旨述べられた。

引続き会長から、独立行政法人の問題については、明日開催される学長会議（文部省招集）で文部省から詳しい説明があると思うが、意見、質問等があれば、その場でお願したい。

III その他

1. 第105回総会等の日時・場所等

事務局長から、次回総会は平成11年11月17日

（木）（10：00～17：00）及び18日（金）午前（10：00～12：00）とし、18日午後（13：00～16：00）を国立大学長懇談会に当てたい。また、11月19日（金）10：00～15：00を事務連絡会議に予定したい旨説明があった。

これについて会長から諮られ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表され、各学長から退任の挨拶があった。

岡田 晃（金沢大学長）

赤井 達郎（奈良教育大学長）

細川 邦典（九州工業大学長）

以上をもって第104回総会を閉会した。

第71回事務連絡会議

日 時 平成11年6月18日(金) 10:00~15:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省)木谷医学教育課長, 合田研究機関課長, 清水大学課長, 萩原計画課長, 福島職業教育課長, 樋口生涯学習振興課長
(大学入試センター)河上副所長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議 事〕

開会にあたり蓮實会長から, 次のような挨拶があった。

今度の総会では, 大学入試情報開示の問題を審議したが, 重要かつかなり微妙な問題を含んでおり, 今後各大学でご検討いただきたい。また独立行政法人の問題について, 国立大学協会として2年前に反対を表明しているが, 独立行政法人通則法も成立し, 周囲の状況もあり, 第1常置委員会でこの問題を審議することになった。しかしこれで国大協が反対の態度を変更したと思わないようお願いしたい。現在大学は世界的に財政問題だけでなくその構造等について再検討の時期に入っており, 事務局長各位もこれまでにない問題に直面するかもしれないが, その際は適切な判断をお願いしたい。そのためにはこれまでの慣習に捉われず無駄を大胆に省き, 長時間の会議や多くの会議資料について再考し, 立案の時間を作り出す工夫が必要であり, ご協力をお願いしたい。

また様々な事柄を定める時に, 対立を恐れず学長にも率直なご意見をお聞かせ願いたい。

ついで野島事務局次長から, 配付資料及び会議日程について説明があった。

I 総会付議事項説明

伊藤事務局長から, 総会における議事の概要

について配付資料をもとに次のような説明があった。(詳細は, 前掲の第104回総会議事録をご参照ください。)

1. 当面の諸問題

(1) 独立行政法人化の問題について

佐原国立歴史民族博物館長から, 大学共同利用機関は, 早急に独立行政法人化するという議論になっているが, 大学共同利用機関は国立大学の教育研究と密接な関係があり, この問題について国立大学と同一歩調を取りたいのでご理解願いたい。

またこの問題について両者の意見交換の窓口を設けて欲しい旨要望があった。

そこで国大協としては第1常置委員会をその窓口とすることとした。

会長から説明されたとおり, 国立大学の独立行政法人化については, 大学改革の結果を見据え, 平成15年に結論が出されることになっているが, 一方平成13年度から定員削減が具体化されることもあり, 第1常置委員会で審議を始めることになった。しかしこれは独立行政法人化について反対の旗を下ろしたのもでも条件闘争に入ったものでもない。あくまで国立大学の教育研究の発展のために将来を見据え独立行政法人について勉強するものである。

(2) 入試の情報開示に関する基本的な考え方について

第2常置委員会で審議し、資料14のとおり、国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方をまとめ、総会終了後に記者発表した。

その内容は、①情報提供の方法により開示する情報、②情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報、③請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報について記述しているので各大学が入試の情報開示について準備を進めるための参考とされたい。

なお大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示については、センターの業務等との関連もあるので、関係者間で協議を重ね、可能な限り早く実施できるよう進めていくこととなった。資料末尾には、①平成12年度入試より開示を実施する情報、②平成13年度入試より開示を実施することを目途とする情報の事項が示されているのでご覧願いたい。今後情報開示に関する苦情処理の問題等を含め実施に際しての具体的問題を詰め、さらに実施3年後に見直しも行う予定であり、それらを小委員会で検討していく予定である。

(3) 大学評価機関について

大学評価に関する特別委員会で、専門家を加え大学評価機関について審議し、資料22、23のとおり、大学評価機関についての論点整理及びそれについて各国立大学長にアンケートした結果をまとめた。今後大学に対する第三者評価機関を学位授与機構の中に創設していく方向となっており、大学評価機関創設準備委員会についての資料もお配りしてあるのでご覧いただきたい。

なお総会では、第三者評価機関創設について、

国立大学協会として要望書を作成し提出することが会長・副会長に一任された。

2. 委員会報告

前総会以後の各委員会の活動については、資料12のとおりであり、のちほどご覧いただきたい。主なこととして次のようなことがあった。

○ 第4常置委員会では、教務職員問題について審議し、資料18の通り報告書をまとめた。その骨子は、当面の方針として、平成3年の教務職員問題に関する検討結果の指針に示した方向で最大限の努力を、あらためて各大学、特に今日なお多数の教務職員を抱える大学に求めたい。なおこの問題は国立大学の教員構成及び教育研究支援職員の在り方という制度問題にも関わるものであり、この点について国大協として助手・教務職員の実態を踏まえあらためて検討する必要があることを指摘しておきたいというものである。

因みに平成3年度に1,550人であった教務職員定数は、各大学が指針に沿って対応した結果、平成10年度には在職者数が857人となっている。

○ 第6常置委員会では、学部別授業料導入について大蔵省より昨年も強い要請があったので、そのようなことが実現しないよう引き続き要望していく方針である。

○ 第7常置委員会では、入試及び病院関係以外の一般行政文書の情報開示について検討し、資料20の通り「国立大学における情報公開についての検討経過報告」をまとめた。まだ未完成のものであるが各大学で情報開示を検討する際の参考にしていただきたい。

○ 医学教育特別委員会では、医学部入試に生物を導入することについて検討しているが、

これは高校教育や大学入試センターの業務とも関連することであり、医学部長会議等関係方面の意見も踏まえ促進するよう引き続き検討していくこととなった。

- 大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会では、大学設置基準の大綱化に伴う教養部改廃や教養教育への危機感を踏まえ、いわゆる「教養教育」について、実情、問題点、提言を資料24の通り報告としてまとめたので各大学で参考としていただきたい。

3. 報告事項

(1) 会務報告について

前総会以後、資料5のとおり会務として、意見、要望書の提出等が行われた。

(2) 平成10年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、資料8をもとに説明があったのち、監事から監査結果の報告があり、異議なく承認された。

(3) 平成11年度国立大学協会歳入歳出予算について

事務局長から、資料9をもとに説明があったのち、会長から、本案は3月18日の理事会で承認を得ているが、会則により総会の承認を得たい旨述べ、異議なく承認された。

(4) 理事の選任について

会長から、2年間の任期満了に伴う理事の改選について、各地区大学間で選出願った理事候補者について諮られ、異議なく承認された。

(5) 常置委員会委員（大学の代表者）の選任について

会長から、任期満了に伴う常置委員会委員の改選について、各大学長の所属希望を聞くほか、

それぞれの専門、大学の種別・地区別を考慮して作成した候補者名簿について諮られ、異議なく承認された。

(6) 監事の選任について

会長から、2年間の任期満了に伴う監事の選任について、理事会で協議した結果、次の方に監事をお願いした旨諮られ、異議なく承認された。

兵藤 剣 埼玉大学長

板垣 浩 横浜国立大学長

(7) 会長・副会長の互選について

総会第1日目に開催された理事会において、会長・副会長の互選を行った結果、会長には蓮實東京大学長が再選され、また副会長には中嶋東京外国語大学長が再選されると共に新たに長尾京都大学長が選任された。

(8) 常置委員会委員長の互選について

総会第2日目に開催された各常置委員会で委員長の互選を行い、次のとおり委員長が選任された。

第1常置委員会 阿部東北大学長

第2常置委員会 杉岡九州大学長

第3常置委員会 佐藤お茶の水女子大学長

第4常置委員会 梶井東京農工大学長

第5常置委員会 内藤東京工業大学長

第6常置委員会 鈴木東京医科歯科大学長

第7常置委員会 丹保北海道大学長

II 大学入試センター説明

河上副所長から、次のような説明があった。

- 平成11年度の大学入試センター試験の志願者は、約58万人であり、18歳人口の減少に伴って平成9年度をピークに減少しつつある。11年度の試験では科目間に大きな得点差は無く、得点調整の必要は無かった。平成12年度

のセンター試験は平成12年1月15日(土)、16日(日)に実施される。平成12年度にセンター試験を利用する大学は国立、公立の全大学に加え、私立大学も50%以上の242大学が利用することになった。

- 各国立大学の教育にセンター試験の出題委員として2年間ご協力願っているが、この点を学内での業績評価に加え、処遇改善についてご配慮いただきたい。
- 高等学校新学習指導要領が平成15年度の高等学校入学者から適用されることに伴い、平成18年度のセンター試験からこれに対応する試験問題を作成して行う必要があり、これから検討を開始する予定である。
- 中央省庁再編に伴い、大学入試センターは2001年4月から独立行政法人に移行することになった。引き続きご支援ご協力を賜りたい。

III 文部省からの説明及び事務連絡

文部省関係各課長から、概ね次のような説明があった。

1. 医学・医療に関する諸課題について

(木谷雅人医学教育課長)

- 21世紀医学・医療懇談会が「今後の医療人育成の在り方」について第4次報告を出した。その中で大学院への早期進学の特例について、医学・歯学系でもこの特例を認めることが適当であると述べられており、現在大学審議会大学院部会で平成12年度から施行の方向で検討が行われている。またメディカル・スクールの構想については、日本では米国のようなりベラル・アーツ型の学部教育が十分行われてなく、学士編入学制度の本格的導入が始められたばかりであることから、これから

の状況を見ながら引き続き検討することとなった。しかし仮にこの制度を導入するとすればどのようなものにするべきか先行的研究を行う委員会を近く発足させるつもりである。また医学部・歯学部における進級認定システム、とりわけ臨床実習に進む段階での学生の能力適性を評価するための全国共通システムを構築すべきではないかとの指摘もあり、近く研究会を発足させ検討していきたい。

- 5月18日、総務庁より行政監察の結果に基づき病院経営の改善についての勧告が文部省に対してあった。具体的に財務諸表、経営管理指標を整備する必要があるということである。1～2年後までにデータを集め経営管理指標制定を具体化していきたい。総務庁や国会の委員会でも特別会計制度の在り方について、教育研究と診療の分離ができないかという疑問が出されており、大学病院は教育研究、診療が一体であると説明しているが、今後検討が求められる可能性がある。
- コンピュータの2000年問題について、各病院に危機管理のマニュアルを配付してあり、その進捗状況について調査もお願いしたが、対策が遅れ、患者の生命にかかわる事態が生じることのないよう、万全の体制をとられるようお願いしたい。

2. 当面の諸問題について

(合田隆史研究機関課長)

- 学術審議会では、5月26日「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ)を公表したのでご覧いただきたい。
- 研究評価について平成9年の学術審議会の建議、大学審議会答申の趣旨にそって一層の

充実に努力していただきたい。

- 行政改革について、学術国際局関係では、文部省と科学技術庁の統合に伴い、科学技術学術政策局、研究振興局、研究開発局の3局が設置される予定である。また学術審議会、測地学審議会と科学技術庁の航空電子技術審議会が統合し、科学技術学術審議会となる予定である。大学共同利用機関については、独立行政法人化について早急に結論を得ることになっているが、これから検討を始めなければならぬ。
- 各大学で国際交流担当職員の養成について、とくに若手職員に対する研修機会についてのご配慮をお願いしたい。文部省でも、国立大学等国際交流担当職員研修、国際事業研修併任制度、国立大学等若手職員海外派遣制度などがあり、平成11年度予算では国際交流アソシエイト制度も認められ大学に配分した。ご活用願ひ大学職員の資質向上に役立てることを期待している。
- 平成10年5月の調査によると、留学生数は前年度に比し微増したが、近年中の10万人計画達成は困難になってきている。留学生政策懇談会で本年3月「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して」の報告を出したが、その中で示めされている、①大学の質的充実を図るための構造改革の推進、②世界に開かれた留学生制度の構築、留学に当たっての障壁除去、③官民一体となった留学生支援の充実について積極的な取組みをお願いしたい。
- 核燃料物質の管理、毒劇物の管理徹底をお願いしたい。
- 平成12年度概算要求については、①他省庁研究機関等との連携を含め共同研究体制の充

実、②大学の個性化が示される研究分野の整備、③学術審議会答申等に示された観点等に即した整備、例えば流動型研究施設等に重点をおき、これを基本に各大学から出されたものについて柔軟に考えていきたい。

3. 当面の諸課題について

(清水 潔大学課長)

- 国立大学の独立行政法人化について、昨日の学長会議で初めて大臣より、各大学の研究教育の発展を図る観点に立ち、大学に相応しい設置形態の在り方を速やかに検討を行ってまいりたいと述べ、独立行政法人について検討を始めると言明した。

これは、①平成15年までに国立大学の独立行政法人化についての結論を得るという閣議決定があること、②独立行政法人通則法が近く成立し、個別法も臨時国会に提出される日程となっており、移行する職員の身分は国家公務員であること等独立行政法人の内容が以前より少し明確になってきて、他機関の独立行政法人化の動きが具体化しつつあること、③総理大臣の諮問機関である経済戦略会議など外部で独立行政法人化の議論が進んでおり、対外的にも早急にこの問題を検討しなければならない状況となっていること、④平成13年度から10年間で少なくとも10%、全体として独立行政法人化等への移行を含め25%の定員削減が始まること、とくに国立大学は独立行政法人化の検討対象とされている機関の職員24万人のうち12.5万人を占め、大きな部分を占めていることがあり、来夏夏の概算要求時には定員削減の骨格を考える必要があること等の背景によるものである。

国立大学の設置形態の問題は、過去の長い

議論を引きずっており、座視して国立大学発展の足枷になるような選択肢しなくなることは賢明ではない。

以上のような状況に鑑み、我々としては諸々の状況の中で、できる限り選択の幅を確保するよう、国立大学の設置形態についてありうべき様々な可能性、独立行政法人を含めて国立大学に相応しく、かつ可能なスキームはどのようなものかを早急に検討しなければならない。については各国立大学でもこの点について十分検討されるようお願いしたい。

- 大学審議会答申を踏まえた学校教育法、国立学校設置法の一部改正が成立し平成12年4月1日から施行されることになった。国会では、この改正案について、大学の自治イコール教授会の自治との観点から教授会の機能を制約するのではないか、大学の自治が侵されないか、大学の画一化をもたらすのではないか等についての懸念の議論があったが、改正法は、大学の自治は即教授会の自治を意味するものとしては捉えず、評議会、教授会が適切な役割分担を行い、連携協力して責任ある大学運営を行うものと考えている。それは一つの組織体としての大学の自律性を高める意味での枠組みの明確化であり、教育研究の自主性を侵すものではなく、大学の自治を侵すものでもない。

個別的には、次のような改正が行われた。これに沿って各大学でもお考え願いたい。

- ① 3年以上4年未満の在学で学部を卒業することを可能にする特例については、安易な運用により大学教育の質の低下を招くことのないよう適切な運用確保に努めるとの付帯決議が改正法の際に付けられた。
- ② 大学院の組織については、研究科を学部

と同等の組織と位置付け部局化できるとし、併せて研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができることとした。研究科の部局化は教員の帰属、評議会の構成、教授会の設置単位等にも影響を及ぼす問題である。

- ③ 国立大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う運営諮問会議を置くこととなった。

その委員の人数、資格要件等については、「大学の教育研究の自主性を尊重しつつ、広く各界から大局的な見地からの意見を取り入れ得るような配慮をすること」という国会の付帯決議もあり、その趣旨に沿った人選等が行われるべきである。運営諮問会議に学生が参加することは予定していない。

運営諮問会議の意見、勧告については、大学がそれを参考とし、尊重するとしても、学長が評議会の意見を聞きつつ最終的な判断を行うものであり、そこで大学の自治論との調和がある。

- ④ 従来の暫定省令に基づく評議会は廃止され、来年4月から国立学校設置法に基づく評議会が設置されることになった。評議会の位置付けについて、最高意思決定機関であるとする学内慣行等を尊重すべきでないか等多々意見があったが、これまでも法令上評議会、教授会は審議機関であり、その意見を聞きつつ学長、学部長が最終的に決定するということである。これは改正案の付帯決議で「学長が評議会の審議を尊重し、また学部長が教授会の審議を尊重し、適正な運用を確保する」と規定されていることから判ることである。評議会、教授会を

意思決定機関とする学内規程は法律に抵触するので改正の検討をお願いしたい。

教授会の審議事項について法律で列記しているが、「その他重要事項」は列記事項に準ずる程度に重要な事項で各大学でその趣旨に照らし決定することになる。

教育課程、研究計画等の学部と全学双方に関わる問題では、事項とともに範囲、程度を勘案して審議の分担が決められるべきであり、重複事項については学長は評議会の審議結果を尊重して決定することが求められている。また評議会、教授会の議長は、学長、学部長であり、これ以外の者が議長となることは改める必要がある。

省令では、会議の定足数と多数決という基本的な議事手続きについて明確にした。

⑤ 国民に対し大学の活動状況を開示し説明責任を果たしていくことが必要であり、大学の将来計画、自己点検評価の結果、公開講座、卒業生の進路、大学の財務状況などホームページや刊行物で周知することについて、基本的事項を定めていきたい。

⑥ 学長の補佐体制については、法律には盛り込まなかったが、その重要性を考え、何等かの枠組みを規定化するよう検討している。

○ 来年度予算については、前年にも増して厳しい状況であり、概算要求もその点を十分考慮して行ってほしい。なお、大学評価機関の来年度創設に向けて概算要求をするが、これは国立大学の運命にも関わる重要なものであり、可能な限り相当な規模で体制を整えなければならない。しかし現下の情勢で事務職員の定員増加は見込めず、今後各大学に協

力ををお願いすることになるので宜しく願いしたい。

4. 当面の諸課題について

(萩原久和計画課長)

○ 施設整備の方針は、昨年3月調査研究協力者会議で出された「国立学校等施設の整備充実に向けて」の提言に基づいて施設整備を推進することである。

従って今後は、施設整備予算確保が重要であることは当然であるが、施設整備の在り方について、まず施設整備の手法をこれまでのように、老朽建物を潰して建物を新築するという改築中心の手法から、老朽建物を改修し長期に利用するとともに増築する場合は構造上も機能上も百年保つような建物を建築する増改修整備中心の手法に施設整備方針を転換していきたい。

○ 現在2,300万㎡の文教施設を保有し、この維持だけでも年間1千億円以上の経費が必要になっている。今後は既存建物を有効に使用する施設運用を考え、また施設を整備する場合も従来の専有使用でなく使用者を固定しない共同使用を考えた建物を建築していきたい。この点、使用者である教職員の意識改革をお願いしたい。

○ 大学運営の中に研究教育の基盤である施設運営も含めて考え、学内での施設整備方針を審議する委員会の活動についても、各局部の利益擁護でなく全学的見地からの施設整備・施設の有効利用等の面からのご審議をお願いしたい。

○ 提言で示された老朽・狭隘施設の計画的改善整備については、①全学的見地に立った各国立大学の年次計画の策定、②それに基づい

た国立大学等施設全体の「中長期計画」の策定が必要である。また大学改革を推進する施設環境の整備、とくに大学院重点化に対応しつつ大学院施設を核とした複合的教育・研究拠点の重点的・計画的整備を進めていきたい。

5. 専門高校及び総合学科からの大学進学について (福島健郎職業教育課長)

- 平成11年度に専門高校及び総合学科卒業生特別選抜を実施している国立大学は15大学17学部である。また同じく推薦入学を実施している大学も年々増加している。平成11年度に職業教育を主とする専門高校は2,186校、在学生約98万人であり、全高校生の23%を占め、総合学科も124校となっている。専門高校校長会による特別選抜及び推薦入学した学生についての授業の出席率、理解度等に関する追跡調査の結果では、他の学生に比し良い結果が出ている。高校の偏差値偏重及び高校間の格差是正のためにも専門高校及び総合学科卒業生の特別選抜及び推薦入学の枠の拡充について各国立大学のご配慮をお願いしたい。
- 新高等学校学習指導要領が本年3月告示された。その内容は、必修教科・科目の縮減をはかり選択教科の履修を通じて生徒が個性を伸ばす高校教育を展開することを目指している。専門高校の教育課程については、社会の求める高度の技術を高校3年間で習得完成させるのは難しいので、専門高校では専門の基礎・基本を身につけ、大学教育との連携を重視した教育課程を編成する方向で専門教科の必修単位数を削減し、進路の多様化に対応した教育課程の編成ができるように改正した。
- 高校生のインターンシップについて、高校から具体的な要望があった場合は、大学でも

受入れについてご配慮願いたい。

6. 生涯学習振興における大学への期待

(樋口修資生涯学習振興課長)

- 平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子供達の学校外の生活体験、自然体験学習の環境を整備するべく、全国子供緊急3ヶ年プランを展開している。各大学から子供達への大学開放プロジェクトの提案を263件頂戴し、そのうち約100件を採択し事業費を配分することになったが、事業費が認められなかったプロジェクトについても各大学で工夫し、できれば実施されるようお願いしたい。
- 本年6月9日に生涯学習審議会から答申が出された。その中では、「学校週5日制実施を踏まえ、学校外の学習環境を整備していく必要があり、学習塾を含む民間教育事業についても、今後子供達の生きる力を育む方向で様々な学習支援プログラムを提供してもらうように政策的誘導を促すことになった。これまで学習塾の弊害のみ指摘していた政策の転換をするものである。この答申でも受験技術に偏る等の学習塾の弊害を指摘しているが、その背景には学校教育の在り方、入試の在り方が関係しているので、大学入試についても受験技術を必要とせず考え方の力を試すような入試改善についてご努力をお願いしたい。国立大学の附属中学の入試についても附属学校本来の趣旨を考え、受験技術を必要とするような入試の在り方から転換するようお願いしたい。
- 公開講座は、地域の人が必要とする大学の知見を分かりやすく示す内容とし、また自治体等と連携して広報を行い受講者を増やし、

取入を増やすようにご努力願いたい。

- 専門学校卒業生の大学への編入学制度が本年4月から導入された。国立大学では10大学しか実施されていないが、各大学で制度を導入したうえで、個々人の能力を評価して教育する枠組みをお考えいただきたい。
- 放送大学と大学との単位互換は、国公私立大学全体で170校が実施しているが、国立大学は8大学89人である。放送大学は教養教育の卓越した拠点として発展し、大学の教養教育の改革に貢献したいと考えており、各大学で放送大学との単位互換を積極的に進めていただきたい。また将来は放送大学の学生が大学

の単位を取得する双方向の単位互換も考えているので各大学で少しずつ実績を重ねていける取組みをお願いしたい。なお、国立大学職員の研修にも放送大学の授業をご活用願いたい。

- 大学は今危機に際し、教職員の意識革命が求められており、大学が社会と学生のための大学に変化していく契機として、生涯学習のプリズムから大学が十分な機能を発揮しているかどうかご検証願ひ、生涯学習振興のためにご尽力賜るようお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成11年6月16日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 阿部委員長

長尾前委員長

久保, 北原, 貴志, 赤岩, 町田, 吉村, 松尾, 示村, 田中(成), 岸本, 中谷,
廣中, 立川, 森満, 田中(弘)各委員

板橋, 黒川各専門委員

議事に先立ち、新委員長選出までの間、長尾前委員長が座長を務めることが了承されたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

長尾前委員長から、本委員会は従前から委員長の選出を投票により行って来たが、今回も同様な方法でよろしいかお諮りしたい旨提案があり、了承されたのち投票が行われ、阿部東北大学長が選出された。

2. 委員会の審議事項について

(1) 大学審議会「答申」に係る対応について

委員長から、大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申に係る対応を中心に審議を行い、その「まとめ」を国大協第1常置委員会の意見として文部省へ要望した。その要点は次のとおりである。

①国立学校設置法の改正関係で「大学運営協議会」(仮称)の権限について、各大学の概算要求等が、ここでの了解なしに出せないといったことにならないようにして欲しい。また、名称については、適切なものとされたい。

②法律改正に伴う省令改正についても、事前に国大協の意向を汲む機会を作って欲しい。

(2) 独立行政法人化問題について

委員長から、昨日(6月15日)の総会において、会長より、独立行政法人化問題の取扱について、本委員会に正式に付託し、検討願うとの発言があった。

については、この問題について、松尾名古屋大学長の下でまとめられた独立行政法人化問題に関する検討結果を基に説明願いたい旨述べられ、次いで松尾委員から、同検討資料を基に説明があった後、自由討議形式による意見交換が行われた。その主な意見は次のとおりである。

○ 現実的には、平成13年から定員削減が始まるので、来年の夏頃までに計画を立てておかなければならないことになるが、今のような曖昧な状況ではどの程度まで計画を立てればよいのかははっきりしない。その意味では、文部省に具体的内容を聞く必要があるのではないか。

○ 独立行政法人化されたとしても、大学に自由裁量があるからといって、例えば土地が自由に売却できるわけでもないし、入学定員を自由に変えられるわけでもない。従って、大学の自由裁量権をどこまで認めることになるのか、その辺りも不明確である。本委員会としても、これらの状況も踏まえ、何らかの対案を考えておく必要があるのではないか。

○ 大学が如何にあるべきかという問題は、日本の将来を担う教育研究というものを念頭に

おき議論すべきで、我々には「知の継承」をする義務がある。大学の使命を十分に認識しつつ議論していかなければならない。

- 独立行政法人化の基本的姿勢は財政再建が目的で、その意味では今後の経費削減は避けて通れない話である。従って、文部省方針がどうであれ、我々としても待つ姿勢でなく積極的に対処していく姿勢が必要である。
- 独立行政法人化について、今後検討していくうえでも総務庁の意向を情報として得ておく必要があるのではないか。
- 独立行政法人化について、文部省内でも検討が進められているようであるが、それを待っているのは時間的に間に合わないことも考えられるので、同時並行的に諸準備を進めてい

くことも考えておく必要がある。

3. その他

(1) 専門委員の委嘱等について

委員長から、中西専門委員（東京大学事務局長）の転任に伴う後任の専門委員として板橋一太東京大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、承認された。

次いで、本専門委員の黒川京都大学事務局長が今月末をもって退官されることになり、その後任の人選について、委員長にご一任願ひ、後日、改めてお諮りしたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成11年5月20日(水) 15:00~17:40

場 所 学士会館(神田)301号室

出席者 杉岡委員長

山田, 小柳, 江崎, 宮田(代理:朝野人文学部教授), 吉田, 板垣(代理:松元副学長), 松尾, 辻野, 守屋, 吉川, 池田, 森満各委員

山極, 小嶋各専門委員, 荒井臨時専門委員

(大学入試情報開示に関する検討小委員会)長谷部, 笹田, 安藤, 前田各委員

(文部省)野家大学入試室長, 中野企画係長, 田中専門職員

(大学入試センター)丸山所長, 法月事業部長, 針貝事業第1課課長補佐

(説明者)日野東京大学入試課長, 山道東京芸術大学入学主幹

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された吉川通彦島根大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

野家大学入試室長から次のように述べられ

た。

最近の大学入試を巡る動きについて幾つかご報告したい。

第1点は、昨年11月、文部大臣から中央教育審議会に対し「初等中等教育と高等教育との接続の改善」に関する諮問が行われた。高等教育の改革については既にさまざまな動きが出ているが、残っている課題の一つが大学入試である

と、一般に受け止められている。

先の第16期中央教育審議会では、大学入試に関し答申をまとめており、そこでは、過度の受験競争の緩和ということがテーマであったが、今の大学入試を考えるにあたって、課題は、過度の受験競争の緩和ということだけでなく、高校教育も大学教育も多様化する中で、その間をどのように繋いでいくかということ、より大きな問題ではないかということ。特に高校進学率が97%に及び、さらにその半数近くが大学等に進学する状況のもとでは、もはや大学が一部のエリートのためのものではなくて、国民の半数が進学する教育機関であるという認識に立って今後考えていかなければならないのではないかと、ということが、今回の諮問の背景にある。現在、審議会では、専門委員会では外部有識者からのヒアリングを終えたところであり、これから論点整理に入っていく。およそ1年を目途に答申を取りまとめる予定であるので、今年の11月頃に答申がいただけるものと思っている。ただ、この問題は、関係するところが広く、いろいろな問題があり、専門委員会としてもまだ明確な方向性を出すまでには至っていない。専門委員会での議論では、たとえば、大学が学生に求めるものと、高校が積み上げていくものとの間に相当のギャップがあるのではないかと、そのギャップがどういうものか高校あるいは受験生に分からないので、非常に不安をもっているのではないかと。もっと大学の方が望む学生像、望む学力水準とかを積極的に高校側に提示していく必要があるのではないかと議論。また逆に、高校サイドからは、変貌しつつある高校教育に対する認識が甘いのではないかと。従来どおりの考え方でそのまま推移しているのではないかと議論がなされている。いずれにして

も、両者間のギャップをどう埋めるのかというのが専門委員会のこれからの議論のテーマかと考えている。各位には中教審の審議の動向についてご注目いただきたい。

第2点目は、「平成12年大学入学選抜実施要項」についてである。これについては去る5月10日に開催された、入試改善会議（国公立大学関係者及び高等学校関係者で構成）において意見を伺ったうえ、昨日、文部省としてこれをまとめたところである。近々各大学宛通知するが、前年度との主要な変更点のみ紹介したい。

その一つは、推薦入学の募集人員の割合である。現行の実施要項では、「私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き、募集単位ごとの入学定員に占める割合の範囲として、大学については3割、短期大学については5割を目安にしつつ、各大学において適切に定めることとする」とされているが、これを、「私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを含め、5割を目安にしながその範囲において各大学が適切に定めること。短期大学については、各短期大学が高等学校教育に及ぼす影響にも配慮して適切に定める」として、短期大学については具体的目安を示さないことに改正した。この改正の趣旨は、一つは、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の促進という観点からは学力検査によらない推薦入学ということは大きな意味があり、その拡大を図っていく必要があるということ。もう一点は、規制緩和の流れのもとで、できるかぎり規制を少なくし大学の自由度の幅を拡げることにある。ただ、推薦入学の場合には、高校からの推薦を基礎にしているので、高校からの推薦を得られない者は、そのために出願できないということになる。一般選抜の受験生のことを考えると、少なくとも、

そこに出願するルートが限られている者が全体の過半数を越えることは避けたいというのが文部省の考え方であり、このため従来外していた附属も含め全体で5割を目安にするということにした。なお、一部の大学で始められようとしている公募型のアドミッションズ入試あるいは自己推薦入試については、必ずしも出願のルートが限られていないので、これは割合を算定するときの基礎から外すことにしている。ただ、こうした推薦入学枠の拡大は、特に高校サイドから、選抜の早期化などの混乱を招くという批判があり、そのため「推薦入学を実施する場合には、募集人員等を募集要項に明示するとともに、実施した場合には、合格発表後速やかにその実施状況（推薦入学合格者数及び募集人員に占める割合等）に関する情報を高等学校及び受験生に対して積極的に提供する」こととした。これを通じて得た情報をみて、受験生は自ら判断して志望先を決める、そのような仕組みにしたい。推薦入学の枠の拡大と情報提供の推進をセットとして考えている。

次に、実施要項で新規に加えた事項は、入学者選抜の実施体制、特にミスの防止とそのための改善ということである。今年度の入学者選抜ではかなりのミスが国立大学、私立大学で相次いであった。作題ミスは例年起こっているが、今年それに加えて、合否判定のあとでの作題ミスの発覚や合否判定に用いた電算プログラムのミスなどで、追加合格をさせざるを得なくなった大学が、国立大学で3大学、私立大学で4大学出てきた。本日午前中、関東の私立大学で作題ミスにより50名を越える追加合格を発表している。そのようなミスが相次いだことは、大学入試全体に対する国民の信頼を損ないかねないものであり、非常に残念なことである。各大学と

も試験問題の作成においては、出題上の疑義が生じたり、記載の誤りが生じることのないよう、複数者による相互チェック、電算機処理結果の点検などチェック体制に万全を期していただきたい。そういうことを改めて、平成12年度の実施要項に加えた。

3点目は、情報公開法が成立したことである。去る5月7日にこれが成立したが、施行は公布後2年以内とされており、これにもとづく行政機関の情報開示が始まるのは2001年の春頃と考えられる。

(2) 大学入試センターからの報告

丸山所長から、所長就任の挨拶に引続き次のように述べられた。

高等学校の学習指導要領が平成15年度から実施されることになったことに伴い、平成18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目について本センターとして検討を始めている。一方、現在、中教審では、大学入試のあり方が検討されているが、大学入試の抜本の見直しということがあれば、大学入試センター試験も大幅な変更を迫られることもあり得ると思う。そういう中で、国大協から寄せられている、「生物」と「物理」の組合せ受験の扱いの問題についても検討したいと思っている。また、情報公開法の成立に伴う大学入試センター試験の情報開示についても検討を進めたいと思っている。なお、ご承知のとおり、大学入試センターは平成13年4月から独立行政法人になることが決定されているが、今後とも引き続き各国立大学並びに国大協のご支援を賜りたい。

引続き、法月事業部長から、大学入試センター試験について、配付資料に基づき次の事項について説明があった。

① 平成11年度大学入試センター試験実施結

果の概要

志願者数、受験者数ともに前年度比約1万7千人減少した。受験率も僅かだが前年度よりも減少した。受験率はセンター試験が始まった平成2年度以来毎年減少していて、平成2年度は94.85%だったのが、今回は91.62%だった。この原因としては、推薦入学等が年々増えてきている中で、センター試験出願後に推薦入学が決定したとか、センター試験に出願したが最終的にセンター試験を利用しない私立大学を受験したということが考えられる。また、教科別受験者数について、「公民」が前年度よりも大幅に増えた。これは、昨年度が「地理・歴史」よりも「公民」の方が平均点が高かったことによる反動によるものと思われる。

② 大学入試センター試験を新たに利用する大学

平成12年度大学入学者選抜から公立大学5大学、私立大学25大学、計30大学が新たにセンター試験を利用することになった。これにより、利用大学は全体で403大学になった。なお、私立大学の利用は242大学であり、初めて50%を越えた。

③ 「平成12年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」

平成11年5月19日付大学入試センター所長名をもって各大学宛通知した。試験実施期日は、従前通り1月第3週の土曜日、日曜日の平成12年1月15日(土)、16日(日)の両日である。前年度との変更点は、「受験資格」について、学校教育法が一部改正され、新たな学校種として、6年一貫教育を目的とする「中等教育学校」が創設されたことに伴い、「中等教育学校を卒業した者及び平成12年3月卒業見込みの者」を書き加えたことなどである。

④ 平成12年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項

中等教育学校の取扱いを記したほか、「国語」において、大学が指定する分野のみを解答する場合の試験時間を明記したこと、「数学」の解答用紙を変更したこと、受験特別措置について、身体障害者以外の病弱者もいるので「身体障害者等」と訂正したことなどが主な改正点である。

(3) 全国高等学校長協会との懇談について

委員長から、平成11年5月10日(月)に全国高等学校長協会との非公式の懇談会を開催し、現在取りまとめつつある「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」についての意見交換を行った旨報告があった。

(4) 国立高等専門学校協会からの要望書の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

このほど、国立高等専門学校協会会長から本協会会長と第2常置委員会委員長宛に国立高等専門学校卒業生が大学の編入学試験出願の健康診断証明の手続についての要望が寄せられた。要望の趣旨は、編入学試験の提出書類のうち、健康診断証明書については医療機関で受診し医師の証明を得て提出することを募集要項等で求めているところが多いが、受験生の時間的・経済的負担に配慮して、各専門高等学校長が定期健康診断の結果に基づいて健康状況を記入し証明することをもって手続書類として認めてほしいというものである。この問題については、全国入試課長会議で検討いただくのがよいように思うので、そのように取り扱わせていただきたい。

2. 国立大学の平成13年度入学者選抜の基本方針について

委員長から次のように述べられた。

国立大学の入学者選抜については平成9年度から「分離分割方式」に統一されているので、平成13年度も引続き「分離分割方式」により行うことを基本とすることによろしいか。

この委員長の提案について異議なく、この旨来る6月10日開催の理事会及び6月15日、16日開催の総会に提案することが了承された。

3. 平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項について

委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、これの平成12年度版の原案を用意したので、事務局から説明願ひ、そのうえでご審議いただきたい。

ついで事務局から、配付資料「平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)について、平成11年度との変更点(「定員一部留保第2次募集」を実施する大学がなくなり「実施要領・実施細目」からこの文言が削除されたことに伴う表記の整理、及び「分離分割方式」に統一したことに伴う表記の整理、等)の説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なく、これが了承された。

4. 推薦入学の募集人員の割合について

委員長から次のように述べられた。

文部省の「平成12年度大学入学者選抜実施要項」で推薦入学の募集人員の割合について、従来の「3割を目安にしつつ」の表記から「5割

を目安にしながらかその範囲において」と改められた。国立大学については、「国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施細目」(平成10年11月15日総会承認)の中で、「推薦入学の募集人員については、募集単位ごとの入学定員に占める割合が3割を越えないことを目安として」と定められているが、これを文部省の「実施要項」の通り、「5割を目安にしながらかその範囲において」と変更することについてご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 今回の推薦入学の募集人員の割合についての表記の改定は主として私立大学のことを念頭におかれていると思う。国公立大学を含めてすべてこれでいけるかどうか疑問がある。国立大学は国立大学として考えてもよいのではないか。また、自己推薦は推薦入学の割合の算定から除くということだが、これが抜け道になることはあり得る。推薦入学と称しながら、実質的に学力試験を課し、一般選抜の前倒しの形で学生を確保しようとする動きが今後ますます激しくならないか。改定の本当の狙い通りにいくか懸念される。

○ 推薦入学は、かつては、選抜実施上、入学定員の一部について、という規定しかなかった。それが、一部の私立大学を中心に社会的混乱を招いたということから数字を明示せざるを得なくなったということである。ただ、規制緩和の流れのもとで、できるかぎり規制は少ない方がいいという議論があり、一切規制をなくし各大学の自由にまかせるべきだという意見もあった。しかし、一般選抜の募集人員枠の方が推薦入学の枠より少なくなつて、特定のルートしかいけないというのは、まだ大学の競争が激しいということを考えると、適当でないであろう。そうすると、規制

を緩めるといっても一般選抜で受験できる余地が半分は残っているのが社会的な常識であろうということで、今回平成12年度の実施要項では「5割を目安にしながらその範囲において」とし、5割が上限であるという趣旨を明確にしたということである。これは、国立大学に対し5割まで推薦入学を増やすべきだという指導をしようとするものではなく、あくまでもそれぞれの大学の考えにおいて行っていたりすることであるので、ご理解いただきたい。

また、自己推薦入試、AO入試については、新しい入試方法としてこれから育てていこうとしているものであり、それに予め規制の網をかぶせるのは適当でないと思う。まずは、それを実施する大学の試みが成功することを期待しつつ見守り、その結果がかつての推薦入学のような混乱を起こすおそれがあれば、その時点でどのようなあり方が望ましいか見直すという考え方をとっている。確かに、このようなやり方をとると、推薦入学に自己推薦入試あるいはAO入試を加え、全体の募集人員の5割以上をとろうとすることが現われるかもしれないが、それが少なくとも公募型であれば問題にはならないのではないかと考えている。

- AO入試＝公募型推薦入学ということか、推薦入学とAO入試がどう具体的に違うのかははっきりしない。
- 推薦入学というのは、「学力検査を免除し高校長の推薦を基礎として調査書を主な資料として選抜する方式」ということが選抜実施要項上明確に定義されていて、高校長からの推薦を必須の要件としてある。推薦入学の中でも、いわゆる指定校推薦でなくて、いずれの

高校からでも推薦を受けられるものも公募型の推薦といているが、むしろ、公募型の自己推薦入試がここから外れるという考え方である。AO入試、自己推薦入試といいつつ、高校長の推薦を必須の要件とするならば、それは推薦入学と考えるべきであり、推薦入学における学力検査の免除の徹底について、「選抜実施要項」にあわせて発出する通知に明記する予定である。

- 現在、国立大学では、推薦入学入学者の全入学定員に占める割合は1割程度である。私立大学については、附属高校からの推薦を含めて35.6%であり、「3割の目安」を越える形で行われている。規定を「5割を目安にしながらその範囲において」と変えたからといって、国立大学はその要求している学力基準からいって急に増えるとは思わないが、いずれ少なからぬ影響は出てくるのではないか。教員養成課程などで募集人員が少ないところでは、5割の推薦枠が不自然でないケースはあるであろうが、学力検査を免除する推薦入学が5割を越える水準に達することが、国立大学の入学者選抜のあり方として妥当かどうか検討を要するに思う。
- 一般的に募集単位が小さい教員養成系大学の場合、分離分割そのものがやりにくい状況がある。少子化の問題とも関わって、今後国立大学全体の入学定員減は避けられないので、一層深刻になると思う。推薦枠の拡大は、3割を越えて推薦入学を行いたいというところにとってはプラスになるかもしれないが、全体からみて、それが入試の多様化に資することになるか疑問である。
- 「選抜実施要項」の推薦入学の募集人員の割合についての記述は、5割まで拡げるべき

という意味ではなく、あくまで、一般選技のことを考えて上限としてはここまでであろうということで定めたものだから、この範囲の中でどのくらいまで推薦入学でとるかは、当然それぞれの大学が判断されることである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

推薦入学の募集人員の割合について、文部省の「大学入学者選抜実施要項」の表記にあわせて変更することについてご意見を伺ったが、反対意見があったので、6月10日開催の理事会には、そのことを付して諮ることとしたい。

5. 平成12年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

入学者選抜についての平成12年度実施要領に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとする場合は、予め第2常置委員会に協議することになっており、これに基づき東京大学及び東京芸術大学並びに鹿屋体育大学の3大学から協議があったので、ご審議いただきたい。

ついで、初めに東京大学の協議について、日野東京大学入試課長から次のような説明があった。

本学では、後期日程試験出願者の前期日程併願率が高い状況（最近3年間の平均では79.0パーセント）にあることから、併願者が前期日程試験で合格した場合、後期日程試験の第1段階選抜において不合格として取り扱うことによって受験機会の確保を図ることとしたい。このため、後期日程の第1段階選抜結果発表日を前期日程試験の合格者発表日（平成12年3月10日（金））と同日とすることについて協議したい。

委員長から、この協議について諮られた結果、

異議なくこれを了承した。

引続き、東京芸術大学の協議について、山道東京芸術大学入学主幹から次のように説明があった。

前期日程で実施する音楽学部の試験は、3回行う実技検査に12日間を要するので、この合格発表日を3月11日に繰り下げたい。また、後期日程で実施する美術学部の試験は、2回行う実技検査に14日間を要するので、この試験開始日を3月5日とすることについて協議したい。

委員長から、この協議について諮られた結果、異議なくこれを了承した。

次に、鹿屋体育大学の協議について、委員長から配付資料にもとづき次のように説明があった。

協議理由に記されているとおり、同大学では高度の実技試験を課しており、前期日程を他大学で受験して不合格になった者が後期日程で同大学を受験し合格することは極めて困難で、一般選抜を前期・後期に分けて実施しても受験機会を狭めることにならず前期日程と後期日程に分けて試験を実施することはあまり意味がないので、前期日程のみで実施することについて協議したいということである。

この協議について諮られた結果、異議なくこれを了承した。

なお、試験実施日程に関し、次のような要望があった。

前期のカリキュラムの消化との関係で入学式あるいは学年当初の授業の開始を早めているところが多くなっている。ところが、急遽、欠員補充第2次募集をしなければならなくなった場合、短期間でこれを実施し、しかも、入学する学生にオリエンテーションを含めて当初から参加させてやろうとすると、日程的にきつくと、3

月末の入学手続まで1日でも繰り上げられないかという要望が学部から出ている。他大学でも同じような実態があれば検討いただきたい。

6. 大学入試情報開示について

委員長から、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」の取りまとめを進めてきた、入試情報開示に関する検討小委員会において、このほど、これの原案が最終的にまとまったので、同小委員会委員に出席いただき、審議いただきたい旨述べられた。引続き委員長から、入試情報開示に関する検討のこれまでの審議経過が述べられ、配付資料「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を朗読したのち審議が行われた。その主な議論は次のようである。

- 項目によっては平成13年度以降開示することになっていてもやむを得ないが、平成12年度から開示することが望ましいというトーンで記述されているが、12年度からの開示が大学によってできるところとできないところがあると思う。そのところはどうか考えればよいか。
- 「平成12年度から開示することが望ましい」としたのは、大学によっては12年度からの開示は難しいというところもあろうが、それが可能なところは募集要項等で謳って、速やかに実施していただきたいという意味である。
- 不開示情報に入っている「答案」については、受験者本人からの請求を拒否できるとする根拠は何か。また、仮に裁判になった場合、公判が維持できるのか。
- 「開示により採点の過程が細かく明らかになることによって受験対策に利用され、以後の当該試験実施の目的が損なわれるおそれがある場合」には不開示情報になり得る。「答案」の開示請求を大学が拒んで裁判係争になった

としても大学が敗訴することはないであろう。

- 入試情報の開示については、実際にやってみないとどういう問題が出てくるか分からない。そういうことに対応できるよう専門委員会を早くつくっておきたい。
- 調査書は大学が得た情報であり、この場合、受験者本人から請求されたかぎり開示するという考え方になっているが、大学入試センター試験についても同様の対応ということになるのか。
- 大学入試センター試験成績の情報も調査書の情報も性質は同じで他機関から伝えられた大学が有する情報である。だから、大学はセンター試験成績の情報も開示請求があれば本人のみ開示するという扱いになる。ただし、それは当該大学が選抜の判定に用いた情報にかぎられる。
- 大学入試センター試験の成績について受験生からクレームがあっても、多くの場合、大学は答えられないので、それはセンターへ返ってくることになる。ただ、センターとしては、センター試験の情報開示については情報公開法にもとづいて対応を考えるが、当面、平成12年度及び13年度については、受験生本人への成績の開示はしない方針である。
- 大学入試センター試験成績の本人開示ということは受験生の進路選択にも関わる重要な問題である。センター試験について受験生からくる疑問というのは、おそらく大部分は本人のマークミスや思い違いであろうが、成績処理に人が介在する以上、絶対間違いはないいい切れない。12年度、13年度は本人に開示しないということだが、問合せがあった場合、センターとして何らかの対応はあり得る

のかどうか。

- 個人情報の本人開示ということと情報公開法との関係は難しい面がある。情報公開法案をつくった行政改革委員会は、個人情報の本人開示の問題と情報公開法の問題は別個の問題としている。だから、情報公開法の施行をまっぴらセンター試験の成績開示をしようとするのは必ずしも行政改革委員会の考え方と合わないところがある。行政改革委員会は、情報公開法の問題とは別に、教育情報、医療情報の問題については関係機関で早急に取り組

むことを求めているので、可能なら法の施行を俟つことなくやるのがよい。

最後に、議論を締め括って委員長から、次のように諮られ、了承された。

基本的に原案を了承いただけたと思うので、なお細部の字句修正等については委員長に一任願ひ、これを来る6月10日開催の理事会に付議したうえ6月15日、16日開催の総会に提出することとしてよろしいか。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成11年6月16日(水) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)202号室

出席者 杉岡委員長

厚谷、小柳、江崎、吉田、板垣、服部、森本、須藤、山崎、辻野、守屋、吉川、奥田、池田、野村各委員

山際専門委員、荒井臨時専門委員

議事に先立ち、杉岡前委員長から、慣例により、新委員長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきたい旨述べ、了承された。

ついで各委員により自己紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員長選出について

杉岡座長から、互選の方法について諮られ、協議により、杉岡洋一委員(九州大学長)が委員長に選出された。

2. 「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について

委員長から、次のように説明があった。

昨日の総会で、本委員会でまとめた「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」(以

下「考え方」という。)をご審議願ひ、その意見をもとに一部字句修正を行い、文案を確定した。この件については報道関係も従前から関心をもっているので、本日総会終了後に記者発表する予定である。

この「考え方」では国立大学入試の情報開示について、かなり各大学の判断に委ねている部分があるが、その点について各大学の自由をせず、もう少し情報開示の限度を明確に示したほうが良いとの意見も半ば近くあった。今後この点を含め、情報開示に関する個々の項目・問題や情報開示に伴い生ずる苦情処理の問題、さらに「平成13年度入試より開示を実施することを目途とする情報」等の開示を具体化するための細目等について検討する必要がある。ついで、本委員会でご了承を得られれば「大学入試情報

開示に関する検討小委員会」(以下「小委員会」という。)を継続させ、この点の検討を進めることとしたいので、ご意見を伺いたい。

ついで、各委員により、次のような意見交換が行われた。

○ この案では、学部新入生の入試の情報開示を考えて検討し、推薦入試の情報開示も含まれる。しかし編入学や大学院の入試は対象としては検討しなかった。

○ 情報開示の方法について、遠距離者に対するコピー送付によることも考えられるが、この案では閲覧方式によることとしている。

○ 今後検討を進める小委員会には、この「考え方」を作成した従来の小委員会委員のほか、実際に入試の情報開示業務を担当することになる入試業務に詳しい事務担当者を委員又はオブザーバー等の形で加える方が良い。短期間に非常に多数の受験生から入試の情報開示請求があった場合、事務的に対応できない可能性が心配されている。

また、国立大学入学者選抜研究連絡委員会でも各大学の入試の状況を把握し、検討しており、長期間入試に関わっている委員もいるので、それらの方も委員に加えた方が良い。

○ この「考え方」は、本委員会で作成したものであるが、総会の承認を得たものであり、国立大学協会の「考え方」として各国立大学長にお示しするものである。ガイドラインでは無いので、各大学はこの「考え方」を参考に各大学の基準で情報開示をすることになる。

○ 小委員会では情報開示に伴うクレームについての対応の仕方についても検討すべきとの意見もある。例えば医師会等では医事紛争に対応する委員会があるが、そのような任務を

もつ小委員会を設置すべきかどうか。

○ 各大学の個々の問題に対応して小委員会が参考としていくつか例を示す程度ならよいが、解決方法の判断を示し、結果について小委員会が責任を最終的に負うというのは大変な仕事であり、難しいのではないかと。

○ 多様化した試験の中で情報開示しても苦情が生じないような試験方法を研究してもらいたい。

○ 一部の私立大学関係者に、非公式にこの「考え方」についてご意見を伺ったが、私立大学は大学の序列化、業務の増加の面から情報開示にはどちらかという消極的のようであった。

○ この「考え方」の中に①法に基づく請求があっても開示しない情報、②本人に対しても開示されない個人情報が見られるが、その非開示の根拠がもう少し明確に示されていれば大学も対応し易い。その辺を今後小委員会できちんと検討し各大学に示して欲しい。

○ 各大学で情報開示の範囲に凹凸があると、非開示にしている大学は非開示の理由づけが難しくなり、非開示を守り切れなくなる。そうならないよう各大学横並びで開示事項や範囲について共通の線を出さなければならない。

○ 我々は情報開示に馴れてないので、不安があるが、もっと強くなる必要がある。今後社会も成熟すると思うし、一挙にはできないであろうが、世の中は情報開示の方向に動いており、否定的に考えてはならない。

○ 入試が多様化し、事務量が増加しているのに、さらに情報開示の業務が増加すると物理的に対応し得なくなるという意見もある。事務の合理化、事務機構の改革を行い、入試関

係に人員を配置替えするような方策を考えないと、情報開示の実務が動かない。

- 日本では、試験問題の公開は当たり前になっているが、米国では、試験を複数回実施するときの試験問題の難易差を無くし、試験問題の技術的公平さを保つという理由で試験問題はほとんど非公開である。情報開示によって入試改善が妨げられるというような場合、守るべきものは何か、そのいずれに価値をおくかということの中で情報開示についての取捨選択が当然あるべきである。その点を今後検討していかなければならない。

以上ののち、委員長から、種々ご意見を伺ったので、それを参考にして、小委員会で入試情報開示について審議していきたい旨述べ、了承された。

3. 国立大学における推薦入学募集人員の割合について

委員長から、次のとおり説明があった。

前回の委員会で、文部省から、「平成12年度の入学者選抜要項」で推薦入学の募集人員の割合について、「5割を目安にしながらその範囲において」と改正したので、国立大学の推薦入試についてもこの趣旨に沿って見直していただきたい旨の説明があった。しかし本委員会ではすでに平成12年度実施要領で「3割を越えないことを目安として」の方針を了承しており、この改正は推薦人員枠の拡大を勧めているようにも思われるので好ましくないとの意見もあり、この問題は本委員会で時間をかけ継続審議することになった。ついてはこの点についてご意見を伺いたい。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

- 文部省は、18歳人口の減少期を迎えて、私立大学が学生獲得のため推薦入学枠を拡大し、限度がなくなることを危惧し、そのまま放置したら学力試験を受けて入学する者の機会が失われることを心配し、50%の限度を定める改正をしたのであろう。国立大学は、各大学がその理念に従って試験を行えば良い。
- 推薦入学の人数は、文部省の指導で決まるというより、大学と高校との間のやりとりの中で推薦入学の人数がきまるのが実情である。大学が推薦入試の人数を増やすと高校側は良い生徒を推薦してこないで、大学は人数枠を調整したりするのが現実であり、上限を決めても余り意味はない。
- 推薦入学は現役受験生に有利で、浪人生には不利である。この枠を無闇に増やすことは試験の公平性という根本に触れることになる。その点から社会的寛容で推薦入試が認められる範囲が30%ということではないか。青田刈りの推薦入試が50%になるのは試験の公平性確保からも適切でない。
- 推薦入試が促進され過ぎれば、徐々に学生の学力の質が低下してくることも考えられる。推薦入学者の追跡調査も必要である。
- 私立大学で経営問題とからめ推薦入試が考えられると入試制度が歪んでくる。
- 国立大学協会としては推薦入試の枠にこだわる必要はない。ただ世間に対する警告の意味でなら、推薦入試の枠を30%維持するとしていることも意味がある。

4. その他

委員長から、本委員会の抱える課題について次のような説明があった。

- 朝鮮人学校卒業生の国立大学受験資格の間

題について、本委員会では、朝鮮人学校卒業生という特化した問題とはせず、外国人学校卒業生全般の国立大学受験資格の問題として検討したいと考えている。新聞報道によると、文部省はこれらの者に大学入学資格検定試験の受験資格を認めることを検討している模様であり、少し様子を見て検討したい。

- 大学入試センター試験で理科の「物理」と「生物」が同一試験時間帯にあるため、いずれか一方の科目しか受験できないという問題を解決するようセンターにお願いしてある。医

学教育特別委員会から要望のあった入試に生物を課すことは、医学系のみならず他学部でも重要であり、このためにも「生物」と「物理」双方の受験が可能となるよう解決をお願いしたい。

- センター試験の成績を個別学力試験出願前に本人に開示することについては、センターの業務負担、高校教育や私立大学との関係もありかなり難しい問題があるが、これから検討していかなければならない。
以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成11年6月16日(水) 10:00~11:20

場所 学士会館(神田)306号室

出席者 佐藤委員長

徳田、成澤、岡本、杉崎、大澤、児島、平野、後藤、丹羽、山田、原田、鮎川、村田、山口、森田各委員
斎藤、岩元各専門委員

議事に先立ち、新委員長が決まるまで慣例により、佐藤前委員長が座長となって司会をすることが了承された。

佐藤委員長が座長となり開会し、各委員から自己紹介があった。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長の互選について諮られ、協議の結果、佐藤委員が委員長に選出された。

2. 作業委員会の委員について

委員長から、作業委員会委員であった鳥取大学長の高橋委員が、今回、他の常置委員会に所属換えとなったので、その後任の作業委員を選出したい旨諮られ、協議の結果、岡本委員が選

任された。

3. 本年10月改選の教員委員について

委員長から、次のように諮られ、了承された。
教員委員の任期(2年)が本年10月に満了する。来る7月に委員長宛に次期教員委員の推薦依頼が来て、候補者を推薦することになるが、学長及び本人のご了解を得た上で、現教員委員の安永委員、平野委員及び村田委員に再任をお願いしたいと考える。

4. 今後の委員会の進め方について

委員長から、次のように述べられた。
第3常置委員会として今後どのような問題を取り上げていくかについて、本日、ご協議いただきたい。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

(教養教育と専門教育の問題)

- 全体的に学生の学力が落ちてきている。教養と常識のない学生が増え、学部(専門)教育ともレベルダウンしている。この点をどうやって防いでいくか。
- 「生物」と「物理」の学科で補講を始めている。補講に単位を与えるかが問題となったが、正式のカリキュラムとしての位置づけはせず、教官のボランティアで実施している。
- 職業(専門)学校等から推薦で入学した学生には、数学・物理系の補講を行っているが、補いきれない部分もあり、ある程度低い水準のまま専門課程や大学院に進む可能性があり、深刻な問題である。また、補講に単位を与えないためか、出席率も悪い。
- 大学入試センター試験の関係もあって、将来、医師や看護婦を目指しているにも関わらず「生物」を取ってこない学生が3割近くもいる。「物理」「生物」の補講を実施しているが、単位制でないため、段々と出席率が悪くなり、教員から不満も出ている。
- 受験科目を減らしたことによって、最近、英語の学力が低下しているので、「英語」の補講も始めた。補講は受験科目との関係が大きく、今後、検討する必要があると思う。
- 大学の学部教育のレベルを変える時期に来ているのではないか。特に、今後、高等学校の理科系科目の授業体系が変わるので、そこでまた大きく変わる。大学は入学志願者を確保したいために、受験科目を減らしているが、もっと学部等の独自性を示すべきである。今回の「大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会」の報告にあるように、教養教育組織の立て直しが必要で、当委員会の役割とも思う。
- 学生の定員数で教官数が決定するわけではない。重点化したのだから、レベルを下げないために、やる気のない学生を減らす方がよいのではないか。
- あまり定員が減ると、その学部の存在意義が問われる。大学の中でのカリキュラムを多様化して早い時期から引き上げる努力が必要である。
- 私の大学の教養教育は学生10名に1名の割合で教官をつけてきちんと手当した。特に語学とコンピュータ教育に力を入れた。学生には「手取り足取り」で良質の教育を与えることが必要である。
- 教官の意識改革をしないと、大学の改革は難しい。各学部の教官を対象にFDを実施したところ、なかなかの成果があった。教官には自分の研究だけでなく、もっと学生の教育に目を向けて欲しい。教官意識が高ければ、学力の低い学生が入って来ても何とか対応できる。
- 高校新卒の学生は医者を目指すには余りにも幼い。学士入学を文部省より迫られているが、その場合、入学者のリベラル・アーツの完成を前提に教育を実施することになるが、完成しているか否か不安である。出来れば2年の後期(9月)入学として半年間鍛え直したいと考え、折衝中である。その辺はどう考えるべきか。
- 専門以外は全て教養であるという考え方でいけば、リベラル・アーツは充分であると言える。
- 高等専門学校を卒業して、3年生に編入学する学生は非常に意欲があり、学力が少しく

らい低くても2年間で取り戻す。私の大学では教養教育の改革を実施し、専門基礎科目を教養教育から離し、工学部の専門基礎と位置づけ、実施運営の責任を持たせた結果、きめ細かい対応が可能となった。

- 何処でドロップアウトの線引きをするのが難しい。

(セクハラの問題)

- 学生同士の恋愛や教職員同士の恋愛はセクハラではないが、教職員と学生の恋愛は上下関係があるので難しい。女子の教員が男子学生からセクハラを受けるケースもあり、強い態度で臨むよう対応した。ガイドラインは各大学で作っている。

(学生の安全の問題)

- 自殺者は、環境が影響するのか、街中から田舎に移転した大学ほど多いようである。全国共通の指針のようなものがあると良いが、1大学では情報量も少なくて対応できない。一度、実態調査が必要である。
- 医学部のない大学の保健管理センターは、教官1名なので、精神科の医師を置くか、臨床医を置くか問題である。勿論ガイダンスは実施しているが、自殺者は二番目に多い。
- 学生は経済関係に弱く、サラ金やキャッチセールスの被害に遇いやすい。

(就職の問題)

- 就職協定が必要との声もあるが、企業の就職担当者にアンケートすると、「現状のまままでよい」という回答が圧倒的に多い。
- 4年の春休みから就職活動を開始するのは仕方がないが、それより早くなるのは困る。そここのところの歯止めは必要と思う。3年末が一番大切な時期で、学生が浮き足立つと大学教育が難しくなる。
- 10月内定であるが、4月に決まっていた方が落ち着いて勉強できるという意見もある。
- 最近は通年制で採用しているので、時期がばらばらである。
- 就職協定に関して、日経連の根本会長は「自分の代では戻さない」と明言していたが、人が変わる時が制度の変わるきっかけでもあると思う。就職協定が必要であれば、地道な巻き返しもあり得る。
以上のような意見交換があった後、委員長より次のように述べられ、了承された。
従来からの懸案事項である放送大学との単位互換の問題に加えて、只今種々意見があったように、教養教育と専門教育、セクシャルハラスメント、学生の安全、及び就職の問題について、今後、検討していきたい。
以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成11年5月24日(月) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

海妻, 吉原, 小泉, 椎貝, 須藤, 仲井, 原, 赤井, 川本, 菰口, 佐古各委員
中沢, 長松, 菅原, 早川, 中村各専門委員

(文部省) 嶋貫人事課給与班主査, 三浦給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員となられた椎貝博美山梨大学長の紹介があった。また、本年3月停年退職された保原喜志夫委員(北海道大学教授)の後任者については、10月の教員委員の任期満了に伴う委員改選の際、選任することとしたい旨述べ承された。

〔議事〕

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

委員長から次のとおり説明があった。

作業委員会で検討した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を例年のとおり提出することとしたいので、文案を作成していただいた中村専門委員から説明願った上でご審議をお願いしたい。なお、要望書にある夜間主コース担当教官についての給与措置要望の項目については、現在夜間主コースを持つ大学の事務局長会議で実態を調査するように依頼しており、その結果が提出されたら文面を再考したい。

ついで中村専門委員から、大要次のとおり説明があった。

昨年の要望書の文案と異なる点をご説明したい。まず、はじめの部分に技術専門職制度及び研修制度が設けられたことに感謝の意を表する文面を加えた。内容的には、部局長について指定職の完全適用を図ることを要望している部分

に、「学長」及び「指定号俸の引上げを図る」ことを加えた。また、教官の職の高年齢就職による特殊性に着目して配慮してくれるよう要望している昇給延伸制度の部分について、平成11年度に制度改正があったので、「昇給延伸制度」を「昇給停止制度」と修正した。その他若干字句修正を行った。

以上の説明について、嶋貫主査より次のような補足説明があった。

学長の指定号俸の引き上げの件については、文部省でも関係方面に要望している。

これは、学長の職務の重要性が益々増大してきていること、また給与が5段階に分かれていることが大学間格差を助長するのではないかという問題があること等を踏まえ、学長の給与を底上げし、大きい括りにしようとする趣旨である。

以上のうち、各委員により、次のような点について意見交換があった後、委員長から、要望書の原案について諮られ、とくに異議なく了承され、総会に諮り承認を得たうえ、関係方面に要望することが了承された。

○ 連合大学院の代議員である教官の負担増に対する手当ての要望について

○ 生計費等が高い都市地域の機関に在勤する職員に支給される調整手当てを、その都市の周辺地域の機関に勤務する職員にも支給する要望について

- 全学的な事項を審議する委員会の委員長に対する管理職手当ての支給について
- 図書館職員の処遇改善に関する東京大学職員組合からの要望の扱いについて
- 教官の給与決定の弾力化について

2. 人事院勧告の取扱に関する要望について

委員長から、次のような説明があり、了承された。

例年人事院勧告の完全実施を求める要望書を関係方面に提出しているが、今年的人事院勧告は、給与の年収が前年より減ずるような厳しい内容の勧告が行われることも推測され、単純に完全実施を要望することはできないと思う。ついでに勧告の内容を見て要望書の文案も検討し工夫したいと思うので、文案の作成及び要望書の提出時期について会長と委員長にご一任願いたい。本委員会です承を得られればその旨を理事会及び総会で提案したい。

3. 教務職員問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

教務職員の待遇改善の問題は、第4常置委員会として長い間の懸案であるが、作業委員会のご意見も伺い、今期委員会のまとめとして、別紙のとおり「教務職員問題に関する検討結果報告」（以下「報告書」という。）を作成した。

この問題については、全国大学高専教職員組合とも面談しているが、各大学の状況・実態を見ると組合が要望するように、にわかにここで教務職員廃止という方向で問題を解決するということではできないであろうと思う。そのことがあるので、今回の報告書は、平成3年に本委員会が「教務職員問題検討結果報告」（以下「前回報告書」という。）で提示した“指針”に沿って

の対応が各大学で進んでいることを踏まえ、長期在職教務職員を無くすよう、“指針”に示した方向での最大限の努力を、あらためて各大学、特に今日なお多数の教務職員を抱える大学に求めたい。なお、この問題は「国立大学の教員構成及び教育研究補助職員のあり方という制度問題にも関わるものであり、国大協としての新たな検討の必要性についても指摘しておきたい。」という主旨で作成した。報告書では、そのほか教務職員の性格、運用実態、現況にもふれているが、これらの点を含めてご審議いただきたい。なお、前回報告書で示された指針は次のとおりであるが、この指針に沿って各大学が努力した結果、平成3年には1,550であった教務職員定数は平成11年度には965となっている。

「指 針」

【教務職員をめぐる諸問題は、その多くが運用の不適切さに起因する。】という認識に立って“運用の適正化”を図るべく、

A 現行の教務職員制度を存続させながら次の何れかの措置を講ずる。

A-1 現行制度のもとでの運用の正常化に努める。

A-2 現行制度を前提としつつ、その学内措置として資格基準を助手相当に改める。

B 現行の教務職員定数を次の何れかの方法又は、その組合わせにより段階的に整理する。

B-1 助手以上への振替えを推進する。

B-2 専門行政職俸給表適用職員へ移行させる。

B-3 他職種への異動等により定員の段階的整理を進める。

ついで、各委員により次のような意見交換が

行われた。

- 教育公務員特例法では、助手に本則が準用されることになっているが、「助手は文部教官ではあるが、教員ではない。」という表現は一般にいえることか疑問がある。

助手問題は第7常置委員会で検討中であり、助手の性格に関する記述は書かないほうが良いのではないか。

- 昨年行(一)の教室系技術職員に技術専門職制度が創設されて、前回報告書の指針のうち、B-2の「専門行政職俸給表適用職員へ移行させる」という部分は、将来の問題となったので、当面削ることになるのではないか。
- 現況の部分で「制度上予定していない事務等に従事させる望ましくない運用が行われている」と書かれているが、これら事務を担当している教務職員は助手にも行(一)の技術職員にも転換しにくい。教務職員が過渡的官職であるとしたらこれらの人間は将来何になるのか。
- 教務職員が過渡的官職であるというのは、給与の等級が一つであり、給与曲線が早期に横這いになる体系になっていること、通常は助手の欠員が無いときに教務職員で採用して助手の欠員ができたなら助手にするという形だからであろう。
- 教務職員は制度創設のときに多種多様な職員を全部取り込んだこと及びその採用が研究室マターであることもあって種々の職員がいる。制度として事務担当の教務職員を認め、そのまま置くのかどうか問題である。
- 教育・研究の支援職員について本来の位置付け、処遇について国立大学でどうすべきかについて、これまで明確な方針が無かった。それが検討されるべきである。

- 理科的知識をもって研究室事務を行う職員が研究推進のため必要になってきており、それらと研究支援職員の職務の境は区分が困難になってきているので、ある程度幅を持たせて助手への振替え等を考えても良いように思う。
- 助手も徒弟的に鍛えられ、支援職員の役割と研究者養成機能としての役割の両面を持ち性格がはっきりしない。それも明確にする時期がきている。
- 日本は教官の組織だけが欧米型で支援職員の組織は欧米型でないが、両方が欧米型でないとうまく機能しない。結局それを補うために教務職員という研究室単位の私兵を持つ形ができてしまった。
- 個別のケースであるが、教務職員を助手に振り替えようとしても本人が望まず、大学としても実施しにくい場合があり問題が解決しにくい。例えば助手に振り替えると停年が65歳等になるが、同じような仕事をしている同僚の教務職員等からバランスを欠くと批判が出て人事管理上好ましくない。その批判をさけるために助手にして60歳で退職させようとするとなんて退職の扱いにするのが難しい。また停年延長で予定していた人事計画が狂う等がある。さらに、教務職員を助手に振り替えた場合に職務内容が変化するかどうかについて学部や教官の考え方が統一されていないので、その点を懸念して振替えを断る教務職員もいる。
- 教務職員を助手以外の行(一)の技術職員等に全体として振り替えることは、大学として教務職員制度についての評価が行われ、支援職員の位置付け・在り方、教員構成の在り方がきちんと出されていないと文部省でもでき

ない。それに公務員試験に合格していない教務職員を行(一)の技術職員にするには人事院協議が必要であり、さらに格付けするための級別定数を確保しなければならず、難しい面がある。

- 色々解決が難しい面があるが、国大協全体の方針としては、原則的に助手以上への振替えを促進するという事で各大学が努力し、なるべく早く教務職員を廃止すべきだと思う。
- 教務職員の大半が大規模大学に在職しており、それらの大学で実態を踏まえての解決策が検討されるべきである。
- 第7常置委員会では、助手制度について検討しており、助手制度は廃止し、助手の多くは講師に、また一部は技術職員に振り替える案を検討しているところであり、教務職員制度はそれにも関連させて考える必要がある。教務職員問題も助手問題と同じように第1、第4、第7常置委員会の合同で検討することが考えられる。当面は事務等を行っている教務職員は、行(一)の欠員が出たときに個別に配置替えし、定数の処理は後から考えるしかないかも知れない。
- 今後、かなりの定員削減が求められるので、教室ごとに教務職員を置いて事務を行うようなことは難しくなる。それらは一か所にまとめて行うような体制を制度問題として検討しなければならない。

○ 教員構成の在り方について検討の必要性を指摘したのは、今後、教育面を強化するため教官スタッフを増す必要があるが、定員削減で人員増は望めないの、助手を教官として活用すべきであると思ったからである。

- 教務職員の問題はその俸給体系が過渡的官職のものとして作られ、給与曲線が早期に横這いになるので長期在職者に不利であり、この点を解決しようというのが問題点であるが、その点は程度の差はあるが助手も同じである。そうであるとすれば、教務職員から助手へ振り替えても過渡的官職であることは変わりがなく、それで問題はないのかどうか。
- 大講座制では、学校教育法の「助教授は教授の職務を助ける」という規定は不適當であり、実態にもあっていない。この点の改正も検討する必要があると思う。

以上のうち、委員長から次のとおり述べ、了承された。

本日ご意見を伺ったので、専門委員と相談のうえ報告書の文面を修正し、総会に提出することとしたい。個々のケースは別として、基本的には、概ね前回報告書の指針にそって各大学が最大限の努力をされるようお願いすることとしたい。また教員構成及び教育研究補助職員の在り方という制度問題も国大協として新たな検討を行うようお願いをしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成11年6月16日(水) 10:00~11:30

場所 学士会館(神田)307号室

出席者 梶井委員長

久保, 海妻, 小泉, 椎貝, 仲井, 矢谷, 井本, 赤井, 高折, 近藤, 菰口, 二神各委員

中沢, 早川, 中村各専門委員

議事に先立ち、梶井前委員長から、慣例により、新委員長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきたい旨述べ、了承された。

〔議事〕

1. 委員長選出について

梶井座長から、互選の方法について諮られ、協議により、梶井功委員(東京農工大学長)が委員長に選出された。

2. 教員委員の推薦について

委員長から、次のとおり述べ、了承された。

10月末の任期満了に伴う教員委員候補者の推薦について、とくに差支えなければ所属学長とご本人の了承を得て、現在教員委員である又坂常人信州大学教授及び川本謙一島根大学教授に再任をお願いしたい。また三月末で退職された保原喜志夫教官委員(北海道大学教授)の後任については、引き続き北海道・東北地区から選出することになるが、人選については委員長にお任せ願いたい。

3. 今後の委員会の審議事項について

委員長から、次のとおり説明があった。

今後、第4常置委員会として何を審議していくべきかご意見を伺いたい。これまで本委員会関係として、外部から次のような要望が寄せられている。

○全国大学・高専教職員組合から、教務職員制度を廃止し、教務職員全員を助手に振替える要望

○国立大学工学部長会議及び国立大学51工学系学部長会議から、助手及び教育研究支援職員の定員削減の廃止と充実及び待遇改善の要望

○国立大学農学系学部長会議から、○技能系職員の行(→)技術系職員への振替え措置への更なる配慮、○技能系職員の後補充継続、○技術職員の処遇改善と研修制度の確立についての要望

○全国大学付属農場協議会から、○農場教官組織の充実、○技術・技能職員の組織充実と処遇改善、○農薬散布手当て等諸手当ての改善についての要望

○日本教育大学協会から、国立大学教育学部長の指定職完全適用の要望

○夜間主コース設置大学学部長会議から、夜間主コース担当教職員に対する処遇についての要望

以上の要望のうち、教務職員の問題については、今回の総会で、平成3年に「教務職員問題に関する検討結果報告」で定めた指針にしたがって各大学で最大限の努力をされるようお願いし、教務職員制度廃止には触れなかった。同時にこの問題は国立大学の教員構成及び教育研究支援職員の制度的在り方という制度問題にも関

わるものなので、国立大学協会として、これらの問題を検討するようお願いした。また夜間主コース担当教職員の処遇の問題については、現在関係大学の事務局長会議にこの問題についての調査をお願いしているので、その結果をまっして具体的意見を纏めることにしたい。なお技術職員の研修については、本年度予算で技術専門官等の研修経費が認められ開始することになった。

ついで各委員により、次のような点について意見交換が行われた。

- 教大学が組んで博士課程を運営する連合大学院研究科の代議員会は教授会と同様の機能を果たしており、代議員の時間的負担も大きいので手当てについて要望したい。
- 同一大学内の副学長、学部長で指定職に指定されている者と指定されていない者がいるが、学内運営上好ましくない。これらの者の指定職を増加してもらいたいとの要望を行っているが、その場合は副学長を優先して整備するようであるがそれでよいか。
- 副学長の位置付けについては、ラインでなく、米国のようにスタッフの位置付けであるとうよいと思う。その選任方法についても学部長同様選挙で選ぶべきではないかという意見もあるようだが、それでは学長を補佐する副学長としての機能を果たせなくなる恐れがある。
- 技術職員の問題は、給与だけの問題ではなく技術職員の社会的地位の向上の問題でもある。技術専門職制度が実施されたが、国大協提唱の15人単位の組織化及び省令上の技術部等の設置との関係を国大協としてどのように整理するべきか。
 - 技術職員の社会的地位向上のために表彰制度や研修制度の確立が必要である。米国に比し日本では技術職員等の士気を鼓舞する仕組みが欠けている。
- 行()技能職員、教務職員、助手の制度問題を検討するとともに、本委員会でこれまでの経過からみても、それらの者の待遇問題を検討すべきでないか。
- 平成13年から定員削減が始まるが、その内容が良く分からない。独立行政法人化したとき定員削減や予算30%削減の話はどうなるのか。
- これまで以上の定員削減は確実であり、教官も例外ではなくなるが、事務職員の定員削減に対応するため、会計法規や事務手続きの合理化、事務組織の統合など考えていくべきである。
- 教育研究の教官組織は米国型を指向している。事務組織の定員削減への対応も中央は残すという日本型組織のままの対応では、これからの教育研究の要望に対応しきれなくなる。事務機能について米国等の実態を調査して参考にすべきである。
- 定員削減反対について総務庁に要望すると、国立大学の教官の空き定員を指摘される。教官定員の空き定員が生ずる理由は、人事の公平性確保等理由があるが、大学内で空き定員を全学的に運用すれば学内の人員不足を補うこともできる。
- 本委員会でこれから待遇改善問題を審議する場合、従来のように全般的なボトムアップ方式を考えるのか、または特殊性を強調して格差をつけ待遇改善を求めることを考えるのか。これからは後者でないと待遇改善を実現しにくい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成11年6月16日(水) 10:00~11:00

場 所 学士会館(神田)306号室

出席者 内藤委員長

藤井, 吉田, 澄川, 有山, 石, 高久, 金城, 加藤, 松浦, 赤木, 河野, 斉藤,
西村, 吉田, 佐古各委員

議事に先立ち、事務局より、本委員会の委員長が選出されるまで内藤前委員長に座長をお願いしたい旨、提案がありました承された。

次いで、各委員からそれぞれ自己紹介が行われた。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長より、本委員会委員長を選出したい旨述べられ、協議の結果、内藤委員が委員長に選出された。

2. JUSSEP 小委員会の報告について

(1) 委員の交代について

委員長より、次のような報告があった。

磯野千葉大学長より、大川澄雄委員から中野實委員への交代の申し出があり、6月3日開催の常務理事会に付議し、了承されたのでご報告する。

(2) 日米新プログラムの最近の動向について

委員長より、次のような報告があった。

1993年のカルコン会議で日米の留学生数の不均衡が指摘され、アメリカ側からより一層の学生受入れの要請があって以来、国立大学は短期留学プログラムを創設するなどして、受け入れ拡大に努めてきた。そのプロジェクトの一環として、今秋までに新たな協定校の組み合わせが決まることになっている。今回、我が国の参加校は北海道、名古屋、京都、広島、九州の5大

学で、各大学に対するアメリカ側の提携希望校は資料1「Japan-U. S. Initiative Semi-Finalist Institutions」の通りである。現在5つの上記国立大学は、それぞれ3つのパートナー校を選ぶべく、検討作業中である。締切りは6月25日(金)で、7月初旬に米国大学協会に通知する。9月にはオリエンテーションがアメリカのワシントンで開かれ、それに引き続いて5国立大学の代表者は各自の提携希望校を訪問し、協定を締結するという段取りである。これは2年間のプロジェクトで今年は1年目である。

今回、アメリカ側はcollegeとの協定を一つでも入れて欲しいと言ってきているが、日本の国立大学はcollegeと協定を結ぶ例が少なく、経験が無いと学内で議論が起こっている大学もある。やや心配しながら回答を待っているところである。日本の学生がアメリカに行って授業料免除を受ける場合、アメリカの授業料の方が高いので、アメリカ側の免除額が大きくなる。その差額分を日本に来ているアメリカの学生に援助すべきではないかという話が出ている。

かなり時間をかけて検討してきたプロジェクトでも細かいことになると、その場その場で考えなくてはならないことも沢山出てくるという一つの例として話をさせていただいた。

続いて、このプログラムにのったら協定書がかわさなくても、授業料免除を特例で保証して欲しい旨、文部省に要望したらどうかという意見が出て、要望してみることにした。

次に、委員長より、このプロジェクトはスタートしたばかりなので、いろいろと気がつかない問題が発生することもあると思うが、この委員会が責任委員会なので、その場合は改めてお諮りしたいと述べられた。

3. UMAP 日本国内委員会の報告

(1) UMAP 日本国内委員会の報告

委員長により、配付資料に基づき、去る5月27日に開催された「UMAP 日本国内委員会」について、概ね次のような報告があった。

(1) 資料3「平成10年度歳入歳出決算」に基づき、平成10年歳入歳出決算の報告があり、了承された。これに関連して最も大きな問題は国際事務局の設置場所であったが、東大教養学部の現在の場所にもう1年(平12年4月～13年3月)使用する内諾を得た。平成13年度には、国際大学村に場所を確保する予定になっている。

(2) 資料4「UMAP 日本国内委員会委員・監事名簿」の通り、各大学団体等より UMAP 日本国内委員会委員・専門委員会委員・ワーキンググループ委員の推薦があり、了承された。

(3) UMAP 日本国内委員会の副委員長に、谷岡一郎大阪商業大学長が選出された。

なお、委員長は中嶋東京外国語大学長である。

(2) UMAP 日本国内委員会委員の選出について
委員長より、去る5月31日任期満了により退任された桂琉球大学長の後任として、弘前大学長の吉田 豊委員を推薦したい旨提案され、了承された。

続いて、委員長より、以下のように述べられた。

文部省の留学生政策懇談会が出した「ポスト

2000年の留学生政策」によれば、「大学間交流の枠組の充実・改善」という項で、UMAP に関連してこれを実行していく上で、コンソーシアム方式による締結は、とりわけ核となる大学や団体等の役割が重要であるが、例えば国立大学協会などを中心に試行的に実施されることが期待されると書かれている。試行に入る前に国立大学協会としてどういうことが出来るかを議論しなくてはならない。

(3) UMAP 理事会及び UMAP 総会への出席者について

委員長より、次のように述べられ、了承された。

UMAP 日本国内委員会で協議の結果、日本側から中嶋委員長、谷岡委員、児玉委員、猪口国際事務局次長が出席することになった。文部省からは留学生課長他2名が出席する予定である。主催国は韓国なので、韓国と折衝して日本の枠を決めていきたいとのことであった。今後何か変化があった場合、国立大学協会第5常置委員会がらみについては会長・副会長と相談することとし、委員長に一任させていただきたい。

(4) UMAP 日本国内委員会への平成12年度拠出金について

委員長より次のように諮られ、了承された。

去る5月27日開催の UMAP 日本国内委員会において、国立大学協会に対して、平成12年度の拠出金として300万円の負担の依頼があったので、本日、お諮りする。

4. ドイツ・フランスの大学との学生交流について

委員長より、次のように諮られ、了承された。

ドイツ・フランスから留学生交換について積

極的に行いたいという申し入れがあった。アメリカの短プロと同様な形態で学生交流を行う方向で検討を始めたいと考える。

なお、この件についてはJUSSEP小委員会や文部省と連携をとりながら、検討を進めていきたい。

以上の提案に対して、次のような意見交換があった。

- ドイツのDAADにあたるような所から、国立大学協会が奨学金枠をもらえるようになる。ドイツとの留学交流のルートは決まる。
- ドイツは英語で授業をすと言っている。日本の学生としてもそう抵抗はない。
- フランスに国立大学協会のような組織があれば、そこと連絡を取って進めたい。
- フランスと交流するとなると言葉の問題を解決する必要がある。

5. 今後の検討課題について

委員長より、今後の検討課題等について、フリーディスカッションを行いたいと述べられ、各委員から次のような意見が出された。

(放送大学への「日本語・日本事情」科目開講申し入れについて)

- 留学生の増加に伴い現状の教官数では個々の大学で「日本語・日本事情」科目を開講することは困難になりつつある。放送大学で再びこの科目を開講し、英語・中国語などで放送してくれれば大変助かる、という意見が出され各委員も賛同した。

これについて、委員長より、先ず中嶋国立大学協会副会長に相談し、しかるべき筋を通して、放送大学に申し入れることが諮られ、了承された。

(留学生の奨学金、住居問題について)

- 短プロを進める場合、奨学金・宿舍の件がネックになる。そのために、意欲がありながら手を挙げない大学もある。そういった点をしっかり固めてから話し合いを始めて欲しい。

(留学生センターの建物について)

- 留学生受け入れ政策推進の過程で、文部省は留学生センターを順次つけているが、組織だけが出来て、建物が見つからない。教室がないので、あちこち転々として授業をしている。文部省は政策を進める上で、裏づけとなる支援をしてほしい。そういう要望をやっていただけと有り難い。

(コンソーシアム方式での授業料免除を伴う学生交流推進について)

- コンソーシアム方式での授業料免除のシステムが進むと良い。例えばドイツの大学協会と日本の国立大学協会と結ぶ等。ドイツの場合、授業料が無いので問題であるが、その他については比較的問題がないのではないかと。

(外国人教官の任用手続きの簡略化について)

- 外国人教官の採用が増えているが、人事の発令まで時間がかかりすぎる。国立大学協会として国際化に相応しい人事のシステムを考えて欲しいという要望が出た。但し、事務方によれば学歴詐称があるので手続きの簡素化は難しいという声もある。

(ユネスコの学位相互承認条約について)

- ユネスコにおけるアジア地域の学位相互承認条約に日本は参加していないため、今後UMAPを進める際の障害になる可能性があるという意見が出された。

委員長より、しかるべき筋に確認する旨、述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会

日 時 平成11年6月16日(水) 10:00~11:30

場 所 学士会館(神田)302号室

出席者 鈴木委員長

田頭, 山田, 宮田, 兵藤, 岡田, 岡島, 小澤, 西塚(代理:片岡神戸大学副
学長), 田中, 江口, 中山, 江田各委員
原, 菅原各専門委員

議事に先だち、新委員長選出までの間、鈴木前委員長が座長を務めることが了承されたのち、各委員の自己紹介が行われ、議事に入った。
〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長の選出について諮られ、協議の結果、鈴木委員(東京医科歯科大学長)が委員長に再選された。

2. 委員会の今後の審議事項について

委員長から、本委員会は財政問題を所掌担当しているが、本日は今後の審議すべき事項等についてご審議願いたい旨述べられたのち、次の事項に関し意見交換が行われた。

(1) 授業料及び学生納付金について

委員長から、授業料及び学生納付金については、学生等にとって大変重要な問題でもあり、従来から、本協会としても関係方面に要望書を提出してきたし、今後もその必要性があると考えている。ただ、懸念事項としては、財政当局が学部別授業料の導入に関し、強い関心を持っているとの説明があったのち、この問題については、さらに検討を重ねる必要があるとの認識で一致した。

(2) 補正予算について

委員長から、国立大学の施設整備費について、建物等の老朽化が進んでおり、これに対する施設整備費の増額要求をしているが、非常に難しい状況にある。今後の要求のためにも、老朽化の実情を示す写真等の資料を各大学において作成し、それを本委員会が取りまとめたうえ、国大協として要望することとしたい旨の発言があり、了承された。

3. その他

委員長から、今までの討議も踏まえ、今後、本委員会として討議すべき事項について、自由討議形式でご議論願いたい旨述べられたのち、次の事項について要望意見があった。

- ① 社会人学生(社会人大学院学生)の授業料について:社会人学生(社会人大学院学生)は夜間主コースで学ぶ者が多く、大学施設を利用する機会が限られることから、減免措置をとることができないのか。
- ② 科目別履修生及び公開講座について:受講料等が、私立大学や地方自治体に比して高額である。
- ③ 国際交流推進経費について:学長裁量経費の拡充や特別会計予算の弾力的な執行を要望する。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会

日時 平成11年5月24日(月) 13:30~17:20

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 丹保委員長

久保、磯野、有山、吉田、廣田、時澤、佐藤、山下、小澤、阪本、中野、細川、江口、畠山、小早川、高橋各委員

藤野、西村各専門委員

(文部省) 下間大学課課長補佐、南大学課学務係長

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日は、当初の議題である情報公開法の議論に入る前に、緊急の案件として、既に、各委員にご通知した学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について一知的存在感のある国—(中間まとめ(案))」に対する意見を、本委員会として、取りまとめをしなければならなくなったので、ご了承願いたい。ついては、この問題を先に約1時間30分程度ご議論願ひ、意見の取りまとめをさせていただきたいと考えている。

その後、本日午後3時頃に文部省大学課から下間課長補佐及び南学務係長の両名にお越しいただき、情報公開法に関連のある行政文書の管理方策に関するガイドライン(案)について説明をしていただいてから、第7常置委員会として議論して来た情報公開法についてご審議願う段取りで、議事を進めたい旨述べられたのち、情報公開法に関する検討小委員会委員である畠山教授(北海道大学)にも会議当初から出席願っているとの発言があり、紹介ののち議事に入った。

〔議事〕

1. 学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ(案)) に対する意見について

委員長から、このことについて蓮實会長から、急遽、文部省より意見の提出方について依頼があり所掌担当の第7常置委員会で検討願いたいとの要請があった。提出期日が切迫していることから、早急に検討願ひ、その取りまとめたものを来る6月の理事会にお諮りし、国大協の公式の見解として提出することになった。

提出期日の時間的制約があることから磯野千葉大学長及び廣田総合研究大学院大学長と相談させていただいたうえ、5月18日に文部省学術国際局上杉学術課長に国大協へお越しいただき当該事項に関する説明を受けたのち、原案を本委員会委員に送付するとともに意見の提出をお願いした。

お寄せいただいた意見等も踏まえて作成したものが本日お配りした資料である。幸い、本日の委員会に間に合ったので、緊急課題として、改めて委員各位の忌憚のないご意見をお聞きし、本委員会としての最終的な取りまとめをしたうえ、5月末を目処に学術審議会会長宛提出したいと考えている。

ついては、この原案作成の中心的な役割をしていただいた廣田学長にご説明をしていただい

たのちにご審議願いたい旨述べられた。

次いで、廣田学長から配付資料に基づき各項目ごとに詳細な説明があったのち、意見交換が行われ、追加意見等を踏まえて原案の一部修正を行うこととし、その文案修正等は、委員長及び磯野・廣田両学長に一任することで承認された。なお、意見提出にあたっては会長とも相談のうえ提出することとした。

2. 情報公開法について

委員長から、この問題については、数回にわたり議論を進めてきたところであるが、さらに具体的方策を検討するため本委員会の下に情報公開法に関する検討小委員会を昨年秋に新たに設置していただき、今までに2回程、同検討小委員会を開催し、議論をしてきた。本日は、これまでの一連の議論の流れも踏まえつつ、今までの経過とこれからの方策等について一通りご説明申し上げたい。

それは、前第7常置委員会委員長であった丸山前千葉大学学長の時に、静岡大学、東京医科歯科大学、千葉大学の3大学が作成した行政文書の情報公開に関するリストを昨年6月の総会にお示しし、ご意見を伺ったところであるが、これに対する反応が鈍かったという経緯がある。これは一つに、各大学がこの問題にどう対処してよいか分からないというのが実情ではなかったかと思われる。

従って、その後のいろいろな場で議論をしていく中で、情報公開法の問題も踏まえ、基本的には大学の透明性を社会にどのように示したらよいのかという根本的議論が先で、その前に不開示項目にかかる議論を先行させることは本末転倒ではないかのご意見もいただいている。

これら意見も踏まえて、2回にわたり検討小

委員会でご検討願ひ、本日お手元にお配りしたのが「国立大学の情報公開に関するガイドライン(案)」として、まとめたものである。これは結局のところ、基本的な考え方を中心にして原案を作成させていただいた。

この原案作成にあたっては、畠山教授(北海道大学)、小早川教授(東京大学)、高橋教授(一橋大学)並びに西村専門委員(北海道大学事務局長)にも加わっていただき、ご検討願った次第である。

ついで、この案を西村専門委員に通読願ひ、引き続き畠山教授から具体的内容について説明をいただいたのちに、議論したいと考えている。

また、議論に際し、この案を来る6月の国大協総会に提出することの可否及び表題の適否も併せてご検討願えれば幸いである。

この表題の適否という意味は、本日配付資料の官報(写)にもあるように情報公開法が衆参両院を通過し成立した。その意味では、今回の案を最終的なものとして議論することも可能である。しかし、省令、訓令等がまだ出ていない状況で、かつ、これに対する文部省の対応も分からない現状では、これを待つという意味で原案の表題を中間報告的な文言にしておいた方がよいような気もするので申し上げた次第である。また、この原案の取扱についても慎重を期する意味で取扱注意とさせていただいた。

なお、入試情報関係は第2常置委員会に検討願ひしているところであるが、そのまとめの「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」について、安藤教授(九州大学)からご説明をいただく予定になっていたが、本日、都合により欠席との連絡があったので、当該配付資料を、後ほどご覧いただければと思う。また、

病院関係について、国立大学附属病院長会議に検討願っていたが、その後の情報によれば、議論の要点としてカルテとレセプトが中心で、それ以外は一般の行政文書と同じ扱いになるようである。従って、病院関係については、本委員会での検討状況等もお知らせしつつ、連携をとりながら対処していかねばならないと考えている。

以上のような説明があったのち、委員長から、この原案作成に携わっていただいた情報公開法に関する検討小委員会委員である小早川教授（東京大学）、高橋教授（一橋大学）にも、これから参加いただくので、改めてご紹介する旨述べられ、二人の紹介があった。

引き続き、委員長から、文部省大学課の下間課長補佐及び南学務係長の兩名を紹介ののち、情報公開法に関連のある「行政文書の管理方策に関するガイドライン（案）」について、文部省から一通り説明をいただいたのち、質疑応答を行いたいとの発言があった。

次いで、同省下間課長補佐から、既に情報公開法は、去る5月7日に成立し、現在政府部内において、この法律を受けて政令等の策定作業の検討が進められているところであるが、現在のところ、これが何時、制定されるかは決まっていない状況にある。

また、同法第2条の中で、行政機関の定義に関し、政令で定めることとなっているが、文部本省とは別に、国立大学も政令において行政機関として位置づけられるようお願いしているとある。既に、国大協においても情報公開法に関するガイドラインについて検討が進められているが、それとも関わりのある各行政機関共通の「行政文書の管理方策に関するガイドライン（案）」について、ご説明申し上げたい。

なお、この（案）は、本年1月時点のもので、その後、政府部内でも検討されていないが、まだ生かされているものと考えている旨述べられ、同配付資料を基に当該事項等に関し説明があったのち、文部省としても、先に国大協からお示しいただいた情報公開のガイドライン（案）を省内各課等にも照会し、検討願っているが、まだ集約される段階には至っていない。しかし、国大協第2常置委員会で検討されている入試情報開示の基本的な考え方を見るとかなり詳細なまとめになっており、その意味では行政文書及び研究情報等についても、例えば、教授会・評議会等々における議事の取扱や人事情報等の扱いも含め、細かな部分での、さらなる検討をいただければと思っている。

また、文部省としても、今後の政令等の動きを見つつ、情報公開に関する審査基準等々も含め、ガイドライン的なものを検討し、その情報をお示しすると共にご相談もさせていただきたいと考えている。

以上のような説明があったのち、質疑応答が行われ、討議終了後、文部省担当者が退席されたのち、委員長から、只今の文部省からの説明等も踏まえて、本題の「国立大学の情報公開に関するガイドライン（案）」について、ご審議願いたい旨述べられた。

まず、初めに西村専門委員から、当該（案）について各項目ごとに読み上げられ、次いで、畠山委員から趣旨補足説明があったのち、種々意見交換が行われた。

その結果、文案の部分修正等については、本日の意見等も踏まえ、委員長及び畠山教授に一任することで原案が承認された。

なお、この案の表題の取扱については、文部省のこの問題に対する現下の進捗状況等も見据

えつつ、ガイドラインという表現ではなく、中間的な報告の意味合いで、検討経過報告とすることとし、また、この案を6月10日の理事会に諮ったのち、6月の総会に提出することで承認された。

3. その他

① 高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー）について

委員長から、シニアのフェロー制度に関し、昨年10月の本委員会で、初めて廣田委員からご提案があり、さらに昨年11年の総会でもご案内した。

ついては、この制度のその後の動きについて、廣田委員からご説明願いたいとの発言があったのち、同委員から、次のように説明があった。

その後、平成9～10年度に国立大学を退官さ

れた名誉教授の方々を対象にアンケート調査を行い、大多数の方々から賛同のご意見をいただいた。

また、この制度について、文部省学術国際局・学術審議会・日本学術振興会等にも説明させていただくと共に折衝も重ねて来た。その結果、日本学術振興会の平成12年度概要要求に新しい事項として組み入れられる予定となった。一つの突破口となればと期待している。

さらに、本日の最初の議題になった学術審議会答申（中間まとめ）の第2章1の「優れた研究者の養成・確保」のところで、⑦として「経験豊かな研究者の活躍の機会の確保」の文言が追加されることになった旨、経過報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成11年6月16日(水) 10:00～11:00

場所 学士会館(神田)301号室

出席者 丹保委員長

吉原、磯野、荒川、吉田、時澤、佐藤、山下、木村、原、高橋、阪本、溝上、中野、細川、池田各委員
小山専門委員

議事に先立ち、新委員長選出までの間、丹保前委員長が座長を務めることが了承されたのち、各委員等の自己紹介が行われ、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長の選出について諮られ、投票の結果、丹保委員が委員長に再選された。

2. 当面の課題について

委員長から、本委員会として当面扱わなければならない問題について、次のように述べられた。

(1) 情報公開法について

昨日(6月15日)の総会に第7常置委員会として「国立大学における情報公開についての検討経過報告」を提出した。入試情報については、第2常置委員会から「国立大学の入試情報開示

に関する基本的な考え方(案)」が提出された。本委員会の報告書は、包括的な表現であるため各大学で受け取り方に相違が出てくることが予想され、また、文部省から、省令・訓令等が出る以前に国大協としてより詳細な考え方を示すのは待っていただきたいとの要望もあり、さらに議論をし、今年度中に国大協としてどう対応するか結論を出すこととしたい。

(2) 学術審議会中間答申について

学術審議会の「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して―(中間まとめ)」に対する国大協の意見を6月3日学術審議会議長宛提出した。

学術審議会は、この中間答申が出された後でも、国大協の意見を参考として最終答申を出すことにしている。

中間答申では、校費及び競争的研究費(科学研究費補助金、プロジェクト研究費)のデュアルサポートシステムを明確にしているが、国大協では、教育のベシックを担当する人員、研究を競争的に獲得する人員の確保についても研究費と同様の考え方をとれないか、環境科学の基礎をなす大学演習林・海洋調査船・海外拠点の拡充、科学研究費補助金・奨学寄附金等の外部資金に対するいわゆるオーバーヘッドについての明確なガイドラインの設定などの意見を盛り込んだものを提出した。

(3) 助手問題について

ここ数年助手問題を検討してきたが、そろそろ表に出して抜本的議論をする時期に来ているので、今後2年間で、つめた議論を行いたいの。大学審議会でも、この問題について議論を開始していると聞いている。第4常置委員会でも教務職員問題が解決した後、議論を進める

こととなろう。次回から「助手制度改革のドラフト」を資料として検討することとしたい。

(4) 国家公務員倫理法について

この件については電気通信大学の有山委員に検討をお願いしていたが、所属換えにより別の委員会にかわられたため、どなたかに担当していただきたいので、次回に諮りたい。

倫理法への対応については、我々の任期中に決着をつけなければならないと思っている。丸山前委員長の時に作成した「国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について(要望)」を資料とし、各大学での倫理規定作成の経過等をご報告いただき、今回の議題としたい。また、文部省は、倫理規定を早く出したいとの意向があり、この規定が出た後は、大学の規定は廃止することを考えている。

(5) 科学研究費補助金の審査と評価について

科学研究費補助金の審査体制及び審査員の選出について、国大協としても継続的に議論を行い、何らかの提案を出さなければならないと考えている。西澤元委員長が作成された「科学研究費の審査について」を資料とし、次回に検討することとしたい。

(6) 大学院問題について

大学院問題は大きな問題であるが、公式に議論していない。ドクターコースを持っている大学が増えてきたため、学位のレベルを維持することが難しくなってきた。学位の審査について大学院が大きくなっていったときどのように考えたらよいか、大学相互の支援体制等、いろいろな大学の実情を聞いて議論することは意義があると考えている。

3. 高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー） について

廣田委員から、次のような報告があった。

高等学術研究員（ダイヤモンド・フェロー）
に関して、97大学のうち71大学から貴重な意見をいただき、また名誉教授の方々にアンケート
を行い材料を収集し、文部省、学術審議会、日本
学術振興会へ説明を行い、折衝を重ねてきた。

この結果、日本学術振興会の平成12年度概算
要求に新たに組み入れられる予定になった。次
いで、委員長から、制度の出だしが肝要なので、
その辺りに留意する必要があるのではないかと

の発言があった。

4. 専門委員について

小山専門委員から、図書館関係の委員として
おられた六本専門委員が停年退官されたので、
専門委員として6月中に決定する新しい国立大
学図書館協議会会長を加えていただきたい旨の
提案があり、了承された。

委員長から、専門委員の人数については、も
との4名を確保したいので、次回に提案させて
いただきたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成11年6月4日(金) 10:30~12:20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

四ツ柳、金子、中嶋、松尾、丸山、立川、内田、田中、天野各委員

伊藤専門委員

(文部省)長谷川企画課長、岩本企画課課長補佐

(学位授与機構)井上管理部長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学評価のあり方について

(1) 大学評価機関（仮称）創設準備委員会の発足 について

文部省長谷川企画課長から次のように説明が
あった。

前回4月2日開催の本特別委員会において説
明した大学評価機関（仮称）創設準備委員会の
第1回会議を去る5月25日に開催した。当日の
会議では、佐々木高等教育局長から創設準備に
関する経緯について説明し、その中で、大学審

議会の答申においては新しい機関として創設す
る提言をいただいたが、現在の諸状況からして
まったく新しい機関としてこれを設置すること
が困難であるため、大学共同利用機関である学
位授与機構を母体として、これまでの業務に併
せて大学評価に関する業務をも行う機関への改
組拡充を図ることになった旨説明し、理解を求
めた。

以下、配付資料に沿って大学評価機関（仮称）
の創設準備に関する事柄の流れを紹介したい。

① 大学評価機関（仮称）創設準備委員会委 員名簿

国大協からは、阿部、田中、丹保、長尾、蓮

實の5学長に参加いただいている。また、丹保学長は、このほど大学基準協会会長に就かれ、同協会会長の立場でもご参加いただいている。

② 大学評価機関（仮称）の創設準備に関する経緯

創設準備に関する経緯として、行政改革会議最終報告及び中央省庁等改革基本法で大学評価体制の充実が要請されているという背景、大学審議会答申の関係部分を抜き出した。

③ 大学評価機関（仮称）の創設準備組織要項

学位授与機構に創設準備室を置く（要項1）、創設準備に関する重要事項を審議する機関として創設準備委員会を置く（要項2）とされた。

④ 大学評価機関（仮称）創設準備室及び創設準備委員会組織運営要項

第3条2で、創設準備委員会において審議する事項として、機関の組織編制及び運営上の諸問題に関する事項(一)、機関の施設・設備に関する事項(二)、その他創設準備委員会が必要と認める事項となっている。

⑤ 大学審議会答申（平成10年10月26日）の抜粋

②で触れた答申が提言した多面的な評価システムの確立、第三者評価システムの導入等について説明した。

⑥ 国立大学協会大学評価に関する特別委員会の概要

⑦ 大学評価機関に関する研究会の概要

国大協、科研費の研究会での検討を十分踏まえながら創設準備委員会の審議を進めていくこととしており、それぞれの概要を示し紹介した。なお、大学評価に関する特別委員会がこの4月にまとめた「大学評価機関についての論点整理」について田中委員から紹介いただいた。

⑧ 諸外国における第三者評価の概要

研究会の調査などを参考に文部省で簡単に整理し紹介した。

⑨ 大学評価機関（仮称）の創設準備に関する検討事項（案）

設置の趣旨、目的、名称、事業（大学評価事業、調査研究、情報収集・提供事業）、組織運営体制、その他について検討していくことを確認した。なお、〔参考〕の「評価の内容・方法」及び「評価の実施体制」は、科研費の研究会、大学審議会等における検討を参考としつつ、現時点でのイメージとして創設準備委員会での検討の素材として整理したもの。

⑩ 大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員名簿（案）

創設準備委員会の下におかれた専門委員会には、国大協の特別委員会から天野、内田、金子各委員に参加いただいている。また、科研費の研究会からも参加いただいている。

⑪ 大学評価機関（仮称）創設準備委員会の開催日程（案）

向う1年間のスケジュールである。来年3月には創設の概要をまとめていただく予定である。12年度創設に向けて重要な概算要求があるので、7月は2回開催し、基本方針について審議いただく予定である。この間、科研費の研究会では6月中にはこれまでの研究の内容を中間的にまとめることとしているが、この研究会、国大協での論議、また学長アンケートの結果をも踏まえながら、全力で創設準備のための実施体制づくりに努めてまいりたい。

⑫ 学位授与機構の概要

(2) 科研費による研究グループの動きについて
長谷川企画課長から次のように説明があった。

前述のとおり、研究会では6月を目途に中間まとめを行うについて、4月、5月にW・G会議を2回開催し、たたき台の案をもとに議論を進めたが、6月14日に引続きW・G会議を開催し、そのうえで全体会議を開催する予定である。現在、5月に示されたたたき台の案について研究会の各委員から意見を寄せられて、これの整理に入りつつある状況にある。その内容・構成としては、ほぼ次のような形でまとめられるものと思われる。第1章は、科研費で大学評価機関についての研究が行われた背景、あるいはその前提となる状況について、さらに、大学評価機関の基本的性格や形態について総論的に論点整理を行う。第2章で、評価事業を実施するための体制について、具体的には評価者をどう位置づけるか、また、評価委員会について、その委員の構成、委員の選考についてどう考えるか、評価者の研修等についてどう考えるか、さらに専任教員組織や事務組織の体制をどう考えるかといった機関のイメージについてこれまでの検討を整理する。第3章として、大学評価機関の行う評価の内容・方法について、総論的分析・教育評価・研究評価・社会貢献活動・その他の評価など、それぞれの視点ごとに検討をまとめていく。さらに、大学評価機関の調査研究事業や情報提供に関する研究についても今後論議を深め、まとめに盛り込むことなどである。

引続き、創設準備委員会の委員でもある田中委員から、同日の創設準備委員会の議論の模様について、同委員自身による『論点整理』の趣旨説明を含めて報告があった。またその翌日(5.26)開催された同委員会専門委員会における議論の模様について、同専門委員会委員でもある金子委員から報告があり、天野、内田両委員から補足があった。

以上の説明・報告について、創設準備委員会と同専門委員会との関係、専門委員会の検討事項と権限、大学評価機関(仮称)と大学基準協会との関係、大学評価機関(仮称)の規模、大学評価機関(仮称)の評価の重点対象(教育評価、研究評価)、創設準備委員会への要望の必要、等について意見交換が行われた。

(3) 大学評価機関に関する学長アンケートの結果について

W・Gの金子委員から、4月7日付阿部委員長名をもって各大学長宛行った大学評価機関についてのアンケート結果について、配付資料にもとづき次のように報告があった。

各学長宛伺った質問項目は、1)第三者評価機関の基本的な理念と目標とするべき点、2)その具体的な活動の形態と内容のあり方、3)今後の国立大学としての検討の進め方と設置後の関与のあり方、の3点であり、これに対して、5月6日までに83大学から回答をいただいた。その回答の全文は大学名を付さないで巻末に掲載している。なお、回答は、学長個人としての意見と、学内で何らかの議論をされたうえで答えられているものがあるようである。

以下、質問項目に沿って整理した資料にもとづき、要点をご報告したい。

1) 基本的な理念と目標

大学評価の必要性については、積極的に認めるべきだという意見が多かった。

基本的理念については、効率性よりも高度化と活性化が重要である。また、長期的視点が必要である。初めから枠をはめるのではなく開放的で進化するシステムとすべきであるという意見が多かった。

理念に関わって、『論点整理』において必ずしも十分でなかった点としては、国立大学の存在

理由、国立大学のみを対象とすべきものかどうか、国費によって評価するにはどういう意味があるのか、といった意見があった。

2) 具体的な活動の形態と内容

① 評価の対象・内容・方法

研究評価については既にいろいろな機関で行われているので、第三者評価機関で改めて大学を対象としてやる必要があるのかどうか、教育評価は非常に難しいが、むしろ、教育の方こそテーマになるのではないかという意見があった。また、社会サービス、地域への貢献も評価の対象にすべき、大学間の差異、評価の尺度の多元化など、大学の多様性を考慮に入れた評価をすべきという意見が多かった。ほかに、各大学の自己点検と改善のサイクルに役立つような、いわゆるメタ評価としての役割を第三者評価機関はもつべきだという意見、評価が効率性をもたらすといわれているが、どうかよく議論する必要があるという意見があった。

② 具体的な評価の形態

『論点整理』では、「学部・学科評価」、「大学情報データバンク」、「テーマ別評価」の3つの方向について整理したが、「学部・学科評価」については、評価を行うには膨大な人員と経費がかかるであろうが、それを覚悟でやるべきであるという意見があり、それ以外では、大学基準協会との関係の調整が必要ではないかという意見が多かった。

「大学情報データバンク」については、これを積極的に支持する意見がかなりあったが、一方で、大学ランキングに結びつくことの危惧を指摘する意見もあった。

「テーマ別評価」については、比較的好意的な意見が多かった。特に教育の面で大学が自ら考えているような改善に結びつけやすいのでは

ないかという意見が多かった。ただ、テーマ別評価では、特に実際にどのようにやるのかということが問題だという指摘があった。

③ 大学評価機関の組織

「大学評価機関の組織」については、『論点整理』ではまったく触れてないが、この点について、基本的には大学評価機関の運営には国立大学の声を取り入れよという意見、同時に、評価の結果については異議申立てのプロセスをはっきりさせよという意見があった。それから、第三者評価機関を既にある評価機関と競合するようなものとして独立した権威あるものとするべき、大学評価に関して専門的な知見を蓄積するような教育研究機能をもつべき、あるいは、大学の改革改善のコンサルティングの機能を考えるべき、という意見もあった。

3) 今後の検討の進め方と、設置後の関与のあり方

国大協を中心に合意をつくっていくべきである。外国の例に捉われず、日本の大学の特性に十分配慮した独創的な案を国大協として意見調整していくべきである。その際に、本特別委員会での審議と、それにもとづく各大学との意見のやりとりが必要、大学自身としても、大学内での評価機能を強化し、これと評価機関の評価を有機的に結びつけることが必要であるという意見が多かった。

設置後の関与については、積極的に関与すべきという意見があった一方、基本的には社会との生産的な緊張関係があるべきで、そういった観点からは国立大学の参加の仕方には注意を要するという意見があった。また、今後の特別委員会の審議についても、基本的には本特別委員会での議論と各大学での議論を有機的に結びつけるようなアンケート、その他の方法を考える

べきであるといった意見だった。

(4) 今後の審議の進め方について

大学評価機関（仮称）創設準備の状況、大学評価機関についての学長アンケート結果を踏まえ、本特別委員会の今後の審議の進め方について意見交換が行われた。

その結果、国大協として、要望書を大学評価

機関（仮称）創設準備委員会委員長に提出することとし、委員長が会長と相談してこの文案を作成することが了承された。

また、今回の学長アンケート結果報告を来る総会に提出するとともに、予め各学長宛送付することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日 時 平成11年6月29日(火) 10:30~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

四ッ柳、金子、中嶋、松尾、丸山、有本、立川、内田、田中、天野各委員
伊藤専門委員

(文部省)長谷川企画課長、岩本企画課課長補佐

(学位授与機構)井上管理部長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 大学評価のあり方について

(1) 報告事項

委員長から、次のような報告があった。

- 先の総会で、本委員会の活動について、①作業委員会で「大学評価機関についての論点整理」をまとめ、各学長への意見照会の結果を取りまとめたものを各学長に送付し、②各学長の共通した意見は、大学評価機関の必要性については積極的意見が殆どであり、立派な機関を作るべきであるとのこと意見であり、各論についても色々意見はあったが概ねご賛同いただいたものと理解している旨報告した。また文部省が学位授与機構に大学評価機関創設準備委員会（以下「創設準備委員会」という。）を設置したことについても報告した。
- 前回の委員会で審議した、大学評価機関の

在り方について創設準備委員会に要望することについては、総会の承認を得て要望書を提出した。また学位授与機構長にも同じ要望を伝えた。その際、各大学長はこの機関の創設について概ね賛成で、基本的に積極的な意見が多かったことを双方に伝えた。

(2) 大学評価機関に関する研究会の（中間まとめ）について

長谷川企画課長から、次のような説明があった。

科学研究費補助金による大学評価機関に関する研究会（以下「研究会」という。）がこのたび「大学評価機関に関する研究(中間まとめ)」(以下「中間まとめ」という。)をまとめた(資料配布)。来年3月最終報告を出す予定である。中間まとめでは、大学評価機関を創設することについての背景、前提、機関の基本的性格、形態、実施事業、実施体制、評価者についての考え方、評価委員会の構成、その委員の選考基準、教員

組織、事務組織、行う評価の内容、方法等を記述している。

昨年11月、国立大学協会から、大学評価機関創設に当たって基本的に考慮すべき事項として、「評価と情報収集・提供、調査研究の第三者機関に関する要望」をいただいたが、その趣旨もこの中間まとめに含め記述されている。

この中間まとめは、創設準備委員会の方にも提供している。各大学長にも参考としてお送りしたい。

ついで各委員から、次のような意見があった。

- 大学評価機関と評価の対象となる大学とはどのような関わり方をするのか、公私立大学は希望があればこの機関の評価を受けるように書かれているが、国立大学については全部評価を行うのかどうかははっきり書いておかないと良くない。大学共同利用機関という機関の性格から誤解されるおそれがある。
- 科学研究費による研究であり、どこまで立ち入って書けるかという問題もあるが、その点は、最終まとめの段階までに検討されよう。
- 国大協は、総会で大学評価機関の創設に積極的に参加することを表明しているのであるから、実態としては当面、国立大学を対象として評価が進められることになる。この機関の方で評価対象をどのようにすると規定するのは難しい。
- 公費の支援を受けた公共的機関である大学の状況を社会に明らかにするために評価が行われることが記されている。私立大学も公費助成を受けているので、どういう手続きで評価が実施されるのか示されていないと、これが発表されたときに混乱する。
- 大学評価機関が権威でなく権力だけ持つよ

うな機関になっては困るので、この機関自身も何等かの形で評価されなければならない。そのことを書いておく必要がある。

- 大学共同利用機関として大学評価機関を創設するならば、国大協としては、この機関に国立大学の意見をきちんと伝える組織を持つべきであり、国立大学が意見を言い得ることをはっきり確認しておかなければならない。
 - 大学評価機関の評価結果が、大学への資金配分や大学の統廃合等へ影響することが予測され、私学助成への影響の可能性も考えられる。これは重要な問題であり、この機関の評価が公正であるよう常にチェックする保証がないと非常に危ない官僚機構ができることになる。
- (3) 大学評価機関に関する概算要求について
- 長谷川企画課長から、次のような説明があった。

大学評価機関の創設に向けて、平成12年度概算要求の準備をしておき、創設準備委員会等のご意見を踏まえて進めていきたい。この機関は基本的方向として、現下の状況から新機関を独立して創設することが困難なので、学位授与機構を新機関に改組し、大学評価機関としての事業と従来の学位授与機構の事業を併せて実施する機関とする。平成12年4月からの改組を予定しており、事業内容は①大学評価事業、②調査研究事業、③評価情報の収集、分析、提供事業である。また組織としては、現在の教職員34人(教官10人、事務官24人)を拡充し、教職員155人(教官31人、事務官124人)の規模とし、管理部、評価事業部という事務部門と教育研究評価開発部門、評価システム研究開発部門、評価情報研究開発部門からなる大学評価研究部が構想されている。評価事業の内容については、教育評価、

研究評価等を5年周期で実施することとして考えているが、今後創設準備委員会の専門委員会で細かく検討していただき進めるつもりである。この機関のための人員増については、定員増が困難なので、事務官については、3年次計画で各大学から1人ずつ定員を振替えていただいで整備したいので宜しく願いたい。

ついで各委員から、次のような意見があった。

- きちんとした大学評価機関を作るべきであり、定員振替えは良いと思うが、国立大学が全面的に協力するためには、国立大学が共同体としてこれに参画するという意識を持つ必要がある。
- 新機関の教員人事の在り方として、公募制とか外国人専門家の採用も考える等人事の透明性を増し、説明責任を高めていく配慮が必要である。実力ある専門家が評価することが必要であり、また大学教官が任期制でこの機関の教官になる人事交流も必要になると思う。
- どういう人が評価に当たり、その人をどのような形で選ぶかは、この機関を国立大学が権威ある機関と考えるか否かの分かれ目になる。
- 大学評価機関の情報公開が必要であり、それがあればチェックも可能であり、この機関が進化していくことも可能となる。
- 国立大学が積極的に人員を出して実力と権威のある大学評価機関をつくり責任を果たすとともに、きっちり発言もしていくというように明快な位置付けにしたほうが社会の受けとり方も良い。この委員会で提案し、この機関設立に国大協として事務官の定員振替え等積極的に協力することを会長声明等の形で出せるのではないか。文部省主導でこの機関が

作られると理解されるとうまくいかない。

- 国立大学はよろず消極的と社会からみられているので、積極的な姿勢を示したほうがよい。全大学のデータを入れ、具体的に国立大学の活動を示す必要があり、研究論文数などみれば国立大学がかなり良く活動していることが分かる。国大協の広報部門もこれから強化する必要がある。
- 大学の規模にかかわらず各大学で1人ずつ定員を振替える点についても説明が必要であるが、これは全国立大学が評価対象として位置付けられ、各大学の協力によりこの機関を創設するというこの機関の役割、性格からである。
- 国立大学が独立行政法人化されたら、一層この機関は必要である。教育・研究の評価は一般の事業の評価とは違った特色があるとの観点から、この機関がその役割を果たす必要があり、総務省や文部科学省の評価委員会の評価だけでもって大学が評価されることのないようにする必要がある。この機関の評価が使われれば大きい意味がある。
- 独立行政法人の評価は、資源配分と直結しているが、大学の評価は、日本の高等教育のレベルをあげることが目的であり、大学評価機関による評価結果が資源配分と完全に直結することはさけない。そのためにこの機関の評価は何を評価するのかがはっきりする必要がある。
- 今後この機関の具体的な事柄が決まっていくことになるが、国大協で本格的に検討がされないまま、それが既成事実化していくのでは国大協の主体性が問われる。国大協から委員として創設準備委員会に参加しているが、国大協の組織構成員の大方のコンセンサスを

もとに発言したいと思っている。本委員会で作業グループを設け、この機関の具体的な面についても検討し、提案していくべきである。以上の後、委員長から次のように述べ、了承された。

本日、科学研究費補助金による大学評価機関についての研究の中間まとめ及び大学評価機関についての平成12年度概算要求について種々ご意見を伺ったが、各大学から事務官の定員を大学評価機関に1人ずつ振替えることを含め、国

大協として積極的に大学評価機関の創設に対応することについて、本日の会議の模様を会長に報告し、国大協としてどのような形で表明するか相談したい。また今後要望すべき事項があるときは、WG（座長：立川委員）で検討のうえ、適時要望していくこととしたい。WGメンバーの追加については、お申出あるいは必要のつど立川座長と委員長とで対応することとさせていただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第8回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成11年6月4日(金) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

岡本、伊藤各委員

中野専門委員

(傍ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より「傍ぎょうせい」の出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員の交代について

委員長より、概ね次のように諮られ、了承された。

去る3月31日付をもって異動(退官)された、中西釘治委員(東京大学事務局長)及び伊藤公紘委員(東京工業大学事務局長)の後任委員として、本日、欠席であるが、板橋一太東京大学事務局長及び渡邊 隆東京工業大学事務局長に委員を委嘱したい。

2. 「国立大学協会五十年史」の“特別寄稿”について

委員長より「国立大学協会五十年史」の書名について、次のように諮られ、了承された。

「国立大学協会五十年史」の書名は、正式には漢数字を使用することをお諮りする。なお、国立大学協会50周年記念行事準備委員会(以下、準備委員会と略す)の名称は現行どおりとしたい。

続いて、委員長より、次のように述べられた。前回準備委員会において“特別寄稿”で取り上げる5つのテーマ(入試問題、教養部改組の問題、留学生問題、教室系技術職員の待遇改善の問題、教員養成の問題)が決定したのを踏まえ、去る5月10日作業委員会を開催し、執筆候

補者について検討した結果、「特別寄稿(第二次案)」の通りの案を取りまとめたので、協議いただきたい。

これについて協議の結果、次のとおり了承された。

- (1) 留学生問題については、国際交流というテーマに修正し、教官・学生の両方を含め、その範囲を拡大した形で執筆を依頼する。
- (2) 執筆の第一候補者は、第二次案のとおり(入試問題は熊谷信昭元大阪大学長、教養部改組の問題は坪井昭三前山形大学長、国際交流は中嶋嶺雄東京外国語大学長、教室系技術職員の待遇改善の問題は梶井 功東京農工大学長、教員養成の問題は木下繁彌前大阪教育大学長)とし、来る6月10日の理事会に諮り、了承を得た上で、委員長が執筆候補者との交渉に当たる。
- (3) 最小限見開き頁で4頁は欲しいので、執筆分量は400字詰め原稿用紙10枚～15枚をお願いします。
- (4) 原稿締切日は平成11年12月末日とする。
- (5) その他、①特別寄稿の欄に顔写真を掲載するため提供を依頼する、②執筆者から資料提供の依頼があれば国大協事務局が対応する、③原稿依頼の際は「働ぎょうせい」と相談し、執筆要領をつける。

3. 国立大学協会の組織図について

委員長より、次のように述べられた。

これについては前回準備委員で議論いただいたが、本日、事務局が修正案を準備したので、協議いただきたい。

これについて協議の結果、①協会の会務を総括し協会を代表する者として会長をトップに図示し、②会長を補佐する者として副会長を入れ

る、また③常務理事会を理事会を補助する組織として位置づける、ことが決定した。

また、特別寄稿のテーマ・執筆候補者、及び国立大学協会の組織図については、来る6月10日開催の理事会に披露し、了承を得ることとなった。

4. 「年表」について

「働ぎょうせい」より、概ね次のように述べられた。

昭和20年～43年までを取りまとめた。本日、執筆の方針についてご協議いただき、ご指示いただければ、今後はその方針に沿って作業を進めていきたい。なお、国大協の前史に関しては、一般事項のみを拾い出したが、国大協の動きの部分は中野専門委員の原稿から拾いだし記載したいと考える。

続いて、兵藤委員から提出された意見を参考資料として、配付資料の「年表(案)」について協議した結果、概ね次のような結論となった。

- (1) 国大協前史は、例えば新制大学の発足に係る文部省等の動きに絞るとか、簡略化した方がよくはないか、という意見が兵藤委員よりでているが、この部分は中野専門委員の原稿ができた段階で調整する。
- (2) 総会開催の個所は、具体的記述がないところが散見される。何を中心に議論したか、総会の性格がわかるように、会報を見て重要議題を選んで、二、三項目を記載する。
- (3) 年表の記述方法は、主語は前に置く形に統一すると共に、文章体とし読みやすくなるよう工夫する。但し、「国大協の動き」の欄は、基本的に国大協が提出・要望したものは主語は省略する。
- (4) 例えば「昭和26年11月12日 京大事件」等、

事件内容の説明が欲しい箇所があるので、それらの箇所は事件の簡単な説明を加える。

(5) 「一般事項」の欄の記述は、『学制百年史』を中心に拾っているが、『近代日本総合年表』『教育年鑑』等も調べ、極力広い範囲で必要な事項を選びだす。

(6) 法令名・審議会名については、年表の原稿が完成した段階で、出てくる名前を整理し、

例えば記載頻度の高いものについては初出はフルネームで記載し以後は略称を用いる等、その取扱い方を「銚ぎょうせい」が整理して提案する。

(7) 大学名は、当面はフルネームで整理し、略称を用いるか否かは、後で結論を出す。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日 時 平成11年5月7日(金) 16:00~17:20

場 所 文部省5B会議室

出席者 (文部省)佐藤, 小野, 佐々木, 工藤, 吉澤, 田中, 石川各委員
遠藤, 若松各審議官, 荻原, 清水, 木谷, 高塩, 合田各課長, 小池企画官
(国大協)蓮實, 阿部, 中嶋, 梶井, 鈴木, 長尾各委員
板橋, 黒川, 伊藤各専門委員

蓮實議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり、ついで佐藤事務次官から次のような挨拶があった。

例年この時期の特会協議会は、来年度の予算要求の方針についてご意見をいただきながら編成方針を決めていくことを行っているが、そのこともさることながら、今年は特別の事項があると思っている。予算そのものも、平成13年1月に省庁再編が予定されていることから、平成12年度予算要求において文部省と科学技術庁と同じ組織になった予算編成をする必要がある。また、現在国会で審議中の学校教育法については、行革に関連して大きな関心を持ってその行方を見守っているところであり、それらの状況も含めて後刻各担当から説明申し上げるので、忌憚のないご意見を伺いたい。

以上のような挨拶があったのち協議に入った。

〔協議〕

◎ 国立学校特別会計及び関連の諸課題について

初めに、佐々木高等教育局長から次のような説明があった。

① 学校教育法等の改正について

今国会に提出した、学校教育法等の一部を改正する法律案は、去る4月21日、衆議院において共産党を除く全各派の賛成によって原案どおり可決された。本日、参議院において同法案の趣旨説明が行われ、今後引続き、文教科学委員会において審議が行われることになっている。衆議院段階での審議の主な論点としては、評議会、教授会と学長、学部長との関係、評議会、教授会の審議事項、運営協議会の性格、構成、教員選考における学部長の関与などが問題になったが、審議の大勢としては、国立大学が社会に開かれた存在として、社会的責任、とりわけ教育における社会的責任を積極的に果たしてい

くべきであるという観点からの議論が多かったと受け止めている。今後、学校教育法の成立を受けて速やかに設置基準等の改正など関係法令の整備を行い、平成12年度からの実施に間に合うよう対応していきたい。

② 国立大学の独立行政法人化の問題について

4月27日に中央省庁等改革推進本部において、「中央省庁等改革推進に関する方針」が出された。その中に、独立行政法人に移行する機関、事業が列挙されているが、文部省関係では、従来の機関に加え新たに大学入試センターを加えて平成13年4月から独立行政法人に移行することになっている。なお、大学入試センターの独立行政法人化については、センター試験が国公私立大学を通じた大学全体の共通試験として社会的に定着し、必ずしも自らこの試験を実施しなければならない必要性が乏しくなっており、また、センター試験業務の相当部分を占める試験実施業務が定型の性格が強くと独立行政法人化による業務の効率化を図る余地があるということもあってこれを受け容れた。

また、「独立行政法人通則法」案については、去る4月27日閣議決定され、翌28日に国会に提出された。この法案においては、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項は機関ごとに別に個別の法律で定めることになっている。それと合わせて独立行政法人の制度設計として主務大臣による3年～5年の中期目標の設定、各独立行政法人の中期目標に基づく中期計画の作成と主務大臣の認可、各独立行政法人による年度計画の作成、主務大臣による業務実績の評価、各独立行政法人に対する業務運営、その他の勸告等が規定されている。そこで、この通則法では、中には個別法に委ねられている

ものがあるが、個別法に委ねられてない、通則法で一般的に規定されている、たとえば中期目標とか中期計画、あるいは主務大臣の認可、業務実績の評価といった事柄について、独立行政法人化する機関の目的、性格に応じて個別法に定めて制度設計と異なる仕組みをとることができるのかどうかということが問題になる。これについては、中央省庁等改革推進本部と議論しているところであり、文部省としては、独立行政法人化する機関の目的、性格によっては通則法と異なる仕組みをとることはある程度は可能ではないかと理解しているが、改革推進本部からは明確な答えはいただいていない。そういう状況ではあるが、国家公務員の定員削減の問題があるということを念頭におくと、教育研究水準の低下を招かないことを前提として、国立大学及び大学共同利用機関等についての独立行政法人化の可能性とメリット、デメリット、あるいは制度設計についてどのような枠組みなり弾力化を図ればいいのかといったことについての検討を速やかに開始する必要があるのではないかと考える。

③ 定員削減等の問題について

現在第9次定員削減計画が進行中であるが、他方で「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」が去る4月27日閣議決定された。これについて、平成13年度から10年間において国の行政機関の職員について少なくとも10%の削減を行うとともに独立行政法人化等により国家公務員数を25%削減することとされている。これらの具体的実施方法等については未だ示されていないが、13年度からの実施ということなので、12年の夏頃にはこれを固める必要があるだろう。国立大学については、独立行政法人化の議論とも絡んで厳しい対応を迫られると思わ

れる。いずれにしても中央省庁等改革基本法に示された10%の削減を求められるのは必至である。仮に10%の純減ということになると、従来のように事務職員だけで対応することは不可能であり、教官についても相応の削減が必要になってくるのではないか。また、「行政コスト削減に関する取組方針」(平成11年4月27日行政改革推進本部決定)において、各省庁が所管する行政分野ごとに行政コストを10年間で30%削減することを目標とすることとされている。詳細は不明だが、今後この方針にもとづいて厳しい削減がとられるものと考えられる。

④ 会計制度等の柔軟化の問題

大学審議会答申においても、国立大学における教育研究経費の使途や繰越の取扱い、事務の簡素化等について弾力化すること等の指摘がある。現在関係省庁とも協議しているが、一般的な機構、制度の中でどの程度大学の教育研究の特色に応じた特例を設けることができるのかという観点からの検討を進め、速やかに改善等をまとめ、できるものから順次実施していきたい。

⑤ 大学評価機関の問題について

大学審議会答申で提言された第三者評価機関については、平成12年度創設を目指して11年度予算に創設準備費を計上した。この大学評価機関をまったく新しい機関として創設することは現下の厳しい行財政事情の下では困難であるということから、既存の学位授与機構を母体として、これまでの学位授与機構の業務に加えて大学評価に関する業務を合わせて行う機関として同機構を改組拡充する方向で準備を進めていきたい。具体的には本年4月から学位授与機構の中に大学評価機関創設準備室を設け、また創設に向けてさまざまな課題について審議いただく機関として創設準備委員会が設けられた。創設

準備委員会における当面の課題としては8月末の概算要求に向けて、どのような形で組織をつくるのか、またどのような手順で評価を行っていくのか等について検討する必要があると考えている。

⑥ 予算関連について

教官等積算校費については、基幹的な経費としてその確保を図っていくことが大切だが、学問の進展に伴って学際領域が広がって実験・非実験の区分が曖昧になりつつあること、特に人文社会科学諸分野に関して、自然科学の充実などを背景に日常的研究に支障が生じてきているという指摘があること、大学院重点化したところを中心に多くの大学院研究科において積算以上に研究費が嵩む等の問題が指摘されている。校費の総額を伸ばすことが難しい状況の中で予算の配分方法等で何らかの工夫ができないか検討したいと考えている。

⑦ 大学院重点化の問題について

大学院重点化については、大学院を実質化しつつ、柔軟な研究組織編成を可能にする観点、教育研究拠点の形成を図るという観点から予算措置を進めてきたが、今回の学校教育法等の改正の中で、大学院研究科が大学における教育研究活動の中心的役割を果たしている研究科については学部と同等の大学の教育研究上の基本組織として位置づけることとしていること、大学院答申において、教育研究の形成については研究科全体でなくて、専攻を単位として客観的で公正な評価に基づき整備していく必要があるとの指摘があることを踏まえ、大学院の部局化ということと教育研究の形成とはそれぞれ異なる政策手段として推進していく必要があると考えており、こういった観点から従来の大学院重点化については見直していきたい。

⑧ 平成12年度特別会計の取扱いについて

平成11年度予算については、経費の合理化、効率化、重点化を図るとともに、当面の景気回復に向けて全力を尽すという観点から平成10年度の第3次補正予算と一体的に編成された。そういう状況の中で行われる平成12年度国立学校特別会計の概算要求についても、既定施策や事業の全般について11年度以上に厳しい見直しを行い、経費の節減合理化、自己収入の確保に向けて格段の努力を払う必要があり、また機構、定員についても新たな定員削減に向けての助走期間としての位置づけがなされていることから、極めて厳しい対応が求められることになると思われる。したがって、各大学からの要求に対しては厳しい財政事情を勘案して見直しを積極的に行って、特に行政組織の抜本的見直しを行って、行政職員の定員については、平成10年度から13年度までの間に第9次定員削減計画の実施を、合理化による300人以上の削減を上乗せして合計3千人の削減を行うこととしている。また、教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度までの間に5千人程度の削減を図ることとしている。また、学部入学定員については、臨時増募1,452名全てを12年度に廃止するほか、3年次編入学定員を設定する場合は学部入学定員も削減するとともに、大学院整備を行う際に学部入学定員の見直しを検討するなど全体として入学定員について整理をお願いしたい。

⑨ 大学等の整備について

各大学等の個性的発展ということを考え、たとえば、卓越した研究拠点の形成や産業界、地域社会との連携などに適切に対応するよう、各大学における検討の成果を踏まえつつ、構想の熟度、社会的要請等に応じて検討していきたい。

その際には、限られた財源なので、既存の組織や定員の有効活用を図り、後年度において財政負担の増加をもたらす組織の整備については厳に抑制したい。

以上の説明について、大学院重点化の扱いについて質問があり、佐々木高等教育局長から次のように補足説明があった。

大学院の重点化については、現在国会審議中の学校教育法改正法案において、研究科について部局化を図ることを可能としている。また、重点化の場合は、研究科全体を捉えて経費の配分を行っているが、大学審議会答申において、研究科全体ということではなく、個別の専攻を単位として今後伸ばすべき必要のあるもの、あるいは今後発展が期待されるものについては、個々の専攻を単位として重点的な投資を行うという提言がなされている。そういう意味で、大学院重点化については見直す方向で対応していきたい。

引続いて、工藤学術国際局長から次のような説明があった。

既に説明があったとおり国立大学にとっては極めて厳しい状況にあるが、学術関係について報告を兼ねて何点かお話し申し上げたい。

① 科研費について

科研費については今年度予算で1,300億円余を確保することができた。今後ともこの拡充に努めたい。科研費については、従来、文部省がすべて審査配分業務を行ってきたが、今国会で学術振興会法の一部改正を行い、過半の業務を同会に委ね、単に業務の簡素化ということではなく、これまで必ずしも新規採択率が高くない中で、事前、事後も含めた研究者、申請者へのサービス向上を図るべく体制を整備したい。

② 学術振興のあり方について

昨年の文部大臣の諮問を受けて、目下、学術審議会で、学術振興のあり方について審議中であり、近々、中間まとめを行ったうえこの夏頃を目途に答申を提出する予定である。種々議論がある中で、あらゆる分野で世界最高水準を目指した研究ということは難しいので、そこは、めりはりをつけながらどう推進していくかがこれからの課題と思っている。関連して、産業界との連携を進めながら、かつ資金の投入も含めてチャンネルを活性化していくよう仕組みを整えたい。もう一つは、留学生の関係である。留学生政策は、わが国の基本政策の一つであり、留学生10万人受入れ計画をさらに進めていく必要があるが、量的充実もさることながら、せっかく日本へ招いてもよい感情を持たないで帰国されるのは困るので、留学生一人一人を大事にするケアについて各大学での取組みをお願いしたい。

③ 文部省と科学技術庁との統合について

文部省所管の国立大学関係の研究機関と科学技術庁所管の研究機関は、分野のうえて重なる部分があり、今後、これら研究機関の再編という問題が出てくる可能性がないではない。その際、原理原則としては、あくまでも研究のアクティビティを高めるということが主目的なので、場合によっては、適切な競争関係と協調関係を保ちながら対応していくということが求められるのではないかと思っている。

④ 学術関係の来年度概算要求の取扱いについて

全体のスキームとしては明るい展望はないが、厳選しつつ研究の芽を育てるような形での対応を考えていきたい。そのためには、わが国として必要な研究分野の一層の推進ということ

とか、あるいは各大学での共同利用等の知恵の出し方の具合なども参考に研究基盤、研究条件の整備をさらに反映させるようにしたい。また、他方で、概算要求で予算を増やしたり組織づくりをすること以外に、予算執行を工夫することで成果を上げるということも必要と思うので、各大学とも既に努力いただいているとは思いますが、なお一層工夫いただきたい。

ついで、吉澤文教施設部長から次のような説明があった。

国立大学が保有する施設の要整備量は年々増えてきていて、築後20年以上経過したものが全体の約55%、1,200万平米ある。一方、キャンパスの狭隘化という問題もある。施設の基準面積そのものは平成6年に20%増の改定を行い、それに沿って整備を進めているが、大学院重点化等で大学院学生や留学生が増えてきていて、学生1人当たりをとってみると施設環境は必ずしもよくなっているとはいえない。また、研究の高度化の要請、情報機器、空調設備等インフラ整備の必要、地球環境問題からの省エネ対応などから施設の需要が高くなってきている状況にある。この間、平成8年から10年の3年間で3回の補正があったが、それでも老朽、狭隘の改善はあまり進んではない。限られた財源の中で施設費だけ伸ばすことは難しく、この際、施設の整備の仕方について工夫する必要があると思う。それが平成12年度以降の整備の方向に繋がるのではないか。その一つに、計画的整備ということは当然として、その中でも重点的整備を図るという考え方である。これは何をもって重点とするかということが論点になろう。もう一つは、既存施設の積極的活用という考え方である。改修ということであると、改築にかかる費

用の3分の2以下でできるので、できるだけ現在あるものを改修しながら大事に使っていくことが必要と思う。新しい組織や設備の対応においても、まず既存の施設を有効に活用するというを考えるべきであろう。また、これから建てる建物は百年耐久建築ということが考えら

れるべきであると思っている。

以上のような文部省からの説明の後、主として国立大学の独立行政法人問題、定員削減問題について質疑や意見交換が行われ、本日の協議会を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成11年 5月～6月

- | | | |
|---------|-------|------------------------------|
| 5月7日(金) | 16:00 | 特別会計制度協議会 |
| 10日(月) | 13:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会作業委員会 |
| 20日(木) | 15:00 | 第2常置委員会 |
| 24日(月) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| | 13:30 | 第7常置委員会 |
| | 15:15 | 第7常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会 |
| 6月3日(木) | 14:00 | 常務理事会 |
| 4日(金) | 10:30 | 大学評価に関する特別委員会 |
| | 14:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 10日(木) | 13:30 | 理事会 |
| 15日(火) | 10:00 | 第104回国立大学協会総会〔第1日目〕 |
| | 12:00 | 理事会 |
| 16日(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 10:00 | 第7常置委員会 |
| | 13:30 | 第104回国立大学協会総会〔第2日目〕 |
| 18日(金) | 10:00 | 第71回事務連絡会議 |
| 29日(火) | 10:30 | 大学評価に関する特別委員会 |

第104回総会国立大学協会事業報告

(第103回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (44回)

(1) 第103回総会

10.11.11 (水)

10.11.12 (木)

(2) 理 事 会

11. 3.18 (木)

11. 6.10 (木)

(3) 常務理事会

11. 2. 5 (金)

11. 6. 3 (木)

(4) 第70回事務連絡会議

10.11.13 (金)

(5) 常置委員会 (15回)

1) 第1常置委員会〔理念, 体制・組織, 管理運営〕

(主要審議事項) ①大学審議会答申の法制化について

(委員会開催状況)

11. 1.19 (火) 本委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

(主要審議事項) ①大学入試の情報開示の問題について

②大学入試センター試験の理科の受験について

③国立大学の平成13年度入学者選抜の基本方針

④平成12年度国立大学入学者選抜における留意事項

(委員会開催状況)

10.11.26 (木) 本委員会

11. 3.17 (水) 小委員会

11. 4.14 (水) 小委員会

11. 5.20 (木) 本委員会
- 3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕
 (主要審議事項) ①学生の健康教育, 健康管理についての要望について
 ②教養教育の改善充実と放送大学との連携協力推進
 (委員会開催状況)
 11. 4.13 (火) 本委員会
- 4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕
 (主要審議事項) ①教務職員の問題について
 ②国立大学の教員等の待遇改善に関する要望について
 ③人事院勧告の取扱いに関する要望について
 (委員会開催状況)
 10.12.11 (金) 作業委員会
 11. 4.28 (水) 作業委員会
 11. 5.24 (月) 本委員会
- 5) 第5常置委員会〔学術交流〕
 (主要審議事項) ①日米新プロジェクトの参加大学について
 ②UMAP 理事会及びUCTS の報告
 ③UMAP 日本国内委員会会則(案)等について
 (委員会開催状況)
 10.11.12 (木) 本委員会
 11. 4.21 (水) 本委員会・小委員会
- 6) 第6常置委員会〔財政〕
 (主要審議事項) ①平成11年度国立学校特別会計予算について
 (委員会開催状況)
 11. 4.26 (火) 本委員会・小委員会
- 7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕
 (主要審議事項) ①情報公開法について
 (委員会開催状況)
 11. 1.27 (水) 小委員会
 11. 4.23 (金) 小委員会
 11. 5.24 (月) 本委員会・小委員会

(6) 特別委員会 (14回)

1) 医学教育特別委員会

- (主要審議事項) ①医学教育に関する当面の諸問題について

(委員会開催状況)

11. 4.21 (水) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) ①国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

(委員会開催状況)

11. 3.30 (火) 本委員会・専門委員会

3) 大学評価に関する特別委員会

(主要審議事項) ①大学の評価の在り方について

(委員会開催状況)

10.12.22 (火) 本委員会

11. 1.11 (月) WG

11. 1.25 (月) WG

11. 2. 4 (木) 本委員会

11. 4. 2 (金) 本委員会

11. 6. 4 (金) 本委員会

4) 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会

(主要審議事項) ①大学教育におけるリベラル・アーツの役割について

(委員会開催状況)

10.12.21 (月) 本委員会

(7) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

(主要審議事項) ①国立大学協会五十年史の編纂方針について

(委員会開催状況)

10.11.18 (水) 本委員会

10.12. 9 (水) 本委員会

11. 2. 9 (火) 本委員会

11. 3.19 (金) 本委員会

11. 6. 4 (金) 本委員会

(8) その他の諸会合

10.11.19 (木) 税制改正要望についての意見聴取 (自民党文教部会)

10.12. 9 (水) 大学審議会答申についての意見聴取 (民主党文教部会)

10.12.11 (金) 文部省と国大協との懇談会

10.12.16 (水) 全国高等学校長協会との懇談

11. 3.31 (水) 学校教育法等の一部を改正する法律案についての意見聴取 (民主党文教

部会)

- 11. 5. 7 (金) 特別会計制度協議会
- 11. 5.10 (月) 全国高等学校長協会との懇談
- 11. 6. 3 (木) 日本私立大学団体連合会との懇談

2. 要望その他の諸活動

- 10.11.12 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の「評価と情報収集・提供, 調査研究の第三者機関」の具体化に関連する要望
- 10.12.11 「国立大学の学生納付金について」の要望
- 11. 2.10 大学審議会答申に基づく法制化について要望
- 11. 6. 3 大学審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」(中間まとめ)に対する意見提出

3. 要望書の受理

前回総会以後, 本協会宛に提出された要望書は下表のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
10.11.17	全国国立大学農学系学部長会議	国立大学農学系学部附属施設の整備・充実について 1. 技術系職員の組織充実 2. 技術系職員の処遇改善及び研修制度の確立 3. 教官組織の充実 4. 建物・施設・設備の整備・充実	第4常置委員会
10.12.14	第22回国立大学51工学系学部長会議総会	1. 工学系大学院の教官の充実について 2. 大学における助手及び教育・研究支援職員の充実について 3. 文教施設整備について 4. 大学院博士後期課程学生のための経費基盤の整備充実について 5. 学部別授業料制度の実施反対について 6. 青少年の理工学啓蒙対策費の充実について	第1常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会
11. 1.28	平成10年度夜間主コース設置大学学部長会議	1. 夜間主コース専用施設及び設備の充実について 2. 夜間主コース担当教職員に対する処遇について 3. 夜間主コースの教育支援体制の充実について	第4常置委員会

11. 2.26	全国大学高専教職員組合	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の法案策定・法制化に関する要望	第1常置委員会
11. 3.25	国立高等専門学校協会	大学編入学手続きについて（要望）	第2常置委員会
11. 3.30	日本商工会議所	大学入学の推薦基準となる商工会議所検定資格の採用のお願いについて	第2常置委員会
11. 4.17	日本数学会	入試情報開示に対する要望	第2常置委員会
11. 5. 7	女性科学研究者の環境改善に関する懇談会(JAICOWS)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学・研究機関等における研究者の性別構成の公正化について 2. 研究プロジェクトへの男女共同参画を目指すことについて 3. 女性科学研究者の実態把握のために調査を行い資料を整備することについて 4. 育児環境の整備について 5. 研究遂行における通称（ないしは旧姓）の使用について 	<p>第3常置委員会</p> <p>第4常置委員会</p>
11. 5.10	国立大学等保健管理施設協議会	学生の健康のための「保健管理センター」活性化に関する要望	第3常置委員会
11. 6. 7	全国大学附属農場協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農場教職員の組織充実，処遇および諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増額について 3. 公私立大学附属農場に対する補助金の申請について 	<p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p>

4. 刊 行 物

平成11年2月 『会 報』第163号

平成11年4月 「日本の国立大学99」（リーフレット）

平成11年6月 『会 報』第164号

要 望 書

大学評価機関（仮称）の在り方について（要望）

平成11年 6月15日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

国立大学が高度の教育研究活動を通して国民の信託に応えるためには、その現状を厳しく点検評価し、自己改革に結びつけることが不可欠である。当協会はそうした観点から大学評価についての検討を積み重ねてきたが、大学評価機関の創設にあたって特に以下の点を考慮するように要望する。

1. 基本的な理念

大学評価機関の基本的な目的はまず、長期的な視点から大学における教育研究の高度化・活性化をもたらすことにある。評価を、短期的な視点からみた「非効率」の切り捨ての道具とすれば、結局は日本の教育研究活動の水準を低下させることになる。同時に大学評価機関には透明性が求められる。論理的な一貫性、厳格性が必要であることは事実だが、それを過度に強調するあまり、閉鎖的な「権威」を生み出すことになってはならない。またより実効のあるものにするためには、初めから完全な制度を目指すのではなく、様々な試行を積み重ねつつ、進化していくシステムであることが望ましい。

2. 具体的な形態

そうした理念を実現するための大学評価の対象、方法、内容等についてはきわめて広い選択の幅がある。そこから諸外国の事例を参考としつつ、我が国の大学改革の課題に応じて柔軟に独自の形態を探究することが求められる。具体的な形態の検討にあたっては、例えば、類似の活動を行ってきた大学基準協会との関係に留意すること、また大学に関する情報を体系的に提供することも評価の重要な機能であるが、単一次元のランキングは本来の意味を離れて解釈される危険があること、などを十分に考慮する必要がある。総じて、評価の過程において大学自身の自己点検・評価の成果を十分に活用すること、その結果に

についても各大学の自己改革に活用されるような形で発表されること、を軸として具体的な形態を工夫していくことが望まれる。

3. 大学評価機関の組織と国立大学

大学評価機関の基本は、大学と社会との間に生産的な緊張関係を作り出すことにある。当協会はその活動に様々な意味で協力を惜しまないが、そうした関係を基本としつつ、活発な活動を支える管理・運営組織を工夫しなければならない。評価結果についての異議申し立ての手続きなどを確立することも必要である。また大学評価機関は、大学評価の様々な方法について実証的に分析する能力をもつことがきわめて重要である。

個々の大学における自己評価および改革の努力と、大学評価機関による大学評価とが、有機的に組み合わせられることによってこそ、大学評価の実効があらわれる。当協会としては、国立大学における評価体制を強化するために今後とも努力する所存であるが、そうした見地から大学評価機関の在り方に対して適宜、要望を行ってまいりたい。そのためにも今後の設置準備委員会での審議について迅速な情報提供をお願いする。

{ 要望先；大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長，
学位授与機構長 }

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成11年7月14日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、特に、大学特有の専門職である技術職員については、平成10年度から組織上の位置付けを行い、行政職俸給表（一）7級定数の標準化及び同6級定数の大幅増が措置され、処遇の改善が図られたこと、また、本年度からは各大学を横断的に実施する研修制度が設けられ、資質の向上に向けた環境の整備がされるなど、関係各位のご努力に深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学においても、その取り巻く環境が大きく変わりつつあり、大学改革が喫緊の課題となっております。これらの課題に応えるうえで、今よりもまして大学自身はその教育・研究体制並びに運営体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を行うとともに外部評価も実施するなど、大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有意な人材を確保することが基本的な前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。また、平成7年に公布、施行された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点につき、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の急速な進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁する

ことは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の給与の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、平成11年度に改正された昇給停止制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 学長・部局長（事務局長等を含む。以下「部局長等」という。）について指定職の完全適用並びに指定号俸の引上げを図ること。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置するとともに、指定号俸の引上げを図る。

また、教育、研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが、まだ十分な状況とはいえないため、さらに拡大を図る。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、全学的な事項を審議・検討する委員会の委員等の学内教育行政の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

なお、部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくない。この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

夜間主コースを設置する大学・学部（夜間大学院を含む。）の教官は、実態としては昼・夜間両コースを担当せねばならず、その勤務形態は特殊なものであり、負担が過重となっている。

また、夜間主コースは、本来、主として社会人学生を対象とするものであるが、現実としては、教育上多様な対応を要する学生が多数入学し、教官の負担を増加させている。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇改善を図ること。

教育・研究支援職員等の職務は、科学技術の急速な進展と国際化により一層複雑・高度化し、その役割は更に重要性を増している。また、科学技術基本法においても、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であり、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保の必要性を指摘していることから、今後とも技術職員等の職務の専門性に見合う処遇が行われるよう措置する。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されているために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等が職務遂行意欲を欠く原因ともなり、ひいては大学運営に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職制度を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院において、看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要な

ものとなっている。

また、看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され、待遇の改善が図られてきているが、まだ十分とはいえない。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、初任給を含む給与水準の引き上げを引き続き図る。

また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

〔 要望先；人事院総裁，文部大臣，
大蔵省主計局主計官等 〕

資 料

大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）

平成 11 年 1 月 29 日
国立大学協会
大学教育における〈リベラル・アーツ〉
の役割をめぐる特別委員会

I 問題点

〈リベラル・アーツ〉教育あるいは〈教養教育〉ととりあえず呼ばれる、主に大学1，2年生を対象に行われている、〈専門教育〉に還元できない一般的な教育については、大きくまとめて次の二つの問題がある。

1) 制度的な問題 近年、全国の国立大学において進行した教養部あるいは教養課程区分の廃止、大学院を中心とする専門教育を重点とする再編などによって、この教育の責任母体が制度上、空洞化し、実施組織が大学教育センター、教養教育運営委員会等へ移行したことにより複雑で困難な学内調整を行わないと運営が難しい状況になっている。

2) 社会や文化の諸状況が大きく変わってきている今日、すでに、

① 教養主義や修養主義

② 一般教育（人文・社会・自然の三区分から一定数の単位をとらせる）

などのこれまでの教養教育の理念が、空洞化あるいは形骸化しつつあり、それを埋めるべく全国の大学で、さまざまなカリキュラムの実験が行われているが、まだ、これまでの教養教育の理念に十全に代わる、時代に即し、かつ現行大学制度のなかで実行可能であるような新しい理念を打ち立てられないでいる。

とりわけ、専門基礎教育（前専門教育）の必要性を強調する理科系と、非専門教育を重視する文科系のあいだの展望の相違が、全学的な合意形成を難しくしていること、また、理系・文系を問わず、各教官はそれぞれ専門家であり、自分の専門を超えてより一般的な教育を行うように訓練されてもおらず、さらには教育よりは研究を重視しがちな教官意識があらためられていないこともあって、そうした教育に抵抗感を持っている者が少なくないということを指摘しておかなければならない。

N.B. 今後、中高等学校教育の自由化ならびに高校から大学への進学率向上に伴って、大学入学者の基礎学力が大幅に低下することが予想される。特に、理科系においては専門基礎教育の充実に力を注ぐ必要が増大し、その分、一般的な教育が軽視されることが危惧される。

II 提 案

以上のような現状に対して、各国立大学ならびに国立大学協会は、この「主に大学1，2年生を対象に行われている、〈専門教育〉に還元できない一般的な教育」の根本的な重要性を、早急に制度的にも理念的にも、明確なイメージのもとに提示し、それを全大学構成員に周知徹底させるだけでなく、社会に対してもその教育の目的、効果、役割をはっきりと説明すべきである。

そのために、本委員会での討議を踏まえて、次のような提案を行う。
まずなによりも、

1. すでにさまざまなコンテキストを持つ従来の用語（「教養教育」、「一般教育」、「基礎教育」など）に代わり、この教育の新しい理念を提示できる新しい用語の確立が有効である。

N.B. この点に関しては、たとえば「専門教育」に対抗するという意味では「根幹教育」あるいは、「教養」という概念に代わるものとして「総合文化教育」などいくつか考えられるが、さらに具体的な提案を求める必要がある。

理念的には、

2. この教育は、

- (a) 第一に、専門的な知識を学ぶために、あるいは社会のなかにあって知的に責任のある振る舞いをするために欠かすことのできない基本「言語」の習得（論理的な日本語、諸外国語、古典語、数学、情報言語、法（国内法・国際法）の言語、身体言語など）
- (b) 第二に、必然的に国際的である社会のなかで、知に課せられた課題があり、それを担うことが知的人間の使命であることの自覚への促し（異文化理解、自然との共生、すなわち平和・人権・環境等の人類的課題についての啓蒙）
- (c) 学問が立ち上がってくる具体的な「現場」との接触を通じた学問への真の動機付け（理系・文系を問わずフィールド・ワーク、現実の場での研修、テキスト読解など）を含み、それ以外に言うまでもなく、
- (d) 学生がみずからの自由な意志によって、自分のための「基礎教育」を自由に組み立てることができるような多様性と柔軟性のあるカリキュラム群があるべきである。

N.B. 「教養教育」は、ある種のコア・カリキュラムと自由選択のア・ラ・カルト・カリキュラムとに大きく分かれる。そのうち、問題の焦点は、コア・カリキュラムにある。いくつかの大学において、コア・カリキュラムの編成実施が試みられているが、その趣旨が学生に十分理解されているとはいえない現状では、相互に重なりあうことも可能な2種類のコアを設定することが適切ではないか。すなわち、(a)群に含まれる科目のように、学生に明確な到達度を提示し、それに達しない学生を厳しくふるい落とすことが必要であるような科目と、(b)群のよう

に、学生の問題に対する目覚め、ないし取り組みを目的とするような（ということは、実践的なレポートの提出が望まれるような）科目の2種類のコアである。

(a)群に関しては、「論理的な日本語」を除けば、すでに科目として各大学にあるものであるが、(b)群に関しては、各大学でテーマ講義のような形式で行われていることが多く、教材・教育方法とも確固とした形式は確立されていない。したがって上記の2種類のコアとの関係で、この(b)群をどのような知の枠組みにグルーピングするかを、教材や教育方法をも含めて検討しなければならない。

3. とするならば、全国の大学の教官は、みずからの専門と、その専門への入門的教養教育（前専門教育）とは別に、専門家や前・専門家ではない学生に対して、みずからの専門がそれと関係を持つ現代における知の課題をどのように教えるのか、という問いを課されていることを自覚し、あらたな教育を創造しなければならないことになるだろう。教師が「課題探求型の知性」を持たずして、学生に「課題探求」を教育できるわけがないことはまったく自明だと思われる。もし大学人が真剣に大学生に与えるべき「教養的な教育」の質に責任を持つとするならば、それぞれの専門への入門教育とはまったく異なる発想からそうした「知的市民」のための教育の内容と方法が検討されるべきであろう。

N.B. (1)たとえば、文科系の学生に教えるべき最低限の「理科系知識」はどのようなものか、というような問いには真面目にはどこでも議論されていない、あるいは、理系・文系を問わず、大学卒業者がどの程度の、国内法・国際法の知識を最低限、持っているべきかについての議論も行われてはいないように思われる。あるいはまた、どんな科学者も知っておくべき「科学の歴史」についてどのような「教科書」があるのだろうか？ 従来の保健・体育の枠を大きく超えた自己の身体についての正しい認識とコントロールの方法も大学において確立されるべきだろう。

N.B. (2)また、このような「教育の創造」はかならずしもそれぞれ専門家である教官個人の個人的な関心からは生み出されにくいということがある。とすれば、どのような形でそうした創造を促したらよいかについて考えることが必要である。現在いくつかの大学で教養教育に関する全学的な研修集会等が実施されているが、このような試みは新しい「教養教育」の創造に向けて全学教員の共通理解を得るためにも有意義であると思われる。こうした試みに対して、それが適切に評価され、予算的な裏付けも得やすい環境をつくるべきであることは言うまでもない。

また、制度的には、

4. この教育が「全学を挙げて取り組まなければならない根本的な教育」であるという全学的合意が各大学で得られるように、国立大学全体としての明確な意志表明が望ましい。すなわち、この教育の実施・運営機関がすみやかに全学的な協力を取り付けられるような責任体制を各大学で確立することが必要である。

その上で、

- (a) みずからの専門を超えて教育するこの教育は、もっとも優秀な研究・教育者によって担われることが必要であり、それを制度的にも保証しなければならない。(担当教官への手当ての制度化、人事権や予算権、カリキュラム編成権の確保、名誉教授の採用、教育方法の研究や実験への予算措置、研究評価とは別の教育評価の導入など)
- (b) この教育は、学生とりわけ大学初年度の学生にとっては、学問への真の動機付けとなる可能性のある重要な教育である。そのためには、どうしても教官との接点が保証される双方向的な小人数授業、あるいは、実践的な「現場」教育など教育コストのかかる場が必須となるが、そのための設備ないし予算的な裏付けが保証される必要がある。
- (c) また、この教育のためには、各大学の枠を越えた情報交換や協同討議が継続的に行われることがきわめて有効である。現在ある全国国立大学教養教育実施組織代表者会議や国立大学教養教育担当組織協議会の活動を含めて、そうした大学間の協議が活発に行われるような環境を整えなければならない。

国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方

平成11年6月
国立大学協会
第2常置委員会

はじめに

いうまでもなく情報公開は時代の要請であり、とりわけ公的機関、なかでも行政機関保有の情報の公開が国民の権利利益の確保や増進のため強く求められていることは周知のとおりである。

自治体における近年のいわゆる情報公開条例の制定・施行や今般の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「情報公開法」という)の制定はこのことを端的に示しているが、国立大学もまたこのような状況のなかで、自己の保有する情報の公開について早急かつ真摯に検討し、積極的に対応することを要請されており、なかでも入試情報はその重要性和関係者の数の多さからして、とくにこのことが強く求められているところである。

入試情報の開示は反って大学間の序列を明らかにしたり、合否判定や成績評価についての大学の自由な判断の余地を狭める等のマイナスの効果をもたらすのではないかと懸念をもたれることもあるかもしれないが、むしろ各大学はいかにして入学者を教育し、その能力を高めて社会に有為な人材を送り出し、自らの存在理由を確立するかに腐心すべきであるし、また入試情報を開示することによって、大学の合否判定や成績評価についての信頼性が高まり、さらには入試の改善や大学教育の改革にもつながると積極的に理解すべきである。

本委員会はこのような見地に立って国立大学の入試情報の開示について検討し、ここに基本的な考え方をまとめた。

その際われわれが手掛かりとしたのは、2回に亘り寄せられた各大学の見解、入試の現状、情報開示についての学界の理論、裁判例や実務(とくに国に先行して情報公開に取り組んできた自治体の情報公開条例や個人情報保護条例をめぐる裁判例や自治体のそれらの条例の運用状況、あるいは不開示の決定についての不服申立てに関連して出された審査会の答申)、等である。もとよりそれらは一様ではないから、ここにまとめた見解もあらゆる立場や考えあるいは意見をすべて取り込んだものとはいえない。

したがって事項によっては本文書と見解を異にし、別途の開示方針をとりたいと考える大学もあるかもしれない。それは元来入試が各大学の責任でそれぞれの独自の方針により行われる面が大きく、そのため一律の基準の設定になじみにくい点があることからしても、当然あり得ることである。そしてわれわれは大学がそのような事項によっては別途の方策をとることはその自治に属することだと考える。ただ重ねていえば、その際、適正な入試の実施の確保を当然の前提としながら、できるだけ入試情報の開示に積極的に取り組むことが、受験生や社会一般の期待と要請に応え、さらには大学の今後のあり方にとってもよい結果をもたらすものとの立場に立ってまとめられた本文書の趣旨を汲んでいただくことを希望する。

なお本文書でいう入試情報とは具体的には、学部の新入生選抜のための試験情報を指し、編入学試験や大学院の入学試験に関する情報は含んでいない。編入学試験や大学院入試は学部の新入生選抜のための入試の場合よりもさらに各大学（学部）や大学院（研究科）の独自性が強く、したがってそれらに関する情報もきわめて多種多様であるため、共通の開示基準を定めることは困難であり、また不適當でもあると思われるのである。しかしながらそれらの情報についてもできるだけ開示がはかられねばならないことはいうまでもないから、各大学（学部）や大学院（研究科）は本文書の趣旨に則り、それぞれ適切に開示基準を定めるよう努めて欲しい。

I 情報提供の方法により開示する情報

ところで入試情報の開示の問題は、その情報の性質と開示の仕方により、三つのケースに分けて論じるのが適切である。

一つは大学が開示の請求をうけるまでもなく、受験生(本文書では一般的にはこの語を用いつつ、合わせて、とくに「現に受験した者」という意を示した方が適切と思われる若干の場合には「受験者」という語を使用している)や学校関係者等のニーズに応え、また公的機関の当然の責務として、自主的に入試情報を開示する場合である。ここには情報公開法の定める正規の開示請求手続によらない問い合わせや求めに応じて情報を公にする場合も含まれるが、情報の性質としては受験生やその関係者全体に関わり、また広く社会一般や報道機関も関心をもつ情報ということになる。

このような開示は情報提供といわれるが、入試情報の多くは直接受験生一般に関係し、また広い関心の的となるだけに、大学は可能な限り、この方法で入試情報を開示すべきである。

この情報提供の方法により開示される情報はさらに、各大学が問い合わせや求めを待たずに自主的・積極的に開示する情報(①)、問い合わせや求めがあれば情報公開法による正規の開示請求手続を要求することなく開示する情報(②)、および当面各大学が可能な範囲で開示に努める情報(③)に分けられる。

以下先ずそれぞれに属する具体的な情報名を一括して列挙し、そのうち開示に当たって留意すべき点等がある情報(下線が付されているもの)については、改めてその後の「解説」においてやや詳しくのべる。したがって下線が付されている情報については、「解説」の箇所の説明と合わせて理解して欲しい。

①自主的・積極的に開示する情報

- ◎ 志願者数(中間集計・最終集計)
- ◎ 受験者数
- ◎ 合格者数
- ◎ 試験問題
- ◎ 採点・評価基準
- ◎ 合否判定基準

◎ 合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料

②問い合わせや求めに応じて開示する情報

- ◎ 追加合格者数
- ◎ 入学者数
- ◎ 入学辞退者数
- ◎ 入試実施組織

③開示に努める情報

- ◎ 正解・解答例

【下線部分に関する解説】

採点・評価基準

採点・評価基準と次の合否判定基準は入試の根幹に関わる事項であり、その開示に当たっては慎重な考慮が必要なことはいうまでもない。

一般的にいえば、それを開示すると入試の適正な実施に支障を生ずることが明らかであるような採点・評価基準や合否判定基準は開示しないことになる。それらはむしろⅡ(2)で挙げている、開示すると入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報の一つとしてあつかわれるべきであろう。

しかし反面このように重要な情報であるだけに、それらは当然受験生の利益に大きく、かつ密接に関わっており、可能な限り自主的・積極的に開示することを求められる情報でもある。

採点・評価基準について具体的にいうと、それは主として論述問題、小論文、実技試験、面接、調査書等について重要となるであろうが、その際の基準には、一般的基準、当該年度の問題や課題を想定して作られた具体的基準、採点・評価時に委員が協議してまとめた基準等があると考えられる。

ここでは試験実施前に、例えば募集要項等に記載することにより、開示するケースを想定しているので、最後者の基準は除かれ、前二者が対象となるが、二番目の情報も開示すると問題や課題を予測させるようなものを含むであろうから、その全面的な開示は困難であると思われる。

したがってこれまでも各大学が表明していると思われる考察力・想像力・推理力・論理的思考力・理解力・記述力・意欲・表現力・討論能力・素描力・造形力・物のとらえ方・音楽性・技術力・運動能力・学業成績・就学状況・部活動・社会活動等の一般的基準、および二番目の基準のうち開示してもとくに試験の実施に支障を生じないものがここでいう自主的・積極的に開示する採点・評価基準ということになる。

ただし開示される基準があまりに概括的、通り一遍的であっては、開示の意味がないから、採点・評価のポイントができるだけ明確になるよう最大限の努力をして、受験生の利益をはかり、その関心に応えるべきである。また試験実施前には開示しない二番目の残りの情報や三番目の情報を試験

実施後、③の開示に努める情報の一つとして検討することも考えられよう。

合否判定基準

上記のように合否判定基準についても、その開示が入試の適正な実施に明らかに支障をもたらすことが予想される場合には、開示しないことになる。

そのような場合に該当せず、自主的・積極的に開示することができると考えられる合否判定基準としては、総合点主義か否か、特定科目の成績を重視するか否か、あるいは、ある科目の成績が水準以下の場合には総合点の如何にかかわらず不合格とする制度を採用しているか否か（採用している場合はその内容も含めて）、同点者の順位決定基準、等が挙げられる。

その他採点や評価と並行して、あるいは採点や評価の終了後定められる合否判定基準もあると思われるが、それについては採点・評価基準の箇所の最後でのべたように、③の開示に努める情報の一つとして考えるのが適当である。

合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料

この情報（以下「合格者成績情報」という）の開示は大学間の序列の明確化や偏差値教育の助長をもたらし、反って有害であるとの懸念もあるであろう。しかし受験生が志望の大学・学部を選択するに当たっては、専攻分野や大学・学部の学風・特色と並んで、合格の可能性も重要な判断材料である。そしてそのことは試験制度がある以上当然のことであって、そのための資料も適切に提供されるべきなのである。現在のところこの必要は高校や予備校による推定値によってカバーされているが、その分受験生は自己の志望校・学部の決定をこれらの機関によるアドバイスに大きく依存することになっている。むしろ大学自体が合格者成績情報を開示することが、受験生の主体的な志望校・学部の選択を促進すると考えて、合格者成績情報の開示に積極的に取り組むべきである。

なお点数や評価以外の開示になじまないものも合否判定の資料とされている場合は、そのことを注記して合格者成績情報を開示すればよい。

また合格者成績情報の開示については、点数や評価をそのまま開示する仕方の他に、例えば10点あるいは20点刻みの合格者の得点分布といった形で開示するやり方も考えられる。その方法については各大学が、できるだけ受験生に有用な合格者成績情報を提供するとの観点に立ち、これまでの経験等もふまえて工夫すべきである。

点数の開示は総合点のみでもよいが、その場合でも大学入試センター試験成績と個別学力試験成績は分けて開示するのが適切である。なお合格者が少数の場合は、合格者成績情報の開示が個人情報の開示になるおそれがあるので、開示は控えられるべきであるが、10人程度がその際のめどとなる。

問い合わせや求めに応じて開示する情報

これについては、問い合わせや求めがあれば無条件で開示するのではなく、相手方について確認し、不適切な利用が予想される場合は開示しないことができることはいうまでもない。

入試実施組織

これは入試実施体制についての問い合わせについて、そのアウトラインを開示するとの意であり、

したがって委員名等具体的な人名の開示を求めるものではない。

正解・解答例

大学はいうまでもなく適切な試験を実施する責任があり、そのためにも、また当該年度および次年度以降の受験生の便宜のためにも、正解や解答例を開示することが望ましい。ただ試験終了後直ちに正解・解答例を開示するためには、出題確定と同時に正解・解答例の原稿作成および印刷に取り掛からねばならないであろう。このことはおそらくそれを担当する出題委員や入試関係職員等にとってはかなりの負担となることが予想される。

新年度になってからこれらの作業を始め、開示をする場合は幾分は負担は軽減されると思われるが、その場合でも一義的な解答が示せない問題についての正解・解答例の作成をどうするかというような、相当困難な問題が依然残ることになる。

これらのことを考慮して当面正解・解答例を開示するか否かや、開示する場合の方法や時期等は各大学の判断に委ねることとする。なお正解・解答例と合わせて、あるいはそれに代えて出題意図等を開示する方法も考えられよう。

II 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報

次いで情報公開法に基づく請求に応じて入試情報を開示するケースがある。これはIの情報提供と対比して情報公開といわれるが、この場合は情報公開法による法的権利の行使として開示請求がなされるのであるから、大学が対応を誤れば、法的紛争を招来し、不服申立てや行政訴訟に発展する可能性がある。

情報公開法は原則公開をその基本精神とするから、情報提供により開示される情報以外のすべての入試情報は一応同法による開示請求の対象になるが、ただ情報公開法は個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、等）や意思形成過程情報（国の機関の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのあるもの、等）、あるいは事務事業情報（国の機関が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、等）のような原則公開の例外（不開示情報）を定めているので、それらの不開示情報に該当する入試情報は開示しないことになる。

しかし、入試情報はその性質上、できるだけ正規の開示請求手続を待たずに、広く開示されることが望ましいので、多くの情報を情報公開法による請求をうけて開示する情報と位置づけるのではなく、可能な限り、情報提供により開示する情報に分類することが必要である。

以下(1)で情報公開法による請求をうけて開示する入試情報についてのべ（なおいうまでもなく、この情報公開法に基づく請求に応じての開示は同法が施行されるまで実施は保留されることになるが、施行は公布の日から2年を超えない範囲において政令で定める日からとされている）、(2)で不開示情報と考えられる入試情報についてのべる。

(1) 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報

- ◎ 入試に関する規程・規則・内規・申し合わせ，等
- ◎ 入試関係会議の通知状・会議記録，等

(2) 情報公開法に基づく請求があっても開示しない情報（不開示情報）

- ◎ 入学志願票・志望理由書・推薦書・調査書・健康診断書・身体に障害を有する志願者の相談申請書・答案・得点表・その他の合否判定資料（個人情報，事務事業情報）
- ◎ 出題委員名・採点委員名・面接委員名（個人情報，事務事業情報）
- ◎ 志願者名・合格者名・入学者名・入学辞退者名（個人情報）
- ◎ 帰国子女特別選抜や私費外国人留学生特別選抜における各種の証書や証明書（個人情報）
- ◎ その他開示すると受験者の権利利益を侵害し，または入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報（個人情報，意思形成過程情報，事務事業情報）

【下線部分に関する解説】

入試に関する規程・規則・内規・申し合わせ，等

これらは情報公開法による請求があれば開示すべき情報であるが，そのなかに情報公開法が定める不開示情報が含まれている場合は，その部分は開示しないことができる。すなわちこれらの入試に関する規程等は開示が原則であり，その内容に不開示情報とみなされるものがある場合に限り，例外的にその部分のみが不開示とされ得るのである（なお当該部分を容易に区分して除くことができないうときや，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，全体を開示しないことができる）。

入試関係会議の通知状・会議記録，等

上の入試に関する規程等についてのべたことがそのまま妥当する。

その他開示すると受験者の権利利益を侵害し，または入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報

いうまでもなくこの情報に該当するか否かの判断は慎重になされるべきであって，安易に不開示情報の範囲を拡大することがあってはならない。あくまでも上に挙げた入学志願票以下の情報と同程度に不開示の理由が明白でなければならないのである。

Ⅲ 請求により本人に開示される個人情報と，本人に対しても開示されない個人情報

三番目に個人情報の本人開示という方法により，入試情報が開示されるケースがある。これは情報公開法に基づく請求に対しては，不開示情報であることを理由に開示されない個人情報も，権利利益の確保上，請求があれば，当該情報主体に対しては開示されることが望ましく，また必要であるとの判断により，実施される開示方法である。

このような個人情報の本人開示の実施のため必要な法的措置については必ずしも意見の一致をみ

ていないが、通常考え方は個人情報保護法のなかに、そのための規定を盛り込んで実施するというものである。ただ現在わが国では個人情報の保護に関する法律は一応あるものの、そこでいわれている個人情報とは電子計算機処理に係るそれであり、またその限りで設けられている本人開示のシステムも、入学者の選抜や診療に関する事項は含まないこととされている。

しかしながら、法制度が未整備であることを理由に個人情報の本人開示に消極的態度をとり続けることは適切ではなく、また法制度の確立を待たずとも大学が自主的な判断によって入試個人情報の本人開示を検討し、実施することは差し支えないのであるから、積極的にこのことに取り組むべきであると考えられる。

なおこのように大学が自主的に入試個人情報の本人開示を検討し、実施する際にも、率直な記述が望まれる情報について、開示がそのことを損なうおそれがある場合や、開示により採点・評価の基準が細かく明らかになることによって受験対策に利用され、以後の試験実施の目的が損なわれるおそれがある場合のように、例外的に本人に対してといえども開示されない情報があり得るが、以下(1)で入試個人情報の本人開示のうち、請求により本人に開示される情報についてのべ、(2)でこの本人に対しても開示されない情報についてのべる。

(1) 請求により本人に開示される個人情報

- ◎ 試験成績（得点・評価・順位）
- ◎ 調査書（ただし次の(2)も参照）

(2) 本人に対しても開示されない個人情報

- ◎ 調査書の「指導上参考となる諸事項」および「備考」欄の記載
- ◎ 推薦書
- ◎ 答案

【下線部分に関する解説】

試験成績（得点・評価・順位）

評価とはA、B、C等のように点数では表示できない判定を意味している。得点の開示については総合点によるか、よりくわしく科目ごとに行うかという問題があるが、それについては各大学の判断に委ねる。ただし総合点を開示する場合も大学入試センター試験成績と個別学力試験の成績は区分し、大学入試センター試験成績については科目ごとの成績を示すべきである（次のIVでのべる大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示が実施されるようになれば、当然ここでの大学入試センター試験成績の開示は不要になる）。また順位についてもランク区分によるか、そのまま示すかは各大学の判断に委ねる。

なお面接や小論文等については点数化は勿論のこと、合否評価や段階評価もせず、例えば、同程度の成績の受験者グループのなかから合格者を選抜する際の参考資料として利用しているようなケ

ースもあるのではないかと推測される。この場合は当然当該面接や小論文の成績の開示は困難であるから、面接や小論文の結果をそのように用いる旨をIの採点・評価基準ないし合否判定基準で明らかにすればよい（面接や小論文について成績の開示が困難な利用の仕方をしているその他のケースについても同様に考えられる）。

面接、小論文、実技等の点数化や段階あるいは合否評価等の作業は微妙な作業であるので、それら（とくに面接）に関する成績情報は開示になじまないという意見もあろうが、作業過程は微妙であっても、その結果としての点数や評価は原則的には通常の入試個人情報と考えられるから、その開示請求に対しても、入試の適正な実施を著しく阻害するとか、受験者の将来に著しいマイナスの影響を与えよとかの支障が予想されない限り、できるだけ応じるべきである。

なお関連して、ここで、従来一部大学が行ってきた高校や予備校への関係受験者の成績通知は、個人情報保護の趣旨からして見直しがなされるべきことを指摘しておきたい。

調査書

調査書の開示はむしろ作成機関である高校に請求すべきであるとの意見もあろうが、大学が職務上取得・利用し、保有する情報も大学の情報であり（情報公開法第2条第2項参照）、調査書はこれに該当するから、入試個人情報の本人開示をはかる以上、その開示を求められた場合は大学は判断を回避するわけにはいかないのである。

そして客観的な数字や、A、B、C等による成績評価や出欠の記録の部分（通常その大略はすでに通知表によって本人に知らされている）、あるいはクラブ活動等の特別活動の記録の部分は本人に開示を拒否する理由が見出せない。高校入試における調査書について判例もそのように解している。

しかし(2)に示した残りの記入者の評価も交えて文章により記述する部分は、開示すると率直な表現が抑制される等、その目的が損なわれるおそれがあるため、開示しないこととする。判例のこの点についての判断も同様である。

IV 大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示

さらに大学入試情報の開示については、従来からの懸案事項として、大学入試センター試験（以下「センター試験」という）成績の個別学力試験出願前の本人開示の問題がある。これはかねてから受験生等の要望が強い問題であり、またそれは現在のようにセンター試験の受験を経て個別学力試験の出願を行うというシステムをとる限り、至極当然な、理由のあの要望であるが、今日まで実現をみていない。

これはかつて国立大学協会と公立大学協会が、共通第1次学力試験の成績は志望大学にのみ通知し、本人および高校には通知しないと決定したり（昭和52年）、現在のセンター試験の基本方針を審議した文部省の大学入試改革協議会も、当面受験生個人への試験結果の通知は行わないこととしたこと（昭和63年）、また大学審議会の報告（平成5年）も積極、消極、両論の併記に止まり、明確な方針を示さなかったこと、等によるものである。

しかし今回本文書をまとめるに当たって集約した高校および大学の意見は圧倒的にセンター試験

成績の個別学力試験出願前の本人開示を求め、あるいは是とするものであった。とくに大学側にはこのことこそが入試情報開示の中心問題であり、いかに個別学力試験の情報の開示をはかっても、この問題についての検討と前進がない限り、入試情報の開示は不完全なものといわざるを得ないと意見が強かった。

これらの意見をふまえ、またそもそもそれまでの共通第1次学力試験に代えて、新しく国公立私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」すなわち現在のセンター試験の創設を提案した臨時教育審議会の第1次答申（昭和60年）は受験生への得点通知を積極的にはかることを求めていること、それが現在の入試システムの下では受験生にとって重要な意義をもつものであること、さらに加えて何よりも上のⅢの冒頭でのべた行政改革委員会の意見からも明らかなように、教育関係情報の本人開示の問題に積極的に取り組みその前進をはかることは現在国民的要請であること等に鑑みると、センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示の実現は国立大学の入試が当面する喫緊の課題である。

勿論その実施に当たっては高校や大学入試センター等の関係機関との十分な協議が必要ではあるが、上にのべたようにセンター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示は国立大学の入試情報の開示を真に意義あるものとするには不可欠の事項であり、国立大学協会はその実現のために主導的な役割を果たすべき責任があるとの認識に立って、第2常置委員会において実現の方途を至急検討することとする。

なお大学入試センターにも同様の事項の具体的検討を依頼したことを付言しておく。

む す び

以上、第2常置委員会が大学入試情報の開示について検討した結果をまとめたが、あるいはより一層具体的かつ明確に開示についての考え方を示してもらいたいとの希望もあるかもしれない。さらに入試方法が多様化している今日ではこれまでにふれられなかった入試情報や論点も存在しているはずであり、それらの点についてより精査して検討すべきであるとの指摘もあるであろう。

しかしながら当委員会は、国立大学に共通する入試情報の開示についての基準をまとめる必要性を充分認識しつつ、他方では各大学が、それぞれの実情やこれまでの経験をふまえ、適切な入試情報の開示について独自に検討、工夫することもまた望ましいことであると考えます。

したがって第2常置委員会としては以上の考え方を示すに止め、より具体的かつ明確な開示基準等の作成については各大学の判断に委ねることにしたい。

また受験生の便を考えれば、できるだけ早期の実施がはかられるべきであるから、可能なものは平成12年度入試（平成12年4月に入学する学生を選抜するための試験—他の年度の入試の表記も同様の意である）から実施するのが望ましいが、採点・評価基準や合否判定基準、あるいは調査書等のように、開示についてかなりの検討期間や周知期間を置く必要があるため、平成13年度入試からの実施を目途にするのが妥当と考えられるものもある。（別紙参照）

最後に今後のことについて若干のべておきたい。

開示が実施されると今回の開示基準では充分に対応できないケースが生じたり、手直しが必要と思われる箇所が見出されるかもしれない。また本文書が全くふれていない事項をめぐる問題が発生したり、開示された結果についての問い合わせや、さらには苦情が寄せられることも考えられる。それらについては当面各大学で対応してもらうことになるが、合わせて第2常置委員会に付属する恒常的な委員会を設けて、入試情報開示後の状況を調査、集約して、開示基準の改善、工夫をはかり、また開示後生じた問題について必要ならば各大学に共通する対応策等を検討することが必須であると思料する。

さらにまたそれまでの経験や他の分野の情報開示の進捗状況等を基に、各大学のさらなる意見も求めて3年後、すなわち平成15年度入試の前に、入試情報の開示のあり方について改めて総合的に検討することを望ましいと考える。

また多くの大学から入試情報の開示の実施のためには、職員の増員の問題もあわせて考慮すべきであるとの見解が寄せられたことを付言しておく。

〔別紙〕

入試情報開示の実施時期についての考え方

本文でのべたように受験生の便を考えれば、できるだけ早期の実施が望ましいが、情報によっては開示についてかなりの検討期間や関係機関への周知期間が必要なものもある。そこで第2常置委員会としては従来より開示を実施し、したがって開示に際し特段の新たな作業を必要としない情報は平成12年度入試より開示することとし、新たに開示を行う情報については準備や周知のための期間を考慮して、平成13年度入試より開示を実施することを目途とするのが妥当であると考えられる。

そのことを本文でのべた各情報について具体的にのべれば次のとおりである。

I 平成12年度入試より開示を実施する情報

- ◎ 志願者数
- ◎ 受験者数
- ◎ 合格者数
- ◎ 試験問題
- ◎ 追加合格者数
- ◎ 入学者数
- ◎ 入学辞退者数
- ◎ 入試実施組織

II 平成13年度入試より開示を実施することを目途とする情報

- ◎ 採点・評価基準

- ◎ 合否判定基準
- ◎ 合格最高・最低点および合格者の平均点，等の合格者の成績についての資料（※平成12年度入試の実績を，平成13年度入試用の別紙1でのべている書類や文書に掲載する）
- ◎ 正解・解答例（※開示に努める情報）
- ◎ 試験成績
- ◎ 調査書（※ただし不開示部分あり）

備考 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報は，同法の施行を待って開示する。

教務職員問題に関する検討結果報告

平成11年6月15日
国立大学協会
第4常置委員会

1. 教務職員の性格

教務職員は教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であるが、文部教官ではなく文部技官である。

〔教育職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、助手は文部教官であり、教育公務員特例法上は教員ではないが、同法の大学の教員に関する規定が準用されている。〕

しかし、その職務内容は文部省大臣官房人事課長通知が「イ 教授研究の補助として、学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導する職務、ロ 研究題目を担当して直接研究を行う職務」といつているように、助手のそれと酷似しており、初任給決定上の学歴区分も「短大卒」から「博士課程修了」まで幅広く設定されていることから、助手がそうであるように、制度上研究者養成機能を含んでいる職種と考えられる。また、俸給表上の扱いは概ね40歳までは行政職(一)4級を上回るものの、以降昇給カーブが鈍化するため、40歳を超えると行政職(一)4級を下回るという構成になっている(第1図参照)。これらは、長期在職を予定しない過渡的官職であることを示すといえよう。(過渡的官職という点は助手も同じと考えられているが、助手の場合は昇給カーブの鈍化傾向は教務職員ほど顕著ではない。)

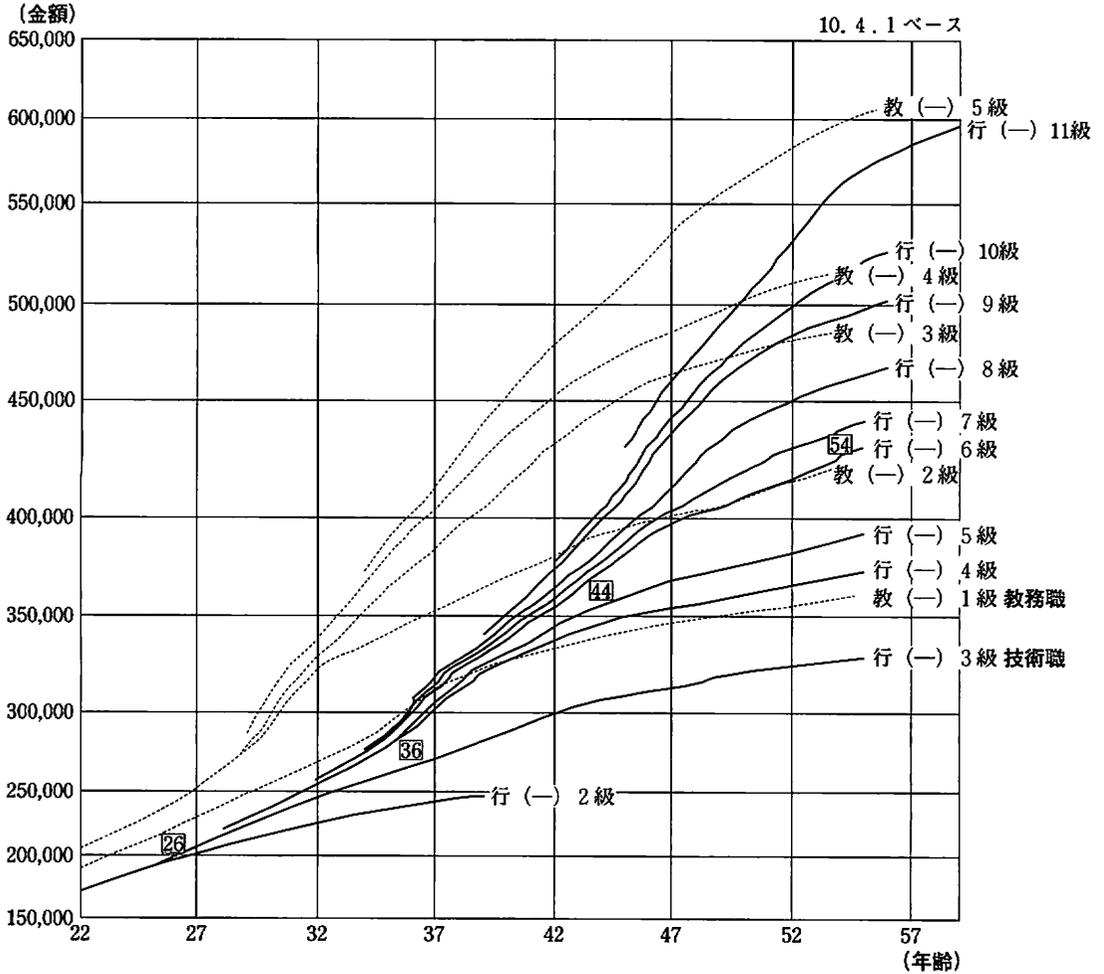
2. 運用実態と改善“指針”

しかし、その実態においては、必ずしも研究者養成機能を含む過渡的官職としてのみは運用されてこなかった。その結果、多種多様な長期在職者が生ずることになり、処遇上、看過すべからざる事態を生んだ。

第4常置委員会は、平成3年10月16日付け「教務職員問題に関する検討結果報告」で、「教務職員をめぐる諸問題は、その多くが運用の不適切さに起因するものである」という認識に立って“運用の適正化”を図るべく、

- A 現行の職務職員制度を存続させながら次の何れかの措置を講ずる。
 - A-1 現行制度のもとでの運用の正常化に努める。
 - A-2 現行制度を前提としつつ、その学内措置として資格基準を助手相当に改める。
- B 現行の教務職員定数を次の何れかの方法又は、その組み合わせにより段階的に整理する。
 - B-1 助手以上への振替を推進する。
 - B-2 専門行政職俸給表適用職員へ移行させる。
 - B-3 他職種への異動等により定員の段階的整理を進る。

第1図 行(一)・教(一)俸給表



という“指針”をとりまとめ、各大学における実行方をお願いした。その後、本委員会は、平成6年5月11日付け「教務職員現況調査報告書」で“指針”提示以降の各大学における取組状況を点検し、「助手以上への振替要求を実施あるいは検討することにより教務職員の縮少を図ろうとしている部局とか、学内措置として任用資格基準を改め修士課程修了以上の者を採用することにより教官への異動を容易にさせるなど教務職員制度の有効活用を考えている部局などその対応は多様である。しかし、高齢化・長期在職化現象も顕著に現れており、その対策に苦慮していることは、国大協指針の全ての項目に検討中の部局が数多くあることから判断でき、その要因は各大学あるいは各部局によって異なる事情から派生しているとも考えられる。したがって、当委員会としては、当面、先に示した当委員会の問題解決のための指針に沿い、各大学あるいは各部局がそれぞれの事情に適した対応を実施されることをお願いしたいと考える」との結論を示し、今日に至っている。

第1表 平成4年～10年間の教務職員在職者の変動

年		平成4年 (現在員)	平成10年 (現在員)	増 減
年齢	平成4年 (平成10年)			
～24	(～30)	36人	185人	+149人(414%)
25～29	(31～35)	185人	130人	△ 55人(△30%)
30～34	(36～40)	223人	124人	△ 99人(△44%)
35～39	(41～45)	172人	105人	△ 67人(△39%)
40～44	(46～50)	195人	117人	△ 78人(△40%)
45～49	(51～55)	209人	118人	△ 91人(△44%)
50～	(56～)	260人	78人	△182人(△70%)
計		1,280人	857人	△423人(△33%)

3. 現 況

“指針”を出した平成3年度には教務職員定数は1,550だったが、平成11年度定数は585減じて965になっている。この定数減は、主として助手等への振替減によるものであり、各大学の取り組みは、B-1(助手以上への振替を推進)の方向で進んでいるといいであろう(第1表参照)。また、平成6年度に採用された教務職員の平成10年度末における教務職員としての在職状況をみると、29%と低くなっており、これは、“運用の適正化”も進んでいることを示す(第2表参照)。

しかし、平成10年7月1日現在の857人の在職者の状況を見ると、15年以上の長期在職者がなお38.6%を占めている。また、40歳以上の在職者比率をみても、昭和49年17.7%、平成4年51.9%、そして平成10年50.7%となっている。修士修了以上の短期在職者と短大卒以下の長期在職者の分極化が進んでいるとみられることは、“指針”に沿った過渡的官職としての運用が一方では進みながら、他方制度上予定していない事務等に從事させる望ましくない運用が依然として行われていることを示す。また、割合を高めている高位学歴者の中に15年以上の長期在職者が生じていることは注意を要する(第3表、第4表参照)。

第2表 平成6年度教務職員採用者の平成10年度末在職状況

年度 学歴	平成6年度採用者	平成10年度末 教務職員在職者(率)
博士課程修了	12人	3人(25%)
修士課程修了	42人	8人(19%)
大卒	38人	14人(37%)
短大卒	3人	3人(100%)
高卒・その他	1人	0人(0%)
計	96人	28人(29%)

“指針”が段階的整理方向の一つとして専門行政職俸給表適用職員への移行を示したように、長期在職教務職員の一部は技術職員と同じく専門行政職俸給表適用職員に相当すると我々は考えてきた。その技術職員について、平成10年度から技術専門職制度を導入し、処遇の改善を進めつつあることが、一方で長期在職教

第3表 教務職員在職者の構成

ア) 年齢別

年齢 \ 年	昭和49年	平成4年	平成10年
～24	10.9%	2.9%	1.9%
25～29	30.3%	14.4%	16.6%
30～34	29.4%	17.4%	15.5%
35～39	11.7%	13.4%	15.4%
40～44	9.1%	15.2%	11.1%
45～49	5.6%	16.4%	13.9%
50～	3.0%	20.3%	25.7%
計	100%	100%	100%

イ) 在職年数別

在職年数 \ 年	昭和49年	平成4年	平成10年
～9	76.4%	45.6%	50.7%
10～14	23.6%	13.9%	10.7%
15～19		15.8%	12.5%
20～24		15.9%	11.9%
25～29		6.1%	9.8%
30～		2.7%	4.4%
計	100%	100%	100%

ウ) 学歴別

学歴 \ 年	昭和49年	平成4年	平成10年
博士課程修了	3.9%	6.4%	6.5%
修士課程修了	12.9%	19.7%	22.6%
大卒	56.8%	56.9%	50.8%
短大卒	10.7%	9.0%	9.2%
高卒・その他	15.7%	8.0%	10.9%

務教員の処遇上の問題性を際立たせることになっている(第1図参照)。また、教務職員の助手への昇任の際の給与格付基準の見直しに伴う経過措置も平成13年で終了することとなっている。これらの点からも、教務職員問題の解決を急ぐ必要がある。

4. ま と め

平成3年10月に本委員会が提示した“指針”に沿っての対応が各大学で進んでいることを踏まえ、長期在職教務職員を無くすよう、“指針”に示した方向(B-2を除く)での最大限の努力を、あらためて各大学、特に今日なお多数の教務職員を抱える大学に求めたい。

なお、この問題は国立大学の教員構成及び教育研究支援職員のあり方という制度問題にも関わるものであり、この点について国大協として助手・教務職員の実態を踏まえ改めて検討する必要があることも指摘しておきたい。

第4表 教務職員学歴別在職年数調べ

平成10年7月1日現在

学歴 \ 在職年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計
博士(医博)	(87.5%) 49 [17.1%]	(7.1%) 4 [2.7%]	(1.8%) 1 [1.1%]	(3.6%) 2 [1.9%]				(100%) 56 [6.5%]
修士(医大)	(67.5%) 131 [45.8%]	(16.0%) 31 [20.9%]	(5.7%) 11 [12.0%]	(6.2%) 12 [11.2%]	(3.6%) 7 [6.9%]	(1.0%) 2 [2.4%]		(100%) 194 [22.6%]
大学	(20.2%) 88 [30.8%]	(21.1%) 92 [62.2%]	(13.3%) 58 [63.0%]	(16.1%) 70 [65.4%]	(14.0%) 61 [59.8%]	(9.5%) 41 [48.8%]	(5.8%) 25 [65.8%]	(100%) 435 [50.8%]
短大	(17.7%) 14 [4.9%]	(17.7%) 14 [9.5%]	(10.1%) 8 [8.7%]	(12.7%) 10 [9.3%]	(19.0%) 15 [14.7%]	(15.2%) 12 [14.3%]	(7.6%) 6 [15.8%]	(100%) 79 [9.2%]
高卒・その他	(4.3%) 4 [1.4%]	(7.5%) 7 [4.7%]	(15.1%) 14 [15.2%]	(14.0%) 13 [12.1%]	(20.4%) 19 [18.6%]	(31.2%) 29 [34.5%]	(7.5%) 7 [18.4%]	(100%) 93 [10.9%]
計	(33.4%) 286 [100%]	(17.3%) 148 [100%]	(10.7%) 92 [100%]	(12.5%) 107 [100%]	(11.9%) 102 [100%]	(9.8%) 84 [100%]	(4.4%) 38 [100%]	(100%) 857 [100%]

注) ()は横(学歴区分), []は縦(在職年数区分)に占める割合を示す。

単位:人

学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して―」 (中間まとめ) に対する意見

平成11年6月3日

国立大学協会

我が国の学術研究が直面している多くの課題、懸案について、広い立場からきめ細かい検討が精力的に行われ、その結果をふまえて適切な施策が数多く提案されている。学術研究の意義を十分にふまえた高い見識の答申(案)であって、このような形にとりまとめられた学術審議会に対し深甚な敬意を払うものである。

従来の答申と比較すると、重点施策の強力な推進といった観点が薄く、多角的な視点からの深い配慮に基づく提言が中心になっている。昨今の学術の流れを適切に反映したものとして十分理解されることである。しかしながら、取り上げられた課題すべての重要性は明白であるにしても、それらに対する施策の緊急性あるいは施行すべきタイミング等には、自ずと差異のあるところであろう。時系列的な指針が示されていれば、提言はなお有効性を増加すると考える。また、とりあげるべき施策が8つの項目に分かれて示されているが、当然のことながら、お互いに関連の深いものがあり、場合によっては相互に競合し兼ねないものもあると考えられる。

以上の諸点に対する見解をふまえた21世紀の学術研究のあるべき姿や具体的施策などについてわかりやすい資料を作成・解説するなどして周知に努めることが適切と考える。

以下に8つの具体的施策について、個別に意見を述べる。

1. 優れた研究者の養成・確保

- (1) 将来の人材配置に対する慎重な配慮、信頼性のある予測に基づいた博士研究員制度の充実は、適切で不可欠な施策である。これに関連して、p.14に短く触れられてはいるが、助手についてさらに踏み込んだ明確な指針を示すことが必要である。理、工、薬等の自然科学系の分野では、助手の一部を講師ないし助教授に格上げすることを含めて、制度の大幅な見直しを求める機運が高まっている。博士研究員の増加とも関連して、早急に改革すべき問題ではないか。
- (2) 「3. 競争的研究環境の整備」において、基盤的研究資金と競争的研究資金のデュアルサポートシステムを基本とすることが述べられているが、人的資源においても同様の観点が大切である。学術研究は高等教育と密接に関わり合っており、学術研究を真に推進するには、教育を念頭においた「基盤的な」人員の適切な配置が不可欠と考える。
- (3) 「博士研究員1万人」計画は1年を待たずに達成されようとしている。問題は、国ないしそれに準ずる同様のソースから資金が支出されている博士研究員であるにも関わらず、処遇に著しい差異のあることは、その役割等に明確な理由が見出せない限り、好ましいことではない。

- (4) 「5. 人文・社会科学研究の振興と統合的研究の推進」と関連するが、大学院の課程や博士研究員制度は、それぞれの分野にもっとも適合したものとすることが大切である。例えば、日本学術振興会の特別研究員 PD は3年間とされているが、一部の人文科学の分野や自然科学にある領域では、5年以上の期間が好ましいという意見がある。
- (5) 「7. 社会的連携・協力の推進」と関連するが、社会の年齢構成が急速に変化し、これに応じて種々の制度が改廃され、また新規に導入されている。優れた研究者の確保もこのような社会のダイナミックスを視野に入れて行わなければならない。

2. 研究組織・体制の機動的な整備

- (1) 傑出した制度を創設することはきわめて大切であるが、我が国ではこのような重要案件を真正面から取り上げる意欲が必ずしも十分とはいえなかった。適切な場を設定し、討議を深めたい。現在、学術研究の中核である大学において、教育と研究の整合性が危機に瀕している。教養教育の再構築を含め、研究・教育に対する優れた先導的な組織・体制の創出は喫緊の課題である。
- (2) 「3. 競争的研究環境の整備」、 「4. 世界水準の研究基盤の整備」と関連するが、大学等の機関が独創的な優れた体制、制度を案出し、これを試行的に導入する場合には、国がこれを積極的に支援することが肝要である。
- (3) 大学共同利用機関は、それぞれの設立の理念、目標を明確にし、その達成を実績で示さなければならない。大学の中から選ばれたものであることを自覚し、学術研究の最先端を推進しなければその存在理由はない。
- (4) 現場の研究者の意見を十分汲み上げ、審議会答申に適切に反映する方策を創出したい。
- (5) 現場の研究者に、例えば、博士研究員の採用やオーバーヘッドの徴収・支出を自分の責任と判断で迅速適切に行う自由度を付与し、その活動に一層のインセンティブを与えるようにしたい。

3. 競争的研究環境の整備

- (1) 基盤的研究資金と競争的研究資金のデュアルサポートシステムは傑出したもので、強く支持したい。今後我が国が目指すべき研究費の構造は、徹底した競争的研究資金中心主義でなく、デュアルサポートシステムを基本とし、競争の要素を付加するのが良い。とくに基盤的研究資金を十分確保することを閑却してはならない。
- (2) 科学研究費補助金、奨学寄附金等の外部資金に対するいわゆるオーバーヘッドについて、国として明確なガイドラインが設定できないか。この際強く認識しておかなければならないことは、オーバーヘッドはあくまでも競争的研究環境創出の一助とすることである。基盤的研究資金は別途確保しなければならない。
- (3) 現在複数の省庁が「基礎研究」と呼ばれている研究に個別に資金を支出している。その方式にはかなりの差があり、さらに悪いことにはそれらの間の連絡調整が十分でない。「7. 社会的連携・協力の推進」とも関連するが、これでは国が推進する基礎研究に対して国民の理解が得られ

なくなるばかりである。中央省庁改革を機に、基礎研究費が科学研究費補助金を中心としたものに統合されるよう要望したい。

- (4) 研究評価はきわめて重要な案件であるが、我が国ではその文化的風土から実質的な評価を行ってこなかった。現在、大学審議会の答申を受けて「第三者機関」が創設されようとしている。学術審議会があえて評価の役割を担おうとされることに異議を唱えるものではないが、「第三者機関」との整合性、役割分担を明確にすることが肝要と考える。なお云うまでもないことであるが、第三者評価は、適切に行われれば、きわめて有効と考える。

評価の目的、意義については種々意見があろうが、このことについて、評価者、被評価者の間に明確な共通理解のあることが、研究評価を行う上で必要不可欠の要件である。

評価結果は最終的には研究資源の配分に反映されるべきであるが、研究評価に経験の乏しい我が国にあっては、このことは十分慎重に運ばなければならない。

- (5) 「科学技術基本計画」は、今後10年の期間を見通して立てられた5年計画で、平成8年度からスタートし現在4年目に入ったところである。その達成度について厳しい検討がなされている一方、次の計画に対する模索が始まっている。学術審議会でも次期の「科学技術基本計画」に積極的な提言をすべきではないか。

4. 世界水準の研究基盤の整備

- (1) 環境科学の基礎をなす大学林、海洋調査船、海外拠点の設置等を各大学の特性に応じ、全国利用大学附置共同利用研究機関として整備することが必要であろう。
- (2) 本答申(案)に十分記載されていることであるが(P. 39~40)、研究施設の整備は喫緊の課題である。資金は、「3. 競争的研究環境の整備」に述べたように、創造的、独創的な研究体制に重点的に配分すべきである。
- (3) 日本人学生に対しても大学院学生用の宿舍の整備が必要であるが、特に留学生宿舍は欧米と直接的に対比されるので深刻である。贅沢なことは望むべきではないが、必要最低限の宿舍は確保したい。良く認識されていることであるが、留学生に対する適切な投資は、我が国が将来世界的に活動する際大きな寄与をするものである。留学生に関する施設は「6. 学術国際交流の推進」との関連から是非充実したい。
- (4) 支援者の問題は整理が不十分である。どのような業務、仕事にどのような人材をどのように割り当てるのか。支援者の育成、処遇、将来の進路等、我が国の社会体制を十分ふまえた取り組みがなければ実行不可能である。

5. 人文・社会科学研究の振興と統合的研究の推進

- (1) 「1. 優れた研究者の養成・確保」でも述べたが、人文・社会科学の分野にもっとも適合し大学院、博士研究員等の制度を積極的に提案すべきである。現在の制度は、主として自然科学の分野を念頭において作られたとあってよいであろう。

- (2) 人文・社会科学と自然科学の統合は最近の「かけ声」の一つとなっているが、具体的なアプローチが明確ではない。すでに少数ではあるが、試行した例もあるのではないか。それらについて批判を含めた評価を行いたい。なぜ統合的な研究が必要なのか、それがどのように困難なものかがよく認識され、今後の発展の貴重な材料となろう。非常に具体的な課題としては「環境」、「高齢化」、「福祉」などが考えられる。

さらに心の問題を含め、人間自身に深く関わる多くの重要な課題があろう。これらの多くのものは学術的にも興味深いものと思われる。

- (3) 人文・社会科学は極めて多種多様であって、その研究振興もこのような学問固有の特性を十分に反映して取り組まなければならない。

6. 学術国際交流の推進

- (1) 外国人若手研究者の入国手続き、外国人 PD 特別研究員の受入れに伴う手続きを抜本的に簡素化、合理化したい。

7. 社会的連携・協力の推進

- (1) 科学技術離れが憂慮されているが、この原因のすべてが学術研究の細分化や成果の理解困難さにあるのではない。問題は、入学試験を含めた教育体制と初中等学校の教師、とくに理科を担当する教師の教育法あるいは素質にある。
- (2) 大学からの技術移転が始まっている。これに伴って適切な法的、物的整備が精力的に進められてきた。しかし、我が国では全く新しい取り組みで、経験の不足は否めない。現場での問題点をきめ細かく取り上げ、解決策を見出すことが喫緊の課題である。
- (3) 産学連携にあたっては企業、大学それぞれの独自性、自立性をお互いに尊重し、互恵の関係を保持したものとすることが肝要である。学術研究は、市場原理や経済的効率とは根本的に異なる創造の場で行われるものであって、この点を十分認識した上で連携・協力を実行しなければならない。

8. 学術・科学技術の調和

- (1) 科学と社会の接点に多くの問題が発生している。今後の学術の健全な発展には文化的な背景を十分念頭におき、社会論や人間論に基づいた広く深い観点から、これらの諸問題を学術的に取り上げ、解決を図らなければならない。そのためには、国内だけではなく国際的にも活躍できる機能、能力を備えた「科学と社会研究センター」の設置が必要不可欠と考える。
- (2) 大学が科学技術の真の中核、基盤であることを考慮すると、2001年にスタートが予定されている総合科学技術会議及びその事務局に、研究者を含む大学関係者が多数参加することが必要である。

名 簿

理 事 会

常務理事会

常置委員会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

特別委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

(平成11年8月1日現在)

理 事 会				常 務 理 事 会			
○印は常置委員会委員長を兼任							
会 長	蓮實 重彦	東 京 大 学 長		会 長	蓮實 重彦	東 京 大 学 長	
副 会 長	中嶋 嶺雄	東京外国語大学長		副 会 長	中嶋 嶺雄	東京外国語大学長	
〃	長尾 真	京 都 大 学 長		〃	長尾 真	京 都 大 学 長	
理 事	○丹保 憲仁	北 海 道 大 学 長		第1委員長	阿部 博之	東 北 大 学 長	
〃	山田 家正	小樽商科大学長		第2委員長	杉岡 洋一	九 州 大 学 長	
〃	○阿部 博之	東 北 大 学 長		第3委員長	佐藤 保	お茶の水女子大学長	
〃	北原 保雄	筑 波 大 学 長		第4委員長	梶井 功	東京農工大学長	
〃	磯野 可一	千 葉 大 学 長		第5委員長	内藤 喜之	東京工業大学長	
〃	○内藤 喜之	東京工業大学長		第6委員長	鈴木 章夫	東京医科歯科大学長	
〃	石 弘光	一 橋 大 学 長		第7委員長	丹保 憲仁	北 海 道 大 学 長	
〃	岡田 晃	金 沢 大 学 長					
〃	佐藤 博明	静 岡 大 学 長					
〃	松尾 稔	名 古 屋 大 学 長					
〃	岸本 忠三	大 阪 大 学 長					
〃	西塚 泰美	神 戸 大 学 長					
〃	廣中 平祐	山 口 大 学 長					
〃	齋藤 史郎	徳 島 大 学 長					
〃	近藤 浩二	香 川 大 学 長					
〃	○杉岡 洋一	九 州 大 学 長					
〃	江口 吾朗	熊 本 大 学 長					
〃	二神 光次	宮 崎 大 学 長					
第3委員長	佐藤 保	お茶の水女子大学長					
第4委員長	梶井 功	東京農工大学長					
第6委員長	鈴木 章夫	東京医科歯科大学長					
監 事	兵藤 剣	埼 玉 大 学 長					
〃	板垣 浩	横 浜 国 立 大 学 長					

<p style="text-align: center;">第1常置委員会 (理念, 体制・組織, 管理運営)</p>	<p style="text-align: center;">第2常置委員会 (入学者選抜)</p>
委員長 阿部 博之 東北大学長	委員長 杉岡 洋一 九州大学長
委員 久保 良彦 旭川医科大学長	委員 厚谷 郁夫 北見工業大学長
〃 北原 保雄 筑波大学長	〃 小柳 敏郎 帯広畜産大学教授
〃 貴志 浩三 宇都宮大学長	〃 江崎陽一郎 宮城教育大学長
〃 赤岩 英夫 群馬大学長	〃 吉田 政幸 図書館情報大学長
〃 町田 篤彦 埼玉大学教授	〃 板垣 浩 横浜国立大学長
〃 吉村 融 政策研究大学院大学長	〃 服部 賢 長岡技術科学大学長
〃 松尾 稔 名古屋大学長	〃 森本 尚武 信州大学長
〃 示村悦二郎 北陸先端科学技術 大学院大学長	〃 須藤 正克 福井医科大学長
〃 田中 成明 京都大学教授	〃 山崎 昇 浜松医科大学長
〃 岸本 忠三 大阪大学長	〃 辻野 昭 兵庫教育大学長
〃 中谷 彪 大阪教育大学長	〃 守屋 駿二 和歌山大学長
〃 廣中 平祐 山口大学長	〃 吉川 通彦 島根大学長
〃 立川 涼 高知大学長	〃 奥田 拓道 愛媛大学教授
〃 森満 保 宮崎医科大学長	〃 池田 久男 高知医科大学長
〃 田中 弘允 鹿児島大学長	〃 野村 新 大分大学長
専門委員 宮脇 淳 北海道大学教授	専門委員 山極 隆 富山大学教授
〃 小早川光郎 東京大学教授	〃 小嶋 秀夫 名古屋大学教授
〃 奥野 信宏 名古屋大学教授	臨時専門 委員 荒井 克弘 大学入試センター教授
〃 伊藤 博之 東北大学事務局長	
〃 板橋 一太 東京大学事務局長	

<p style="text-align: center;">第3常置委員会 (教養教育, 学部専門教育, 学生生活)</p>	<p style="text-align: center;">第4常置委員会 (教職員の待遇改善)</p>
委員長 佐藤 保 お茶の水女子大学長	委員長 梶井 功 東京農工大学長
委員 徳田 弘 秋田大学長	委員 久保 嘉治 帯広畜産大学長
〃 成澤 郁夫 山形大学長	〃 海妻 矩彦 岩手大学長
〃 岡本 靖正 東京学芸大学長	〃 小泉 千秋 東京水産大学長
〃 杉崎 昭生 東京商船大学長	〃 椎貝 博美 山梨大学長
〃 安永 均 電気通信大学教授	〃 又坂 常人 信州大学教授
〃 大澤 健郎 上越教育大学長	〃 仲井 豊 愛知教育大学長
〃 児嶋 眞平 福井大学長	〃 矢谷 隆一 三重大学長
〃 平野 眞一 名古屋大学教授	〃 井本 伸廣 京都教育大学長
〃 後藤 圭司 豊橋技術科学大学長	〃 赤井 達郎 奈良教育大学長
〃 丹羽 雅子 奈良女子大学長	〃 川本 謙一 島根大学教授
〃 山田 康之 奈良先端科学技術大学院大学長	〃 高折 修二 島根医科大学長
〃 原田 康夫 広島大学長	〃 近藤 浩二 香川大学長
〃 鮎川 恭三 愛媛大学長	〃 菰口 治 福岡教育大学長
〃 村田 晃 佐賀大学教授	〃 二神 光次 宮崎大学長
〃 山口 雅也 佐賀医科大学長	専門委員 中沢 正治 東京大学教授
〃 森田 孟進 琉球大学長	〃 長松 昭男 東京工業大学教授
専門委員 豊岡 照彦 東京大学教授	〃 菅原 正弘 東京医科歯科大学事務局長
〃 斎藤 彬夫 東京工業大学教授	〃 早川 明彦 北海道大学総務部長
〃 岩元 忠幸 東京大学学生部長	〃 中村 好一 東京大学総務部長

<p style="text-align: center;">第5常置委員会 (学術交流)</p>	<p style="text-align: center;">第6常置委員会 (財 政)</p>
<p>委員長 内藤 喜之 東京工業大学長</p>	<p>委員長 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長</p>
<p>委員 藤井 英嘉 北海道教育大学長</p>	<p>委員 田頭 博昭 室蘭工業大学長</p>
<p>“ 吉田 豊 弘前大学長</p>	<p>“ 山田 家正 小樽商科大学長</p>
<p>“ 澄川 喜一 東京芸術大学長</p>	<p>“ 杉本 典之 東北大学教授</p>
<p>“ 有山 正孝 電気通信大学長</p>	<p>“ 宮田 武雄 茨城大学長</p>
<p>“ 石 弘光 一橋大学長</p>	<p>“ 兵藤 剣 埼玉大学長</p>
<p>“ 水岡不二雄 一橋大学教授</p>	<p>“ 宮島 洋 東京大学教授</p>
<p>“ 高久 晃 富山医科薬科大学長</p>	<p>“ 岡田 晃 金沢大学長</p>
<p>“ 金城 俊夫 岐阜大学長</p>	<p>“ 岡島 達雄 名古屋工業大学長</p>
<p>“ 加藤 幹太 滋賀大学長</p>	<p>“ 佐和 隆光 京都大学教授</p>
<p>“ 松浦 好治 大阪大学教授</p>	<p>“ 小澤 和恵 滋賀医科大学長</p>
<p>“ 赤木 攻 大阪外国語大学長</p>	<p>“ 西塚 泰美 神戸大学長</p>
<p>“ 河野伊一郎 岡山大学長</p>	<p>“ 田中 聰 香川医科大学長</p>
<p>“ 齋藤 史郎 徳島大学長</p>	<p>“ 江口 吾朗 熊本大学長</p>
<p>“ 西村 重雄 九州大学教授</p>	<p>“ 中山 徹 大分医科大学長</p>
<p>“ 吉田 將 九州芸術工科大学長</p>	<p>“ 江田 昌佑 鹿屋体育大学長</p>
<p>“ 佐古 宣道 佐賀大学長</p>	<p>専門委員 原 政敏 埼玉大学事務局長</p>
	<p>“ 板橋 一太 東京大学事務局長</p>
	<p>“ 菅原 正弘 東京医科歯科大学事務局長</p>

<p style="text-align: center;">第7常置委員会 (研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報)</p>	<p style="text-align: center;">医学教育特別委員会</p>
委員長 丹保 憲仁 北海道大学長	委員長 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長
委員 吉原 泰助 福島大学長	委員 吉田 豊 弘前大学長
〃 磯野 可一 千葉大学長	〃 荒川 正昭 新潟大学長
〃 荒川 正昭 新潟大学長	〃 吉田 洋二 山梨医科大学長
〃 吉田 洋二 山梨医科大学長	〃 岡田 晃 金沢大学長
〃 廣田 榮治 総合研究大学院大学長	〃 山崎 昇 浜松医科大学長
〃 時澤 貢 富山大学長	〃 小澤 和恵 滋賀医科大学長
〃 佐藤 博明 静岡大学長	〃 西塚 泰美 神戸大学長
〃 山下 廣順 名古屋大学教授	〃 岸本 忠三 大阪大学長
〃 木村 光佑 京都工芸繊維大学長	〃 原田 康夫 広島大学長
〃 原 潔 神戸商船大学長	〃 齋藤 史郎 徳島大学長
〃 高橋 和郎 鳥取大学長	〃 杉岡 洋一 九州大学長
〃 阪本 昌成 広島大学教授	〃 江口 吾朗 熊本大学長
〃 溝上 泰 鳴門教育大学長	専門委員 大山 喬史 東京医科歯科大学教授
〃 中野 仁雄 九州大学教授	
〃 細川 邦典 九州工業大学長	
〃 池田 高良 長崎大学長	
専門委員 小山 貞夫 東北大学教授	
〃 藤野 幸雄 図書館情報大学副学長	
〃 若松 澄夫 北海道大学事務局長	

教員養成特別委員会	大学評価に関する特別委員会
委員長 岡本 靖正 東京学芸大学長	委員長 阿部 博之 東北大学長
委員 吉原 泰助 福島大学長	委員 丹保 憲仁 北海道大学長
" 貴志 浩三 宇都宮大学長	" 四ツ柳隆夫 東北大学教授
" 中嶋 嶺雄 東京外国語大学長	" 金子 元久 東京大学教授
" 矢谷 隆一 三重大学長	" 鈴木 基之 東京大学教授
" 須藤 正克 福井医科大学長	" 中嶋 嶺雄 東京外国語大学長
" 仲井 豊 愛知教育大学長	" 松尾 稔 名古屋大学長
" 原田 康夫 広島大学長	" 丸山 正樹 京都大学教授
" 溝上 泰 鳴門教育大学長	" 有本 章 広島大学教授
" 野村 新 大分大学長	" 立川 涼 高知大学長
専門委員 横須賀 薫 宮城教育大学教授	" 内田 博文 九州大学教授
" 浦野東洋一 東京大学教授	" 田中 弘允 鹿児島大学長
" 山崎 準二 静岡大学教授	" 天野 郁夫 国立学校財務センター教授
" 篠田 弘 名古屋大学教授	専門委員 伊藤 博之 東北大学事務局長
" 八尾坂 修 奈良教育大学教授	
" 羽田 貴史 広島大学教授	

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

委員長	佐藤 保	お茶の水女子大学長
委員	岡本 靖正	東京学芸大学長
〃	兵藤 剣	埼玉大学長
〃	板橋 一太	東京大学事務局長
〃	渡邊 隆	東京工業大学事務局長
〃	伊藤才一郎	国立大学協会事務局長
専門委員	中野 実	東京大学助手

そ の 他

(平成11年6月15日～平成11年8月1日)

■副会長の交代

	(新 任)	(前 任)	〔交代日〕
副 会 長	長 尾 真 (京都大学長)	阿 部 博 之 (東北大学長)	平成11年6月15日

■学長等の異動

○ 委員長の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	〔交代日〕
第1常置委員会	阿 部 博 之 (東北大学長)	長 尾 真 (京都大学長)	平成11年6月16日
教員養成特別委員会	岡 本 靖 正 (東京学芸大学長)	木 下 繁 彌 (大阪教育大学長)	平成11年8月1日

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	〔発令日〕
第1常置委員会	板 橋 一 太 (東京大学事務局長)	中 西 鈞 治 (東京大学事務局長)	平成11年6月16日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)		〔発令日〕
第7常置委員会	若 松 澄 夫 (北海道大学事務局長)	平成11年7月9日
第1常置委員会	小早川 光 郎 (東京大学教授)	平成11年7月23日
第1常置委員会	伊 藤 博 之 (東北大学事務局長)	平成11年7月23日
第1常置委員会	宮 脇 淳 (北海道大学教授)	平成11年7月29日
第1常置委員会	奥 野 信 宏 (名古屋大学教授)	平成11年7月29日

■特別委員会の解散

大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会 平成11年6月15日解散

国立大学協会の組織

創立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 文部省は文部大臣の私的懇談会として「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を設置し、今後の国立大学等の独立行政法人（エージェンシー）化問題についても、有識者による検討に着手することとなりました。国大協においても、国立大学の“独立行政法人”の問題が、喫緊の問題になり、第104回総会では第1常置委員会にこの問題の審議が付託されたのを受け、小委員会を設置し、この重要な問題に対応することとなりました。
- * 第104回総会で承認された「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）」「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」「教務職員問題に関する検討結果報告」を全文掲載し、皆様の参考に供することといたしました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、岡田金沢大学長にお願いして「白駒の隙」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成11年8月24日 印刷
平成11年8月31日 発行（非売品）

会 報 第165号

（第49巻第3号 通巻第165号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03 (3811) 4760

03 (3813) 0647

F A X 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社